

令和6年 網走市議会

令和6年度予算等審査特別委員会会議録

第3号 令和6年3月13日(水曜日)

○日時 令和6年3月13日
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員(15名)

委員長	井戸達也
副委員長	金兵智則
委員	石垣直樹
	小田部照
	栗田政男
	里見哲也
	澤谷淳子
	立崎聡一
	永本浩子
	深津晴江
	古田純也
	古都宣裕
	松浦敏司
	村椿敏章
	山田庫司郎

○欠席委員(0名)

○説明のため出席した者

市	長	水谷洋一
副	市長	後藤利博
企画	総務部長	秋葉孝博
市民	環境部長	田邊雄三
健康	福祉部長	結城慎二
健康	福祉部参事監	永森浩子
農林	水産部長	川合正人
観光	商工部長	伊倉直樹
建設	港湾部長	立花学
水道	部長	柏木弦
新庁舎	開設準備室長	武田浩一
企画	調整課長	佐々木司
総務	防災課長	日野智康
財政	課長	古田孝仁
戸籍	保険課長	渡邊眞知子
戸籍	保険課参事	小沼麻紀
生活	環境課長	近藤賢

生活環境課参事	田中正幸
市民環境部参事	梅津義則
健康推進課長	本橋洋樹
健康推進課参事	阿部昌和
健康推進課参事	今野多賀子
社会福祉課長	清杉利明
介護福祉課長	小西正敏
子育て支援課長	岩本純一
子育て支援課参事	東出信幸

教	育	長	岩永雅浩			
学	校	教	育	部	長	北村幸彦
社	会	教	育	部	長	吉村学

○事務局職員

事	務	局	長	岩尾弘敏		
事	務	局	次	長	石井公晶	
総	務	議	事	係	長	法師人絵理
総	務	議	事	係	早淵由樹	
				係	山口諒	

午前10時00分 開議

○井戸達也委員長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部審査に入ります。

なお、関連であります議案第11号についても併せて審査をいただきます。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

深津委員。

○深津晴江委員 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

私からはまず、こども発達支援センター移転調査事業についてです。

新規事業としまして1,000万円が上げられています。施設の老朽化については、先日、一般質問させていただき、移転を検討していただきよかったですと思っております。

今回、移転調査事業ですが、調査だけで1,000万円というのは高いという感覚がありますが、どこまでの事業なのか、お知らせください。

○岩本純一子育て支援課長 予算額1,000万円の内訳ですけれども、2点ございまして、まず1点目としまして、長寿命化の調査でございます。内容としましては、屋上または外壁に劣化がないかどうか、内部の電気設備や機械設備、ボイラーや暖房になりますが、こちらの状態を確認すること。また水回り、トイレとか配管、こちらの調査を行います。

2点目としましては、移転する「ふわり」の設計を行う形になります。内容としましては、内部の改修とか、防水改修、LED化工事などの設計を行いまして、設計内訳書の作成を行うものでございます。

○深津晴江委員 調査だけではなく、計画までというところで安心しました。

工事につきましては、移転先候補であります保健センターが移転してからになると思いますが、これは新庁舎とも絡んでくると思うのですが、こども発達支援センターの供用開始はいつぐらいをお考えなのか、もし計画がございましたらお知らせください。

○岩本純一子育て支援課長 実際の供用開始についてなのですが、まずは工事費を積算しまして、それから補正予算、もしくは令和7年度の当初予算で計上させていただきます。それからの工事になりますので、あとは業者の混み具合とかさういったところで工事のスケジュールが決まってくるかと思っておりますので、供用開始については令和7年度中を目指すというようなことになるかと思っております。

○深津晴江委員 承知いたしました。ぜひ順調に進むことを願っております。

次に、寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業についてです。

昨年8万8,000円でしたが、今回予算が15万円になっております。増加した理由をお知らせください。

○小西正敏介護福祉課長 事業費の増加理由ですが、近年、利用者が増加いたしまして、令和3年度まではおおよそ10名の利用者の方でございましたが、令和5年度現在で20名と、約、倍になっております。

平均利用回数、年に6回こちらは利用することが可能なのですけれども、今現在は概ね2.5回程度なので、利用回数自体はそれほど増えてはいないのですけれども、利用者が増加しているということで、事業費をおおむね倍増の15万円としたところでございます。

○深津晴江委員 利用者が増加しているということで、予算が増えているということはしっかりサービスを届けたいということがわかりますので、ぜひやっていただければと思います。

ちなみに、この事業のサービスを提供して下さる事業所は幾つあるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 当事業は委託契約をおのおの結ばせていただいているのですが、現在7事業者でやらせていただいております。

○深津晴江委員 利用者が増えているということは、多分いろいろな方々の口コミとかで増えているかと思うのですが、この事業自体あるのは私も存じているのですが、ぜひ、もっとこういうサービスがあるよという周知を、どこにどう申し込めばいいのか、直接申し込んでいいのか、あるいはどこかの介護施設などを通していいのかということも周知していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 周知のことについてですけれども、当事業は、要介護4以上の方で、在宅でお住まいの方ということでございます。対象者が介護4以上のため、基本的には必ずケアマネージャーがついておられます。在宅でお暮らしなので、そのケアマネージャーからの申請がほぼになりまして、当然ケアマネージャー連絡協議会とかホームページとかで周知はしておりますけれども、そういった必要な方にはケアマネージャーから情報が行って、御申請いただいているものと考えております。

○深津晴江委員 この事業については承知いたしました。

次に、老人クラブ運営補助金についてです。

予算が298万2,000円と、昨年よりも19万2,000円減額しています。その減額理由を教えてください。

○小西正敏介護福祉課長 老人クラブ運営補助金についてですが、事業費減額の理由といたしましては、まず令和5年度より、単位老人クラブに対しまして補助金額の基準を上げさせていただきました。

した。正会員1人当たり金額290円増額して1,200円、そして1クラブ当たり交付される均等割については3万6,000円に加えまして、正会員31名以上のクラブに対しましては、30人を超えた人数1人当たり310円の加算をすることといたしました。

しかしながら、全体のクラブ数、それと会員数の減少が伴いまして、前年度より19万2,000円の減額計上となったものでございます。

○深津晴江委員 クラブ数が減っての減額ということで理解いたしますが、やはり高齢者が生き生きと生活、暮らしていくためには、やはり社会的な活動というのは重要かと思っておりますので、今お示しいただいた金額で問題ないとお考えでしょうか。

やはりもっと活動範囲を広げたりとかという幅を広げるためにも、運営補助金を上げていく方向では考えないのでしょうか。いかがでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 補助金についてですが、まず、こちらの補助金の増額は今年度から行ったものでございまして、経緯といたしましては、会員数、クラブ数が減少している状況がございました。

活動の活性化に向けた取組について、市、老人クラブ連合会等と協議を行いまして、会員が多いクラブの負担を考慮するなどして、加算の基準の見直しを行ったものでございます。

補助金額増額の効果につきましては、収支や活動の活性化につながったというのは現段階ではなかなか判断できないところですが、今後の老人クラブ連合会との協議を把握していきたいと考えますし、担い手不足ですね、根本的なところといたしましては、そちらも老人クラブ連合会と協議を重ねまして、補助金の増加とともに運営上の課題となっている担い手不足、活動の活性化について継続して協議をしていきたいと考えております。

○深津晴江委員 ぜひ、高齢者の担い手不足というのはどの事業というのがあるかと思っておりますが、ぜひ活性化なども含めて検討していただければというふうに思います。

次に、成年後見相談支援事業についてです。

今後、認知症が増えることは予測されておりますので、大変必要とされる支援事業だと考えています。今年560万3,000円と、昨年より72万2,000円減額されていますが、その理由をお知らせくだ

さい。

○小西正敏介護福祉課長 事業費の減額理由ですけれども、減額理由といたしましては、3年に一度、市民後見人養成研修を開催することとなっております。今年度、令和5年度が開催年度でございました。そのため、今年度の事業費が多くなっておりまして、開催のない令和6年度の事業費が減少しているものでございます。

○深津晴江委員 今回の減額の理由については理解いたしました。

それで、3年に一度の市民成年後見の養成というのでしょうか、というところで、今のところそれで問題はない、課題はないというふうにお考えでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 市民後見人の人数等の問題だと思っておりますが、今年度、市民後見人養成研修を受講された方は13名おられまして、そのうち11名の方に市民後見人に御登録いただきました。合わせますと、現在登録者数は45名となっております。昨年度より11名増えたという状況でございます。

今現在の市民後見人が受任されている件数でございますと、およそ15件程度の受任となっております。必要な方には、人数的には充足していると考えておりますが、当然、後見人の方は市民に近い方で、倫理観を持っている方とか、幅広い経験を持たれている方が必要でございまして、そういった意味では、後見人の数は増えていったほうがよろしいですし、今は充足していますが、また継続して、今の段階では3年に一度ということで考えております。

○深津晴江委員 利用登録者数と利用の状況については理解いたしましたので、引き続き成年後見支援相談員についての養成をお願いしたいと思います。

次に、児童福祉施設AED設置事業についてです。

予算が47万9,000円となっておりますが、どこに何台つかか、教えてください。

○東出信幸子育て支援課参事 設置している箇所数につきましては、市内保育園1か所、へき地保育所2か所、児童館・児童センター4か所、子育て支援センター1か所、合計8か所となっております。内容につきましては、日常的に運動を行う機会が多い児童福祉施設に、急な心肺停止時の救命

対策としてAEDを設置しているもので、パッドなどの消耗品交換時の3年に一度を目安に、使用についての研修なども行っております。

○**深津晴江委員** 全部の児童福祉施設のAEDのパッド交換などの予算ということで、理解してよろしいでしょうか。

○**東出信幸子育て支援課参事** へき地保育所の一部につきましては、管轄が市民活動推進課にもなっておりますので、そちらのほうはそちらのほうで管理しております。

○**深津晴江委員** 市民活動推進課のへき地保育園以外のところで8か所を今回整備するという事業というふうに理解します。

それでは、ちなみにAEDがついていない児童福祉施設はないというふうに捉えて大丈夫でしょうか。

○**東出信幸子育て支援課参事** 設置していない児童福祉施設はございません。

○**深津晴江委員** わかりました。

それで、先ほどの御答弁の中で、研修等を行っているということなのですが、医療者であった私もAEDというのは常日頃から使うものではありませんので、やはりそこを想定して使用方法等、繰り返し訓練していくがいざというときの活用につながるかなというふうに考えますので、その訓練状況について、もう少し詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**東出信幸子育て支援課参事** 各施設の職員に、消防の方などを講師にお招きして、3年に一度を目安に使用の研修などを行っております。

○**深津晴江委員** 3年に一度では、私は少ないかなというふうに思います。最低1年に1回は復習して行って、それによって身につけていくものかなというふうに思いますので、ぜひ研修の在り方、訓練の在り方を検討していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**東出信幸子育て支援課参事** 研修の回数の頻度ですが、3年に一度を今のところを目安にしておりますが、1年に一度できるように検討してまいりたいと思います。

○**深津晴江委員** ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

やはり子供たちの命を守る、働いている方の命を守るということで、とてもAEDは有効だと考えておりますので、ぜひ前向きに進めていただければ

と思います。

次に、母子・女性団体諸補助負担金が6万1,000円の負担金が予算として計上されておりますが、この団体は具体的にはどのようなところなのか、教えてください。

○**東出信幸子育て支援課参事** 負担金を支出している団体といたしましては、網走市女性保護の会、くるみ里親会、ウイメンズ・きたみの3団体となっております。

○**深津晴江委員** どれも必要などうか、地域に貢献されている団体かなというふうには思うのですが、補助負担金を出す基準みたいなものは何かあるのでしょうか。

○**東出信幸子育て支援課参事** 負担金につきましては、各団体が行っている女性の保護、自立と地位向上を目的とする各種事業開催や配偶者による暴力家庭問題、雇用問題など女性の抱える相談業務や予防啓発等の活動を支援するため、負担金を支出しております。

○**深津晴江委員** どれも本当に女性保護の意味でも必要なところであるのは私も理解いたしますのですが、ぜひ続けていただきたいのですが、逆に言うと、6万円でもいいのかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

もし本当にシェルターとか使ったり、暴力を受けて逃げるとかというふうなところであると、もっと保護施設などに支出してもいいのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○**東出信幸子育て支援課参事** 現在のところ2万円ほどの負担金となっておりますけれども、金額につきましては、各団体と協議しながら、また研究してまいりたいと考えております。

○**深津晴江委員** 多分どこも運営に関しては厳しい状況にあるのかなというふうに思いますので、ぜひ一緒に検討して前向きに負担金を出していただければと思います。

次に、母子家庭等自立支援給付金支援事業についてです。

予算141万8,000円となり、昨年よりも減額されています。その理由を教えてください。

○**東出信幸子育て支援課参事** 令和5年度につきましては、高等職業訓練促進給付金として、継続1名と新規1名の2名分で288万円を計上しておりますが、令和6年度につきましては、令和5年度継続の1名が終了となることから、新規1名分

で120万円を計上しておりますので、令和5年度と比べ168万円の減となっております。

○深津晴江委員 減額された理由については、結果的には、事業を利用する方が減ったということで理解いたします。

自立支援でいろいろな訓練と養成等に行くときの費用になるかなと思いますが、ぜひ女性が自立するためにも支援金をどんどん活用していただければというふうに思いますので、さらに周知、継続していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○東出信幸子育て支援課参事 年々受給者は減ってきておりますが、毎年数名が就職へとつながっている状況を考えますと、直接的な数値には現れづらいものとはなりますけれども、引き続き周知してまいりたいと思っております。

○深津晴江委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、幼稚園型一時預かり事業についてです。

先日も数字についてはお示しいただいたかと思うのですが、改めて実績について教えてください。

○岩本純一子育て支援課長 幼稚園型一時預かりの実績、利用者数ですが、令和4年度、昨年度の実績でいきますと7園で実施してございます。

こちら7園で実施した結果なのですが、延べ利用人数が2万2,679人となっております。また、今年度まだ途中ですが、7園で実施しております、延べ利用者数が2万3,973人の見込みでございます。

○深津晴江委員 やはり確実に利用している人がいるということで、ぜひこの事業も積極的に進めていただければというふうに思います。

次に、法人立幼稚園施設・法人立保育園施設の質向上事業補助金について、併せてお伺ひいたします。

この事業については、ことしのまちづくりの中にもあるのですが、特別な支援が必要な園児への対応に関わる費用の一部を助成するというふうにあります。質向上事業としての中身を教えてください。

○岩本純一子育て支援課長 こちらの施設質向上補助金の内容ですが、こちらにつきましては、法人立の幼稚園とか認定こども園に対しまして、障がい児の受入れに対して、加配する人件費の一部

を補助することにより、きめ細やかな支援を行うことによって、質の向上を図ろうというものでございます。

○深津晴江委員 現在、特別な支援を要するお子さんというのが増えている印象があるのですが、この加配の予算で足りている、充足されているというふうにお考えか、お聞かせください。

○岩本純一子育て支援課長 こちらの補助金の実績になるのですが、今年度については、実績報告はこれからになりますので、まだ内容について確認はできておりませんが、参考までに、昨年度の実績で申し上げますが、民間の7施設に対しまして補助金を交付しております、支援が必要とする園児につきましては20名いらっしゃいますが、この補助金を活用しまして加配された職員数につきましては17名の先生方が加配されたということになっております。それぞれの園の個々の状況もありますので、こちらの補助金を使いまして1対1の支援とか1対3とか、そういった配置を行っているという状況でございます。

ただ、今、委員をおっしゃられたように、統計的にも増えているような傾向があると、小中学校でも8.8%の発達障がいがある可能性があると示されておりますので、こちらの補助金につきましては、一定程度園の在籍人数に応じた基準を設けまして、そちらについて職員の加配を行っているというようなことで運用している補助金になります。

○深津晴江委員 ぜひ、支援を要している子供にしっかりと保育などが届くように、加配などの予算配分もしていただければと思います。

次にいきます。病後児保育事業についてです。

まず、この事業の実績をお知らせください。

○岩本純一子育て支援課長 病後児保育事業の実績ですが、こちらについては、一つの保育園、認定こども園いせの里保育園になりますが、こちらのほうで実施している事業になります。

直近の利用状況ですけれども、令和6年2月の時点になりますが、こちらにつきましては、登録されている方については9名ございます。しかしながら、実際に利用された方はゼロ人になってございます。

○深津晴江委員 どのような状況でも、保護者として働いていくという意味で、病後児保育事業というのは有効かなというふうに思うのですが、利

用者ゼロというのは、折角ある、つくっている事業ですので、残念かなというふうに思います。

実際に私も、そういう事業があったのですかと、知らない保護者の方もいまだに存在しているのですよね。そういうことを考えますと、周知方法は現在どのようにしているのか、また今後どのように工夫できるかというところをお知らせください。

○岩本純一子育て支援課長 周知方法についてですが、現在と引き続きまして、保育園とか認定こども園の保護者、また放課後児童クラブまで利用者拡大しておりますので、放課後児童クラブの登録者に対しましてパンフレットを配布したりとか、あと網走市のホームページに掲載したりとか、あと実施主体であります認定こども園いせの里保育園もホームページを持ってございますので、こちらのほうで周知を引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

○深津晴江委員 ぜひ、こういうときは使っているのですよというところを具体的にお示しただけだと保護者の方も利用しやすいのかなというふうに思いますので、さらなる工夫をお願いしたいと思います。

次に、新規事業として85万円が計上されました看護師復職支援事業についてです。

看護師であります私としても、復職の後押しになればいいなど、大変有効な事業になっていただければいいなというふうに考えているところです。

まず、昨年秋頃に潜在看護師に向けたアンケートを取っていたかと思いますが、その結果はいかがだったでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 復職の意向などを実施したアンケートの結果ですけれども、今年度、潜在看護師や医療機関にアンケートを実施しております。

結果としましては、潜在看護師では20名の方から御回答を頂き、就職の希望は「すぐに」、「近いうちに」、「いずれ」働きたいという回答が約6割でした。また、働き方の希望はということで「週に3から4回」、「1日三、四時間」、「平日のみ」、「夜勤なし」という回答が多く見られました。

同時に、医療機関向けにもアンケートを行っており、18件から御回答を頂き、「看護師が不足している」と答えた医療機関は約4割でした。また

「市から看護師の紹介があれば希望する」と答えた医療機関は55.5%で、現在、看護師が足りている医療機関からも紹介の希望が寄せられております。看護師、医療機関に共通して、看護師の復職条件として、「教育体制や研修があること」、また「希望の時間で勤務できること」が挙げられていました。

これらのことから、本事業を実施することといたしまして、今後、事業の実施に当たり、各事業所のほか、一般の方にも広く周知を図っていきたいと思っております。

○深津晴江委員 新たな事業ですので、先ほども申したとおり、看護師が増えて、地域の医療を支えてくれる状況になればいいなというふうに考えておりますので、ぜひ、積極的な周知などを進めていただければと思っております。

次に、妊婦歯科健康診査事業についてです。

新規事業で上げてくださっております。新規事業とした理由についてお聞かせください。

○今野多賀子健康推進課参事 こちらの事業ですが、妊娠中にチェックを行うことで、口腔内の疾患を予防するとともに、歯周病による胎児への悪影響を防止し、今後生まれてくる児の歯科口腔衛生への関心を持ってもらうことを目的としまして、新規事業に上げました。

実際の流れは、妊娠届出時に受診票を交付します。妊婦は、妊娠中なるべく4から8か月頃の安定期をお勧めしていますが、妊娠中に歯科診療所にて健診と結果に応じた指導を受けることになっております。

○深津晴江委員 事業の内容については理解いたしました。

ただ、先ほど妊娠4から8か月の安定した時期を考えていらっしゃるということだったのですが、妊娠中はつわりなどで口の中を触られたくないとか体調が悪い方もいたりします。また、妊娠中は積極的な治療ができない方もいらっしゃると思いますので、私は、日頃から何といっても予防が大事だということを訴えさせていただいていますが、今後は、ぜひ妊娠を考えている妊娠前からの歯科健診というところも重要だと考えています。

口腔の中というのは、いろいろなウイルスが実はあつたりします。それを知らなかったりして、今はほとんどないと思うのですが、口移しで離乳食をあげたりで子供に対しても悪影響がある

ということは結構わかってきている状況ではありますが、ぜひ妊婦の意識づけも必要ですが、その前からの歯科健診も啓蒙していただければと思います。

30代のファスト健診なども、健康推進課のほうではやっておりますので、ぜひ今後は拡大も考えていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 今おっしゃっていただいたように、妊娠中はつわりがあると、口を開けるとかミラーが口の中に入るだけでも気持ちが悪くなってしまうとか、そういうことがありますので、必ず受けてくださいということでもないので、今まで自費でお受けいただきましたので、希望される方は受診券を使ってお受けくださいという形になっております。

あと、できれば安定期ではございますが、その方によって体調のいい時期というのもありますので、妊娠中であれば受けられるという形を取っております。

あと、妊娠前からの健診ということですが、日頃の妊娠前、どの年代にも限らず、歯科健診を受けるということは歯が痛くなる前から大事なことだと思っておりますので、周知の方法等につきまして、引き続き研究しながら市民の皆様に進めていければと思っております。

○深津晴江委員 ぜひ新規事業ですので、かなりの方が歯科健診を受けてくださることを私も周知してまいりたいと思います。

それでは、次です。

蜂の巣駆除事業についてです。

予算がまず増えております。その理由について教えてください。

○近藤賢生活環境課長 予算が増額になった理由ですが、まずは、蜂駆除に係る労務単価を見直して、1件当たりの単価を1割ほど増やしております。また、蜂駆除の想定件数ですが、これまで、昨年度は250件の駆除で予算を計上していましたが、時期によっては足りなくなる、昨年度も足りなくなる傾向があったことから、令和6年度は300件、この300件は過去5か年の平均を基に300件を出しております。

また、一部職員が蜂の巣を確認することもございますので、防護服を一式購入するということが、13万円を増やして114万9,000円増額となっております。

○深津晴江委員 地球温暖化の影響で蜂が増えていくということは、いろいろなニュースで様々やっているところですので、その対処、駆除に時間と労力とお金がかかっていくというのは理解したいというふうに思います。

ちなみに、契約方法と契約している事業所の数について教えてください。

○近藤賢生活環境課長 蜂駆除をお願いしている会社ですが、市内の業者1社で、見積り合せによる随意契約で契約をさせていただいております。

○深津晴江委員 やはり特殊ないろいろな技術、スキルが必要かと思っておりますので、わかりました。1社というところで予算計上なさっているということで理解いたしました。

次に、墓地管理事業についてです。

これについても予算が増えておりますが、その理由を教えてください。

○近藤賢生活環境課長 墓地管理事業の増額の理由ですが、こちらにつきましても、委託している内容が夏の草刈り、そしてお彼岸の頃の除雪作業といった、そういった労務関係の委託をしておりますので、その単価を見直して増額をさせていただいたところでございます。

○深津晴江委員 わかりました。全体的な管理ですから、今言った草刈りや除雪というところでは理解したいと思います。

次ですが、騒音振動防止対策事業についてです。まず、この事業について、何をどこにつけているのでしょうか。この事業の内容について教えてください。

○近藤賢生活環境課長 騒音振動防止対策事業ですが、こちらにつきましては、自動車騒音、それに伴う振動の調査を、5か所ありまして、そこを5年ローテーションで年に1回、その状況の監視をしているところでございます。

○深津晴江委員 すみません、監視をしている事業で理解してよろしいですか。防止なので、何か柵をつけたり、何かシートを貼ったり、何かしているのかなと思ったのですが、そういうわけではないということでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 こちらの監視といいますか、5か所を年に1回調査、5年ローテーションで5か所を回して、年に1回騒音振動測定をし、そこで限度を超えるような場合は、北海道の公安委員会に道路状況の改善について要請をするため

に測定をしております。

例えば、令和6年度につきましては、川向のほうの国道39号、そして二ツ岩に向かう網走公園線、こちらの地区を測定する。また、そのほかの場所につきましては、市街地の東側、市役所の辺りから潮見の区間の道路状況。そして、その次の年につきましては、駒場から鱒浦にかけてのつくしヶ丘本通線沿いの測定をする。そして、そのほかの区域では、市街地の西になりますが、大曲から市街地の西地区にかけての国道沿いの調査、それから、大観山公園線に関しましても、西山通付近の調査をするような5か所を設けておまして、それを5年ローテーションで年に1回測定して、状況を把握し、限度を超える場合は要請をすることになっておりますが、現状のところ限度を超えるようなことはございません。

○深津晴江委員 騒音で問題が起きないように調査、監視していくという事業ということで理解いたしましたので、5か所ローテーションですので、交通量なども変わっていく状況もあるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、郊外地区飲料水確保事業についてです。

昨年よりも予算が約4倍増額していますが、その理由を教えてください。

○阿部昌和健康推進課参事 増額の主な理由についてですが、令和6年度は3年に一度の井戸水検査の年に当たり、飲用井戸の状況調査に係る採水及び水質検査が必要となることから、委託料321万5,000円を計上しているところです。

○深津晴江委員 井戸水が飲料水に適しているかという調査を、3年に一度が、今回当たるということで理解いたします。

郊外地区の水道水がない地区の方からなのですが、浄水器の設置については市から補助してくれるのだけれども、その後のフィルターがすぐ真っ赤になり年に数回替えなければならず、経費がかさみ大変だというような強い要望を頂くこともあります。ぜひ検査をして、もちろん感染症がないとか、そういう調査は進むものかと思いますが、鉄分とかフィルターというところについても、ぜひ意を用いた事業を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部昌和健康推進課参事 網走市飲料水対策事業助成金の交付対象につきましては、塩素滅菌

機、家庭用浄水機、その他浄水機器等の購入及び設置並びに浄水機器等の更新と定めており、フィルター等の交換については、消耗品としての位置づけから助成対象となっております。助成対象及び費用の拡充につきましては、井戸水の水質によりフィルター交換の頻度などに違いがあり、一概に比較できないことから、今後、調査研究してまいります。

○深津晴江委員 どこに住んでいても市民の皆様が安心して水を飲める、水を使える状況をつくっていただきたいと思っておりますので、今後ぜひ調査研究をしていただければと思います。

次に、特定保健指導事業についてです。

この事業につきまして、99万円と昨年より約3倍の予算が計上されておりますが、その理由についてお示してください。

○今野多賀子健康推進課参事 特定保健指導に使用する体組成計を新たに購入するため、購入費の71万8,000円が増額となっております。

○深津晴江委員 すみません、ちょっと今よく聞き取れなかったのですが、何の購入だったのですか。申し訳ないです。

○今野多賀子健康推進課参事 申し訳ありません。特定保健指導に使用する体組成計を新たに購入いたします。

○深津晴江委員 すみません。わかりました。

71万円の予算で買ってということなので、市民の健康を守っていきこうというところはすごく理解しますので、とてもいいことと思うのですが、その活用方法についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 特定保健指導を3か月もしくは4か月間、対象者の方に取り組んでいただいておりますが、保健センターのほうに来所していただくごとに計測しまして、体脂肪率とか内臓脂肪レベル等を比較して、御自身の生活習慣改善の効果を見るために利用していきます。

○深津晴江委員 せっかく高額なものを、体の健康に直結するようなものを購入されますので、特定保健指導を受けた方のみではなくて、もっと開放して、いろいろな方たちが保健センターに行ったら使って、自分の体の状況がわかるようなシステムをつくっていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 説明がちょっと不

足しておりましたが、持ち運び可能でもありますので、保健師が出向く健康相談等でも持って行って測って、結果と一緒に確認するも可能だと思いますし、保健センターにおきまして、現在あるものでも皆さん来所の際に希望の方は測っていただいたりしていますので、同じように活用してまいりたいのと、新庁舎のほうに移転しましても、新庁舎のほうに備えつけておきまして、自由に測れるように活用したいと考えております。

○**深津晴江委員** ぜひ、市民の健康を守るために自分を知るが大事かと思っておりますので、ぜひ活用していただければと思います。

最後になります、食育推進事業についてです。27万9,000円と昨年より予算が増額しておりますが、その理由を教えてください。

○**阿部昌和健康推進課参事** 増額の理由についてであります。令和5年6月に、第8回食育活動表彰のボランティア部門、食生活改善推進員の部に、網走市食生活改善協議会を推薦しており、受賞が決定した場合に第19回食育推進全国大会、大阪市で開催されるものであります。そこへの参加を見込んでいるため、2人分の旅費18万4,000円を計上しているところです。

○**深津晴江委員** 全国大会、ごめんなさい、受賞したかどうかはこれからの発表ということですが、予測して計上しているというふうに理解したいと思っております。

食育推進はとても重要なことだと思いますので、引き続き活動されている方たちに活発にしていいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

○**井戸達也委員長** ここで、暫時休憩といたします。再開は、11時といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○**井戸達也委員長** 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

里見委員。

○**里見哲也委員** それでは、私からも幾つか質問させていただきます。

まず、看護師復職支援事業ですが、先ほど深津委員からも質問がありましたので、重複するとこ

ろは省略して、この事業の周知方法についてなのですが、先ほどのアンケート結果の中でも、市からの紹介要望もあるという中で、具体的に、市としての周知方法は今お考えでしょうか。

○**本橋洋樹健康推進課長** 看護師復職支援事業の周知方法なのですけれども、今後の方法としましては、一応ホームページ、チラシ、ポスターなどにより周知を図るとともに、医療機関などにも併せて制度について周知をしていくというふうに考えております。

○**里見哲也委員** 市のホームページですね、本当に要望が病院側からもあって、市もこのような新たな事業に取り組んでいて、いいことだと思います。

さらに、PRといいますか、周知するときに社会的に必要な仕事なのだとということの中で、看護師は大変御苦労されて、お疲れになってお休みされている方もいるとは思いますが、ぜひ、市としても、看護師の力が必要なのですというような、それを見て、では頑張ろうかというふうに、また頑張ろうかでしょうかね、というような方向があると、募集は引っ張るという感じですがけれども、そうではなくて、頑張っってねという後押しをするというのでしょうかね、そういったような市の取組がホームページやなんかのPRの中にも有効かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○**本橋洋樹健康推進課長** 今、委員のおっしゃったとおり、PR、周知方法の記載の内容につきましては、そういうメッセージを込めたものを取り組んで、ポスター、チラシなどを作っていきたいというふうに考えております。

○**里見哲也委員** 理解しました。ぜひ成功につながることを期待します。

それでは次に、介護の方向の中でお話を伺いたいと思うのですが、まず予算資料の9ページですね、こちらにも介護従事者復職支援補助金という新規事業がありますが、この内容について詳しくお知らせください。

○**小西正敏介護福祉課長** 介護従事者復職支援補助金についてですが、こちらは、市内の介護従事者に介護従事者として復職される方に対して5万円を支給するものでございます。

支給要件といたしましては、年齢が雇用された日における満年齢が40歳以上の方、そして就労期間につきましては、雇用契約に定める雇用期間が

1年を超える方、または1年を超えることが見込まれる方を条件としております。

また、就労先での勤務時間は、雇用保険に加入しているを条件といたしまして、復職までの期間につきましては、過去に介護従事者として就労されていた実績がある方で、直近の1年間に市内において介護従事者として就労していないという形、1年間は空けていただいて復職をお願いしているところがございます。

○里見哲也委員 先ほどの看護師の復職と、そちらはそちらの基準があると思いますが、やはりこれ、周知方法が重要になってくると思いますが、どのような方法と考えていらっしゃいますか。

○小西正敏介護福祉課長 こちらの事業につきましては、当然、事業所関係者等に周知をさせていただきまして、ホームページ、SNS含めまして様々な媒体、そういった手法を使って、先ほど申し上げました看護とともに、あと障がいもあります。そちらも併せて、共同して周知を図っていききたいと考えております。

○里見哲也委員 共同してということで、共通する内容なので、非常にいいことかなと思います。

次に、同じく9ページの介護人材確保事業、拡充となっていますが、この辺り、中身をお知らせください。

○小西正敏介護福祉課長 介護人材確保事業につきましては、昨年までもありました事業ですが、昨年までとの変更といたしましては、周知啓発、昨年度までは別事業で、介護フェア事業というのがございました。そちらを廃止いたしまして、こちらの事業において、学校現場へ出向いてのPR等を行っていく中身としております。

また、その他は事業所との意見交換、研修会、また研修助成というのは従来どおりですけれども、拡充する内容といたしまして、昨年度まで別事業で介護福祉士に対しまして、資格取得に対する奨学金の貸付制度を行っている事業所に対して補助金というものを設けておりました。それを月額2万円という形であったのですが、こちらを月額3万円に増額して、事業を統合して行っていることにより事業費等が増えているものがございます。

○里見哲也委員 よくわかりました。

高齢化の進展とともに、ますます介護する人材の人手が足りなくなっていくと困りますが、現

状、人材の充足状況というのでしょうか、いろいろな現場からもっと、人手が今足りないのだと、その辺りの実態というのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 介護人材の不足等の現状ですけれども、第9期介護保険事業計画策定時に事業者向けアンケートを行いました。令和5年度1月現在の職員数におきましては769人という現状でございます。その中で、法人として職員が不足していると回答していただいている事業所が、全体の73.7%となっております。また、離職状況等にございましては、令和4年1月から12月までの採用者と離職数に対しましては、採用が84名に対しまして、離職の方が91名とマイナス7ということで、離職者が多い状況で、人材が不足しているという結果がこちらのアンケートから見えてきている状況でございます。

○里見哲也委員 不足と答えられた事業所が73.7%ということで、まさに育成といいますか、確保が喫緊の課題というところだと思うのですが、先日の代表質問の中でも、ヤングケアラーの話がありました。現状は、ゼロというふうな把握の状況かと伺いましたが、そういったこともこれからどんどん調べていくと、介護する側の事業所の人手というのが必要になるかなというふうに予想もします。

現場では、恐らく人つながりで、人と人の仕事なので、あなたの友達と一緒に働く人いませんかというようなそういった呼びかけで、現場の人づての呼びかけというのか募集も結構あると思うのですが、やはりここは、先ほどの看護師のときと同じですが、市のホームページのようところで、あるいは共通のチラシなどでもいいと思うのですが、介護の働き手が必要だと、介護の働き手はとても大事な仕事なのだというのを、ぜひ市民全体に周知して、社会全体で後押しするような流れに、時間がかかってもしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 そういったPRについては、先ほど申し上げました介護、障がい、看護を合わせて、市全体で人材確保に対する取組、今回共通のものがございますので、そういった取組を皆さん方に広く周知して、先ほどのキャッチフレーズではありませんが、そういったことも含めて考えていきたいと考えております。

す。

また、当然そういう復職の方に加えて、学生たちに対しても種まきというのですかね、そういったことも含めて、すぐ効果が出るかというところは抜きにして、粘り強く取組を行ってまいりたいと考えております。

○里見哲也委員 よく理解できました。ぜひ長い目で、社会全体の認識がそういった方向に向くように頑張ってくださいと思います。

続いて、予算資料10ページの障がい者福祉の就労継続支援給付について伺いたいと思います。

金額も大きいですが、就労機会の提供、知識、能力向上訓練とありますが、もう少しどのような取組か、内容をお知らせください。

○清杉利明社会福祉課長 就労継続支援の給付事業の内容ですが、この事業につきましては、一般就労が困難な障がいがある方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業でございます。

この事業には、A型とB型の2種類がございますが、A型につきましては、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。B型につきましては、雇用契約なしで就労する機会を提供するものですが、A型の事業所におきましては、現在、清掃作業、それから農園作業などに取り組んでいただいて、訓練を含めて行っている状況です。B型につきましては、パンやシイタケ、タイ焼きなどの製作、それから洗濯作業、小物づくり、袋詰め作業などに取り組んでいただいているところでございます。

○里見哲也委員 今、B型の説明のところで、単独でB型だけの仕事の事業所というのはなかなか少ないかなと思うのですが、今ある既存の企業の中の今あるやっている仕事の中の、今言われたB型でやっていただいている仕事のようなものを、今いる社員が全部やっているもの、その部分を切り離して、これはB型で仕事をシェアしようというのかしら、そういうものを働きかけてやっていらっしゃるの存じていますが、これを実現していくためには、事業者、会社側の理解と協力が本当に必要になると思うのですね。その中でも特に理解が必要になっていくと思いますが、この辺り、先日示された網走市障がい者福祉計画ハートプランⅧの素案の中にも、共生型社会ということで方針の③で「みんなが活躍できるまちへ」とい

うところの中に、就労支援と社会参加というものがございました。国の施策としても、全ての事業者には合理的配慮の提供を義務づけるとありますので、共生社会の実現に向けて、今回の就労支援なんかで、特に事業者の理解を広く求めていくような周知をぜひ、例えば広報あばしりだとか含めて、ちょっとそういうような仕事を分けてみようかという意識に結びつくようなPRをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 事業所における職種の広がりといいますか、という部分につきましてはなかなか難しい面もございますが、参考事例含めて情報提供をするなど、また、企業向けに、来年度、実態の基礎調査も行う予定でございますので、その中でも、こういうようなところに業務の依頼をしてみませんかみたいな部分の周知を含めて行ってまいりたいというふうに思います。

○里見哲也委員 どんどん広がっていく共生型社会の実現に向けても、ぜひそのような取組をお願いいたします。

それでは次に、ことしのまちづくりの冊子の9ページ、㉔で官民連携した子育て支援の充実、新規事業でゼロ円という大変、私にとっては目を引く、しかも現場の写真つきがあったのですけれども、これについて内容と、それからゼロ円ということですが、運営に市がどの程度か関与するのか、この辺りをお知らせください。

○東出信幸子育て支援課参事 こちらの事業内容につきましては、令和3年6月に網走市と包括連携に関する協定を締結した生活協同組合コープさっぽろとの官民連携の取組といたしまして、大曲に開設したトドックステーションの中に子育て中の親子が自由に使えるスペースがございますので、そちらに集まる親子に対してのイベントや講師依頼に対する協力などを通じて、さらなる子育て環境の充実を図ることとしております。

主な取組といたしましては、コープさっぽろが企画するイベントへの講師派遣協力、市が行う移動相談窓口への活用、トドックが年1回行う予定のセンターまつりへの協力などを予定しております。

○里見哲也委員 大曲のトドックステーションですものね、お店ではなくてね。ありがとうございます。

なぜ興味を持ったかということ、今、道路清掃と

か橋の清掃とか、いっぱい民間企業も、ボランティアでまちのためにいろいろなことをやっています。こういって子育て支援においても、ひょっとしたらほかの企業なんかでも、「うち、こういうことが協力できるよ」と、「ゼロ円ですよ」ということがあるとすれば、やっぱりこういった活動はPRしていくことで支援の輪が広がって、しかも予算ゼロ円というような、本当に官民協働といった、こういった活動が広がっていくといいなと思っておりますが、この推進について検討いただきたいのですが、原課の考えを伺いたいと思っております。

○東出信幸子育て支援課参事 市といたしまして、今後も親子のリフレッシュスペースの充実が必要であると考えておりますので、コープさっぽろのみならず、ほかの事業所に対しまして、官民連携した取組について、研究してまいりたいと考えているところでございます。

○里見哲也委員 ぜひ健闘、健闘というのは頑張るほうの健闘をお願いいたします。

それでは、私としては最後ですが、予算資料の17ページ、広域廃棄物中間処理施設整備の調査費用、これは新規ですが7,551万9,000円と金額も高額でありますので、事業の内容と日程感とか、この事業の目指すものについてお知らせください。

○田中正幸生活環境課参事 広域廃棄物中間処理施設整備調査事業ですが、まずこちらの内容について、国の交付金を活用しまして、施設整備の前段の各種調査を実施するものとなります。

内容としましては、中間処理施設整備生活環境影響調査業務、それから施設を整備する場所の資質調査業務、それから建設地の地下水調査業務、それと中間処理施設の整備に当たって、基本計画の作成及び発注支援業務を予定しております。

この四つですね、令和6年度の早い時期に発注しまして、令和6年度中にそれぞれ調査を終えるという形になっております。

○里見哲也委員 ごみ処理問題については、いつ満杯になるのかというようなことが、昨年まで随分協議と申しますか、されてきましたが、今ある埋立地をかさ上げすることで処分場が満杯になるという期日を大きく後ろに延ばすことができるようになりますよね。ですから、そのことは非常に安心材料で、かさ上げ、埋立地の使用が早くて13年4月から、その後どこまでというのがこれから

いろいろ決まることによって、最大27年の3月までということが先般の議会で話がありました。こういったことの、日にちを後ろに大きく延ばしたことの安心感の中で、今調査費用ということですが、ここをしっかりとやっていただく時間もできたのだと思うのです。これをしっかりとやることで、結果的に、将来的に、費用面を含めて市民にとっても安心、安定した運営につながっていただきたいというふうに考えますが、考えをお示してください。

○近藤賢生活環境課長 先日の所管事務調査でかさ上げができるので、御説明をさせていただきました。

また、このたびの中間処理施設を整備することで、これが予定どおりにできれば、かさ上げをした分も、そこに埋める分の廃棄物が4分の1、5分の1に減るわけですから、スケジュールどおりに中間処理施設を進めて、何とか現状の最終処分場をできる限り長く使いたい体制を取っていくことを目指しておりますので、よろしくお祈りいたします。

○里見哲也委員 しっかりこの事業を進めてください。

私からは以上です。

○井戸達也委員長 次の質疑者、挙手願います。澤谷委員。

○澤谷淳子委員 先ほどの深津委員からの質問にかぶるところもありますが、どうぞよろしくお祈りいたします。

まず、予算説明書の61ページ、こども発達支援センター管理運営事業についてお伺いいたします。

こちら、昨年よりも500万円近く増額されました。それで、冷暖房機器の整備の部分があると書いてありましたが、昨年の利用実績なども含めて、増額の理由をお伺いいたします。

○岩本純一子育て支援課長 予算額が前年度と比べまして増額となっている主な理由ですが、大きく2点ございます。

1点目としましては、支援体制の充実を図るために専門職、具体的にいうと理学療法士になりますが、専門職を1名増員します。こちらの会計年度任用職員の報酬による増、こちらが1点目になります。

2点目としましては、先ほど委員おっしゃられ

た暑熱対策としての冷房機器の整備による増、こちらのほうが要因となっております。

○澤谷淳子委員 それでは、利用者の状況というか、数などはわかりますでしょうか。

○岩本純一子育て支援課長 利用者の状況ですけれども、まず令和4年度の、昨年度の実績になりますけれども、実の利用者数につきましては116名となっております、延べでいきますと2,238名の利用がございました。

また、本年度につきましては、今まだ年度途中ですが、2月末時点の数字になりますが、実利用者数につきましては119名、延べでいきますと1,840名となっております。おおむね昨年度と同じ利用状況であるというふうに考えております。

○澤谷淳子委員 こちらの、ふわりだと思うのですが、ふわりは、利用する親御さんが大変頼りにしていて、1年生に上がるときに、やっぱり親御さんも1年生に上がるときの不安があるようなのですが、そういう相談体制というのはどうなっていますでしょうか。

○岩本純一子育て支援課長 小学校に上がる際の不安についてなのですけれども、まず小学校に入ってから通所サービスになりますが、市内2か所に民間の事業者が実施しております放課後等デイサービスを利用させていただくという形になりますが、こちらの利用をスムーズに行うために、ふわりの終了前になりますが、ふわりの担当者が保護者の方からの相談に応じまして、こちらのサービスの御案内をさせていただいている状況でございます。

また、ふわりで引き続き行っている相談がありましたら、そちらのほうについては、保護者の同意がございましたら、市のほうで家庭児童相談室がございますので、こちらとも情報共有させていただきまして、小学校以降の保護者の相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

○澤谷淳子委員 それでは、引き続きこども発達支援センターの移転調査事業についても、先ほど深津委員もお伺いしていたのですが、多分、保健センターの改修調査する費用だということだったのですが、本来、今あるふわりを増改築するとかという考えというか、増改築するときは結局どこか短期間でも移転しなければならぬのですけれども、今あるふわりを増改築するとかというようなお考えはなかったのでしょうか。また、それを

調査するための費用なのですけれども、その辺ちょっとお伺いいたします。

○岩本純一子育て支援課長 こちらの移転調査費用ですが、現在のふわりの施設につきましては、福祉センターに入っているところになりますが、こちらのほうは老朽化になりますので、そちらのほうを増改築するのではなくて、新庁舎開設後、保健センターが新庁舎に移りますので、その後の利活用としまして、大規模な改修工事を行った中で、そちらのほうを有効に活用していきたいというふうに考えております。

○澤谷淳子委員 それでは、もしわかっていたら、ふわりの施設は移転後に取壊しというか、そこまではまだ決まっていない、これから検討ということでしょうか。

○岩本純一子育て支援課長 委員おっしゃられるとおり、後の利用については、まだ活用方法は決まっていないということになります。

○澤谷淳子委員 それでは、すみません、先ほど老人クラブの現在のクラブ数とか、たしかお伺いしていたのですが、もし押さえていたら、会員数のここ数年の推移がわかっていたら、お答えください。

○小西正敏介護福祉課長 老人クラブの会員数の推移ですが、3年間で申し上げますと、令和3年度につきましては1,435人、令和4年度につきましては1,330人、令和5年度につきましては1,279人の現状となっております。

○澤谷淳子委員 これもわかればいいのですけれども、60歳から老人クラブに入れるということで、実は私も老人クラブ会員なのですが、年代というか、何歳代がいるというのをわかれば、お願いいたします。

○小西正敏介護福祉課長 申し訳ございません。年代は把握しておりませんが、最近、おおむね80代の方が多くなってきているという現状とは、認識しております。

○澤谷淳子委員 そうなのですね。私、老人クラブで一番若いので。ありがとうございました。

それでは次に、成年後見制度推進事業、65ページのところにあります、こちらもお伺いしていたのですが、これは社会福祉協議会に行ったときに、さっきの後見人の講習会のパンフレットがあったので、それをちょっと見たことがあったのですが、先ほど現在11人増えて45名で、細か

いことを聞いて申し訳ないのですが、その講習会の費用とか、それから後見人になってくださった方が、実際に依頼者とやっていくための費用、報酬というのでしょうか、その予算になっているということでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 まず、市民後見人の方の養成にかかる費用で、先ほど申しあげました養成研修を行うときの費用というのは当然ありますし、年に市民後見を受けられている方も、受けられていられっやらない方も、フォローアップ研修を資質向上ということで受けていただきます。それで、年6回おおむね受けていただく形なのですが、この費用につきましても、この委託料の中に計上しているということでございます。

また、お話のありました、恐らく報酬のことだと思いますが、後見をした報酬というのは裁判所のほうで決められてくるのですが、そちらの費用につきましても、御本人に資力があれば、御本人のところから報酬を受けられた方が取られることになるのですが、資力のない方につきましても、基準がございますが、それは特別会計のほうの予算にはなりますが、我々のほうで助成する制度がございます。

○澤谷淳子委員 本人の資産、資力のある方からは通常どおり、そちらから頂くということなのですね。それも裁判所の決定ということですよ。

それで、私、実際に独居の一人で住む老人として、その中に市長が行う申立てというのがあったので、私は将来、市長にお願いするかもしれないですが、どのような場合がこれに当たるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 市長申立てにつきましてもですけれども、本来、御本人に判断能力がありましたら本人申立て。本人に判断能力がない、または親族等、4親等以内の親族の方が申立てできることになってはいますが、そういった方がいれば親族申立て。そういった方もいられっやらないという状況で、どなたも関わるのが難しいという状況でやむを得ないときに市長申立てということになってくるかと思えます。

○澤谷淳子委員 では、本当に市長にお願いすることになるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、同じ予算説明書の73ページ、母子手帳アプリ事業についてお伺いいたします。

この事業がわからないというよりも、このアプリ自体がいつから導入されていたものでしょうか。多分、「母子モ」というアプリだと思うのですが、いつから導入していたのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 「母子モ」というアプリでございます。平成31年度から導入しております。

○澤谷淳子委員 そうしたら、これを使う上で、例えばこれを印刷して自分の我が子に紙で残すとかというときに、例えば課金があるとか、何か市民が負担するようなものは、このアプリを使うことで、そういうのはありますか。

○今野多賀子健康推進課参事 特に課金が必要であるということは、ないかと思えます。

○澤谷淳子委員 それでは、改めまして、現在の赤ちゃんの出生数と、そのうちリトルベビーは何人ぐらい産まれたのか、お知らせ願います。

○今野多賀子健康推進課参事 令和5年1月から12月の出生数ですが、144名となっております。そのうちリトルベビーハンドブックの対象となる1,500グラム未満で産まれたお子さんは1名となっております。

○澤谷淳子委員 それでも1名いたのですね。

あと、リトルベビーハンドブックは、北海道のものをお使いだと思うのですが、それが保護者の方に行き渡るのには、どのような流れが主流なのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 北海道から医療機関のほうに送付されますので、基本的には、お子さんが生まれた医療機関で配付される流れとなっております。

医療機関で必要なのにももらえなかったとかということはないかと思えますが、もらっていない場合には、保健センターの保健師が訪問した際などにお渡ししております。

○澤谷淳子委員 本当に病院でもらえるのが一番いいと思うので、そういう体制になっているということで安心いたしました。

それでは次に、75ページ、動物愛護理解促進事業についてお伺いいたします。

当市でも、一般質問などで申しましたが、野良猫といますか、飼い猫も自由に外へ出入りさせることによって、猫の苦情が増加しているところですので、地域猫や猫の保護活動の理解促進を図ることで、講演会を今年度開催して下さる

のですが、予算からして、まず本年度は1回開催予定ということでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 動物愛護理解促進事業ですが、令和6年度につきましては、まずは有識者を招聘した上で、地域猫に関する講演会を1回開催するという事で予定をしております。

この件につきましては、地域の方々の理解、また、我々行政としても理解して勉強していく必要がありますので、まずは開催をして、皆さんに啓発を図りたいというふうに考えております。

○澤谷淳子委員 いきなり地域猫というのはやっぱり難しいので、もちろん反対の方もいらっしゃいますので、このように地域猫のこういうやり方があるというのは、これからみんなで勉強していくべきだなとは思っています。

そこで、理解促進を図るためには、情報発信を積極的に行っていただけたらと思うのですが、昨日も、市の広報が、今とってもいいと言ってくれる委員の方がいたのですけれども、市の広報に少し特集を組んで載せていただいたり、ホームページに地域猫の活動に関するチラシを掲載するとか、何かそういうような周知していくものなどのお考えがあればお伺いいたします。

○近藤賢生活環境課長 地域猫活動につきましては、大規模な都市、東京の特別区だとか、中核市、また近くでは北見市で進んでおりますので、そういった内容をちょっと研究しながら、ホームページや広報などで発信をしていきたいというふうには考えております。

○澤谷淳子委員 本当に北見が、地域おこし協力隊の方も年間400頭ぐらいそれをやって、大分地域猫が定着しているというのを聞きしていましたので、ぜひ情報発信をお願いいたします。

講演会をやった後、みんなで勉強しながら、結局、網走にそういうボランティアの保護団体というのが全くないのですよね、動物、猫も犬もそうですけれども。なのだけれども、勉強をしていく上で、今後、市としては地域猫の、例えば補助金とか、それはちょっと時期尚早かもしれないですけれども、今後実際に展開していくようなお考え、見直しなどはありますでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 こういった啓発活動をする事で、様々な御意見を頂けるとお思いますので、状況を見ながら判断をしてみたいと考えております。

○澤谷淳子委員 よろしくお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○井戸達也委員長 次の質疑者、挙手願います。石垣委員。

○石垣直樹委員 それでは、私からも数点質問させていただきます。

予算資料の63ページ、高齢者除雪サービス事業についてお伺いいたします。

令和5年度、まだ終わっていませんが、利用状況はどのようなものになっていますか。

○小西正敏介護福祉課長 除雪サービスの令和5年度の利用状況ですが、登録世帯数につきましては合計344世帯となっております、内訳といたしましては、民間事業で行っていただいているのが167世帯、シルバー人材センターが90世帯、町内会で行っていただいている方々が87世帯となっております。

実際の実施回数につきましては、現在、事業が終わっている年度ではございませんので、まだ途中ではございますが、今年は1月に大雪が降りましたが、それ以外はあまり大きく雪が降っている状況ではございませんので、昨年度同様ぐらいの結果になるかとは思っております。

○石垣直樹委員 本事業の課題とか、何か感じる部分はございますか。

○小西正敏介護福祉課長 当事業の課題ですが、やはり担い手の確保でございます。

担い手につきましては、当初シルバー人材センターがメインでやっていただいて、民間事業者、そしてなかなか難しいという状況で、担い手を確保したいということで町内会の委託へ受託の体制を整えつつ民間事業者の拡充を図ってきたところでございます。

民間事業者にいたしましても、シルバー人材センターにいたしましても、やはり事業体制を大きく拡充するというのは簡単なことではございませんので、町内会の除雪の拡充について、今年度はPRを主に大きく取り組んできたところでございます。

○石垣直樹委員 様々御苦労されている部分はわかりました。

町内会の拡充を目指しているそうですが、このサービスを利用しようとしたときに、まず町内会が受託する意思があったら市に申入れをすると。町内会で利用世帯をまとめて申請書を提出して、

市が利用決定の連絡をして、市と町内会が契約をすると。その後、利用者は、除雪してもらおう方ですね、網走市から除雪の回数券を購入すると。これは代理でも購入できるそうですが、そして利用者は除雪が必要な際に町内会等に依頼すると。町内会が除雪を実施して、利用者から町内会は回数券を受け取ると。町内会が除雪サービス実施状況報告書に実施日を記入して、町内会が市に請求書と回数券と実施報告を提出すると。その受け取ったものを市が審査して、委託料の支払いをします。約2週間かかるそうです。

手間が多くて、町内会側から利用しづらいといった声は届いておりませんか。

○小西正敏介護福祉課長 町内会除雪の手続きにつきましては、委員お話になられたとおりの流れになります。

当然のごとく事務手続が出てまいります。流れを追っていくと、確かに煩雑に感じるところもあるかもしれません。我々、町内会除雪の相談をPRして、お願いさせていただいて、いろいろお話ししていく中では、そういった事務手続ももちろんそうなのですが、体制側ですね、町内会で誰が実際にやることができるのかとか、どちらかというとそちらの、今まで身内同士だとかお隣近所で助け合っていたという状況の中が、こういう枠組みになると、心理的にいつもやらなければならないのではないかみたいところで、そういう義務的なところを心配されるという声のほうが、どちらかというと話の中で大きく出てきているところでは。

実際にやっていたらいる団体の中でも、条件としてはありますが、例えば、先ほど申し上げたように、券を代理の方がまとめて買ってあげて、本来であれば、その利用者がその都度券を渡してというのが本来の正しい流れではあるのですが、そこは柔軟に、例えば実施する側がお持ちになって、依頼があったらその分の券をちゃんと数えて、適切な請求をしていただければ、我々としては必ずこの流れにびちびちに沿ってやってくださいよということではございませんので、そういった実際の取組に関しても、御相談いただきましたら、我々のほうでいろいろ意見交換しながら、よりよい形で取組させていただければと思っております。

○石垣直樹委員 わかりました。よろしくお願

いたします。

次に、63ページ、高齢者農園事業についてお伺いいたします。若干の増額がございますが、内容についてお示してください。

○小西正敏介護福祉課長 高齢者農園事業の事業費についてですが、こちらの増額要因につきましては、農園の中に簡易トイレを設置しておりまして、そちらの経費が事業所のほうでちょっと値上がりというか、高くなってきている状況もありますことから、その分の事業費が増加しているということでございます。

○石垣直樹委員 わかりました。

利用者の方から、面積を多くしていただきたいというお話はございませんか。

○小西正敏介護福祉課長 利用者の方の利用面積のお話ですが、我々のところにお声は、直接はお聞きしていない状況です。

それで、農園の面積につきましては、1区画当たりおおよそ50平米を確保している状況でございます。近年でいきますと、四、五年前は140世帯ぐらいの利用がございましたが、ここ一、二年は115世帯、今年度につきましては106世帯の御利用になっていまして、区画の中をその割り返しで見ながら通路部分も差し引いて区画の面積を作っている状況でございますので、そういった形の50平米ぐらいを確保させていただく形で適切に、来年度どれぐらいの利用者の方がいるかにもよりますが、確保したいと考えております。

○石垣直樹委員 わかりました。以前も質問させていただきましたが、今後ともよろしくお願いたします。

次に、子どもの居場所づくり支援事業についてお伺いいたします。改めて事業内容をお示ください。

○岩本純一子育て支援課長 こちらの子どもの居場所づくり支援事業ですが、目的としましては、子供たちが地域の人との触れ合いによりまして、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子供たちの育ちを支援することを目的としておりまして、地域の団体が行う多様な居場所づくりの取組に対して助成するものでございます。

現在、2か所、継続して取り組んでいただいているところに対する補助、こちらを主に計上しているところでございます。

○石垣直樹委員 ありがとうございます。非常に大切な事業だと思います。

昨日の報道で、絵本作家の方が、オンライン上に居場所をつくるという報道がございました。これは自殺予防の観点から、逃げ場がない子供たちの場所をつくるという観点です。

ちょっと本事業とはずれてしまうのですが、まだまだこれから先になると思いますが、そういったオンライン空間での居場所をつくっていくことも今後研究していったら面白いのかと思いますが、何かそのお考えがあればお示してください。

○岩本純一子育て支援課長 今、委員お話ありましたオンライン空間につきましてですが、令和5年12月に閣議決定されました「こどもの居場所づくりに関する方針」、こちらの中で「こどもの居場所とは、物理的な場だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り得るものである」というふうにされております。これは、オンラインの居場所が特別なニーズを持つ子ども・若者や、地域を忌避する傾向のある子ども・若者たちにとって、初めての一步となり、つながりやすいという認識によるものですが、市といたしましても、この方針に基づきまして、様々な形態の居場所づくりについて先行する事例の収集とか、補助の在り方について研究してまいりたいというふうに考えております。

○石垣直樹委員 よろしくお願ひいたします。

次に、看護師・薬剤師確保対策支援事業についてお伺ひいたします。令和6年度の想定される利用状況、件数はどのような感じでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 看護師・薬剤師確保対策支援事業の令和6年度の想定件数についてであります。50名の利用を想定しております。

○石垣直樹委員 この事業に対する周知というのは、医師会や薬剤師会の事業所のみに行っているのでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 事業の周知についてありますが、平成26年度事業開始当時、奨学金貸与事業を行っている医療機関が、市内では病院のみであったことから、医師会に対して制度周知を行い、市内の病院の看護師、薬剤師の人材確保に努めてきたところであります。

薬剤師会につきましては、事業周知は行っておりませんが、奨学金の貸与を行っている市内調剤薬局があるとのお話を受けておりますの

で、今後、薬剤師会に対しても同様に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○石垣直樹委員 よろしくお願ひいたします。

1件事例がございまして、高校生のときからその方がそっちの道に進みたいと、その時点でもう薬局側がアプローチして支援を行っているという事例があるそうです。ですので、薬学科とか医学部とか学費が高いので、それで諦めてしまうということが、もしかしたらこの事業を知っていれば支援が受けられるから目指してみよう、行けるのではないかなる可能性があって、さらなる人材確保につながりますので、高校生とか親御さんたちにも周知したら、もっといい事業になると思うのですが、お考えはどうですか。

○本橋洋樹健康推進課長 今の御質問の件ですが、本事業に関しましては、医療機関で実施している奨学金制度の上乗せの補助を行うこととして制度を実施しておりますので、医療機関から学生への周知について、こちらとしては行っていただくよう強く働きかけていきたいと思っております。

○石垣直樹委員 よろしくお願ひいたします。

続きまして、指定ごみ袋管理事業、75ページになりますが、令和5年度は4,798万円から、令和6年度3,760万円と減額になっておりますが、この指定ごみ袋管理に関しては、海外生産から国内生産に変わったと思っております。この減額の要因は何になりますか。

○近藤賢生活環境課長 指定ごみ袋管理事業の減額の要因ですが、大きく二つございまして、一つは、令和4年度は袋が不足して、5年度に多めに発注して作っている。そして在庫も若干多くなっていることがございます。

また、令和5年度につきましては、指定ごみ袋の保管配送システムというのがございまして、パソコン上で管理をして、配送をしていただいて、配布をそれぞれの小売店で売っていただいた方に納付書を発行するシステムとかがありますが、そのシステムの更新に400万円かかっておりました。それが終了したことで、袋を減らした分、そしてPCのシステムを更新した分で減額となり、一部、今、指定ごみ袋は倉庫に保管をして、配送する委託業務があるのですが、その配送する倉庫料と配送料の委託業務については、労務単価分を上げてはおりますが、トータルとして減額となっ

ております。

○石垣直樹委員 不足がないように、よろしくお願いたします。

次に、高齢者等緊急通報システム設置事業でございます。

これは、高齢者のお宅にスイッチがあって、それを押すと、緊急通報が流れるシステムかと思いますが、長年見てきて、減ってきているのかなと思っていたのですが、令和6年度は387万円から545万円に増額となっております。これは設置台数が増えたのか、過去に設置したものを入れ替えていくのでしょうか。増額理由をお示してください。

○小西正敏介護福祉課長 高齢者緊急通報システムの事業費の増額理由ですが、こちらの内容といたしましては、御自宅の端末と消防の南出張所の通信をつなぐセンター装置というものがございませぬ。こちらのセンター装置が6年経過ということで、耐用年数で更新の時期を迎えました。

こちらの更新を行うことに合わせまして、更新をすることにより、固定電話回線を有しない携帯電話のみをお持ちの方への対応を可能にする端末を導入することが可能になります。そのSIM携帯回線用のSIM端末機をリースするという形の取扱いになるのですが、こちらの経費等も合わせまして事業費が増加になっているものでございませぬ。

○石垣直樹委員 わかりました。SIM対応のものになっていくと。

あと、この事業と一緒に、昨年度から始まりました高齢者見守り事業でしたか、電球にSIMがついたもの、それと併用される方というのは多いのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 緊急通報システムと、今年度始めました通信機能付きの電球の併用状況ですが、2月末現在ですが、39世帯の方がこちら両方ついていて、いらっしゃる状況でございます。

○石垣直樹委員 高齢者緊急通報システムと見守り電球のシステムを合わせて使うと、さらに効果が上がると思いますので、周知、啓発をお願いしたいと思います。

最後に、ごみ処分場遮水シート補修事業でございます。これは最終処分場のシートに穴が開いたので、それを修理するというのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 最終処分場の遮水シートですが、こちらには漏水検知システムというのについておりまして、現在そこが反応しておりませぬ。

なお、遮水シートは二重構造になっておりまして、上のシート、下のシートとあるのですが、現状として上のシートに反応が出ている状況なので、そこを掘り返して、その上層シートを確認し、穴が開いている場合は修繕をするという内容でございます。

○石垣直樹委員 わかりました。

上のシートにセンサーが反応して、下は反応がないと。掘り起こして確認するということが、これだけ見たときに、最初センサーが反応してわかったのか、それとも川や海に排水が流れ込んでわかったのかというのがわかっていなかったのですけれども、そういった事実はないということを確認させていただきました。

これ、掘り起こされますよね、一度埋めたごみを。その起こしたものを購入された二軸破碎機にかけて減容化を図るということも行われるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 このたび重機で掘り起こしますので、その中の廃棄物がどのような状況になっているか確認もできます。その際に、事業者と協力して、破碎ができるかどうかも試験的には実施したいと考えております。

○石垣直樹委員 試験的にやってみて、もし効果がよかったら、今まで埋めたものを掘り起こして、また破碎機にかけることもできるかと思いません。かさ上げも行いますが、そういったさらなる取組で、減容化を図っていただければと思います。

私からは以上でございます。

○井戸達也委員長 ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

古田委員。

○古田純也委員 予算書59ページ、戦没者追悼式典事業についてお尋ねいたします。

参加する遺族の高齢化で、減少傾向だと思えますが、関係者の参加状況の推移についてお尋ねいたします。

○清杉利明社会福祉課長 戦没者追悼式典への参列者の推移ですが、全体では令和元年度が126名、そのうち遺族会の方が22名、一般参列者が27名となっております。

また、令和2年度から令和4年度につきましては、コロナ禍にあったということで、参加者の縮小、それから時間の短縮で行っておりましたが、令和2年度が62名、そのうち遺族会の方が11名、一般参列者が22名、令和3年度も62名で、うち遺族会の方が15名、一般参列者の方が19名、それから令和4年度が全体で70名、遺族会の方が17名、一般参列者が20名。

それから令和5年度につきましては全体で64名、遺族会の方が15名、一般参列者の方が17名となっております。令和5年度につきましては、コロナ後ということで通常開催としまして、詩吟とか中学生の感想文の朗読についても実施したところですが、コロナ禍前の令和元年度と比べましても、遺族会、一般参列者ともに減少しているような状況でございます。

○古田純也委員 大変重要な事業だと思いますが、関係者の参加が減少だということを今理解したのですけれども、やはり遺族の親から子へ、そして子から孫へというふうに継承していくことは重要だと思います、この式典にも。その辺、市としては、継承についてどう考えているのか、お答えしていただきたいと思えます。

○清杉利明社会福祉課長 この事業につきましては、大変重要な式典であるというふうに、市としても考えておりますが、遺族会とも連携をする中で、継承につきまして、遺族会の方も高齢化が進んでいるというような御意見も頂いておりますが、お子さん、お孫さんへの継承がなかなか進まないというような状況も危惧しているところですが、そこら辺、式典への参加を含めまして、周知に努めていきまして、今後とも、この式典につきましては継続していきたいというふうに思います。

○古田純也委員 わかりました。

続きまして、予算書61ページ、障がい福祉従事者確保対策事業補助金についてお尋ねいたします。

研修支援の補助金制度で、新規事業ですが、事業の内容、対象者、人数などをお伺いいたします。

○清杉利明社会福祉課長 障がい福祉従事者確保対策事業の内容ですが、この事業の補助金は、介護職員の初任者研修や相談支援専門員などの障がい福祉施設等に従事する方の研修費用を助成するものでありまして、人数としましては、一応5名の予算を計上しているところでございます。

○古田純也委員 人材確保にこの事業がつながると思った理由がございましたら、お伺いいたします。

○清杉利明社会福祉課長 この事業につきましては、介護従事者とも連携をすることで、そちらと歩調を合わせる形で研修費用の助成を考えたところですが、介護事業者及び障がいのほうも含めまして、人手不足が全国的に出ているところですが、人材不足の解消に向けた一助になればということで、この予算を計上したところでございます。

○古田純也委員 それでは、障がい福祉従事者の復職支援補助金に関わりまして、年齢が40歳以上というふうに表示されているのですが、40歳以上にした意図というのはあるのでしょうか。30代でも復職される方はいらっしゃるのかなと私は思うのですけれども、その辺ちょっとお伺いいたします。

○清杉利明社会福祉課長 障がい福祉従事者の復職支援の補助金について、40歳以上とした理由ですが、人材確保対策につきましては、全庁的、また部内におきましても協議、整理をしまして、40歳未満につきましては、商工労働課所管であります就業定着推進奨励金のほうで対応することとし、介護、障がい、看護師等のほうは、40歳以上につきまして各担当部署で対応するというところで整理されたところでございます。

○古田純也委員 わかりました。40歳未満は商工労働のほうで対応されるということ。

この補助金、復職支援金は、いつ手渡されるものなのでしょうか。一応契約雇用によっては1年以上というふうな条件はあるというふうに午前中の質問で聞いておりましたが、条件というものがあるのであればお示しください。

○清杉利明社会福祉課長 補助金につきましては、1年以上雇用期間を超えるものを対象として

いますが、申請につきましては随時申請をしていただきまして、審査の上、1年間を待たずとも審査結果で妥当だというふうな判断をされれば、随時決定をしまして、支給するよう考えております。

○古田純也委員 わかりました。

人材確保のための貴重な補助金だと思いますので、ぜひ進めてください。

人材確保といえば、最近、在住する外国人も増えてきているという、昨日の質問でもありましたけれども、将来的には外国人もこの補助金制度の対象になるのか、お尋ねいたします。

○清杉利明社会福祉課長 外国人の人材の部分につきましては、これも全庁的に協議、整理した中では、現在、水産漁港課のほうで行っております外国人の特定技能人材受入支援事業補助金がありますが、そちらのほうで対応することとしまして、そのほかにも、住宅とか住居の対策とかにつきましても、ほかの担当部署にて外国人の部分につきましては対応を考えているところでございます。

○古田純也委員 わかりました。

63ページ、障がい児通所給付事業で、放課後等デイサービス給付事業についてお尋ねいたします。

今年度は増額になっておりますが、増額理由についてお尋ねいたします。

○清杉利明社会福祉課長 放課後等デイサービス給付事業の増額の理由ですが、まず1点は、令和6年度からの新規の利用者増を見込みまして、利用者数の増によるものが約1,190万円、それから、今年度はサービスの報酬改定の年でございまして、報酬改定によるものが約320万円で、合わせまして1,513万1,000円の増となっております。

○古田純也委員 報酬改定による増額。

ちなみに、利用者が増になっているという部分はいかがでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 現在の利用者につきましては、令和5年度で89名となっておりますが、来年度につきましては、修了予定者が1名で、新規に発達支援センターふわりのほうから、こちらのほうに移行見込みの者が12名おり、差引きで11名の増を見込んでおりまして、それによる利用者数の増となっております。

○古田純也委員 今後も、また利用者の増という

のは、見込まれていらっしゃるのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 児童発達支援センターふわりから移行する者が多い中では、そちらのふわりのほうの利用者数も微増ではありますが少しずつ増えているような状況もございますので、今後につきましても、少しずつ増えていくのではないかとこのふうには見ております。

○古田純也委員 わかりました。

では、私からは最後の質問になります。

67ページ、子育て世帯訪問支援事業、本年度新規事業についてお尋ねいたします。具体的な事業内容についてお伺いいたします。

○岩本純一子育て支援課長 新規事業になります子育て世帯訪問支援事業の内容ですが、事業の内容としましては、家事、子育て等に対しまして不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事、子育て等の支援を実施することによりまして、家庭の養育環境を整えまして、虐待リスク等の高まりの未然防止を図ることを目的に実施する事業でございます。

○古田純也委員 では、実際に不安や負担を抱える子育てをする家庭への訪問なのですかけれども、定期的な訪問となるのか、必要に応じて訪問になるのかという部分に関してはいかがですか。

○岩本純一子育て支援課長 こちらのほうの支援を行う際なのですが、まず相談を受けまして、その相談に応じましてアセスメントを行った上で利用決定を行いたいというふうに考えております。

利用決定の際には、支援を行うためのサポートプランというものを作成します。こちらのサポートプランの内容に基づいて支援内容を考えまして、その内容に応じた回数を随時支援していくことで考えております。

○古田純也委員 わかりました。

連絡のやり取り、連絡の体制なんかの在り方、何かありましたらお伺いいたします。

○岩本純一子育て支援課長 実際に訪問していただく訪問支援員との連絡体制については、サポートプランの作成に合わせまして、その事業者とも内容について情報交換をいたしまして、サービスの提供後になりますが、日誌等による連絡とか、関係機関集まったのケア会議といったものに参加していただきながら、定期的に情報交換を行っていきたいというふうに考えております。

○古田純也委員 私からは以上です。

○井戸達也委員長 では、次の質疑者。
村椿委員。

○村椿敏章委員 それでは、私からも幾つか質問したいと思います。

まず最初は、予算資料の16ページの地球温暖化対策推進事業について伺いたいのですが、12万円から24万6,000円に増えております。私たちも代表質問で訴えていたように、今、地球温暖化を何としても止めるための対策が必要ですから、もっともっと強く押していく必要もあると思うのですが、どんな内容に変わったのか、伺いたいと思います。

○近藤賢生活環境課長 地球温暖化対策推進事業ですが、昨年は、地球温暖化対策事務費と地球温暖化対策推進事業の二つありまして、それを統合させていただきました。

内容につきましては、地球温暖化対策の取組を進めて、市民に対して啓発資材を提供したり、毎年6月に開催される環境展での環境資材の展示をするため、そういったパネルを作ったりする内容でございます。

○村椿敏章委員 二つの事業をまとめたから増えたということですね。そして啓発をしていくということだと思っておりますが、市民参加もここにどんどん増やしていけたらと思うのですが、今、環境展開催事業というのと一緒にやりたいという話ですので、そこでも環境の部分についての対策の普及啓発をすることになっていますが、環境展の開催事業ですね、開催時期が6月でしたか、今言われたのが、会場とかはどういうところを考えているのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 環境展につきましては、基本的に公共施設で開催したいとは考えているのですが、今のところは北コミュニティセンターを会場として開催しております。

○村椿敏章委員 そうなれば、屋内ですから、例えば太陽光パネルとか風力発電とか、そういうもののモデル的なものをセットするとかということも考えていけるとすれば、外での展示物もあったほうがいいのではないのかなと。そのほうが市民にもよく見えるようになるでしょうし、人も集めやすくなるのではないのかなと思うのです。

併せて、市民の方々がロケットストーブというストーブを作ったり、あとソーラーウォールとい

う、これは太陽熱を集めるようなものなのですが、そういうオリジナルで作るようなことをやっている人たちがいるので、そういう展示物とかというのも募集してもいいのではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 環境展の開催方法ですが、外も活用したほうがいいということがございましたが、これまでも屋外でやった内容としましては、自動車販売会社の協力による電気自動車の展示を北コミセンの隣の近くの保健センターの駐車場で行ったりしたこともありまして、そういったことができれば、また検討したいと思えます。

また、市民の方に協力していただく工作もございましたが、現在は、市側で用意した工作を子供たちに体験していただいたり、企業の協力による環境に関する工作物、そういったものを作っておりますが、そういった市民団体の協力が得られるのであれば、そういった内容もこれから研究して、頼めるものは頼んでいくことができればと考えます。

○村椿敏章委員 ありがとうございます。ぜひ、検討していただきたいと思います。

次に、埋立処理事業について伺います。

来年度は、7,520万円から1億580万円まで3,000万円ほど増えているのですが、この増えた内容、増えた理由ですか、その内容について伺います。

○近藤賢生活環境課長 埋立処理事業の増えた内容ですが、主に令和6年度からは二軸の破碎機を動かしますので、その分の車両費用とか、それから労務単価の増額、あと埋立処理事業の中で、明治の最終処分場を管理しているのですが、もともとの古い八坂の埋立処理場も管理しておりまして、そちらの電気工作物の更新、それから八坂の処分場の汚水施設の管渠の清掃といったものがございまして、3,000万円ほど上がっている内容となっております。

○村椿敏章委員 まずは、破碎処理のことについては理解できます。

ただ、それだけでも破碎機を買うわけではないですから、こんなに上がらないのかなとは思ったのですが、もう一つ、八坂の処分場の管理費もありますよと。ただ、八坂の処分場については毎年管理しているものだと思ってはいたのですが、そ

これは新たにその部分がここに加わってきたということなのでしょう。

○近藤賢生活環境課長 八坂の処分場につきましては、定期的に井戸の調査とか、汚水の状態、水処理施設の状態を調査しておりますので、令和5年度に調査した結果では、一度管渠清掃を行わないと閉塞するおそれがあるので、今回、清掃をすることになっております。

また、先ほどちょっと言い忘れたと思ったのですが、最終処分場の管理運営委託料の労務単価の見直しも上昇分がございます。

○村椿敏章委員 増えた分については、理解しました。

それで、この間、全面的に市の直営から委託したことによって、最終処分場も含め一般廃棄物処理については、年々費用が上がってきているのではないかと思います。

もともとは、一般廃棄物処理というのは、自治体の仕事でありますから、これを永続的に続けていかなければいけないわけですよ。市には、廃棄物処理について精通する職員が当然必要だと思います。そうしないと、そういう技術の継承もなかなかされていかないのではないのかなと思います。

そして、この間、受託している事業者との意見の相違とか、そういうのも多々あったと思うのですが、その後、打ち合わせをして、すり合わせていくというような話もあったのですが、その後の状況についてはどういう状況なのか、伺います。

○近藤賢生活環境課長 委託業者との関係ですが、基本的には、市のほうが業務委託を発注しているわけですから市と打ち合わせというか、業務委託の仕様書に基づいて業務を進めていく必要がありますが、市からお願いする事項については、その都度協議をして進めているところでございます。

○村椿敏章委員 協議をして進めていただいているということで、いろいろ今年の補正予算の中でも価格のことについても様々議論があったようですから、今年はしっかり打ち合わせをして、お互い信頼関係を築いていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

次、こども医療費助成事業ですね。

令和6年度は1億3,764万円、令和5年度が1

億1,829万3,000円と、かなり増えております。これは、高校生まで医療費が無料化されたということだと思いますが、この間、令和4年度に網走市で中学生まで無償化されて、そして高校生まで無償化されるようになって、私たちとしては本当に、親の人たちもそうですが、喜ばしいことだと思っております。安心して病院にかかれるようになるというのは、子を持つ親の願いでありますから、本当に喜ばしい限りです。

そういう中で、今回、拡充されたということではありますが、助成されるのは何人の子供が対象になっているのか伺います。

○東出信幸子育て支援課参事 対象人数につきましては、令和6年度の高校生年代の人数として約800人を見込んでおりますが、そこからひとり親医療と重度心身障がい者医療の受給者数135名を差し引いた665名をこども医療の受給者と見込んでおります。

○村椿敏章委員 全体で、差し引くと665名と。そのうち、今回高校生までということで、拡充された部分というのは何人対象になるのか、伺います。

○東出信幸子育て支援課参事 今申し上げた部分が拡充された高校生の人数になります。

○村椿敏章委員 今の665名が高校生の人数ですね、失礼いたしました。

そうしますと、小学生、中学生、あと幼児も含めると何人が対象になっているのでしょうか。

○東出信幸子育て支援課参事 令和6年度の対象人数ですが、就学前が1,130名、小学生が1,230名、中学生が663名、高校生が665名の合計3,688名を見込んでおります。

○村椿敏章委員 わかりました。

かなりの子供たちが医療費助成を受けられるということで、本当に嬉しいことですが、今回、高校生まで助成が進んだのは、これまで自治体独自で無料化した場合に、国民健康保険への国庫負担を減額するという国の子育て支援に逆行した措置があったのが、今回それをなくしたと。そのペナルティーをなくすというところが大きな要因だったのかなと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○東出信幸子育て支援課参事 今回の高校生の医療費の無償化によりまして、直接、出生率など少子化対策に影響があるかどうかはわかりませんけ

れども、無償化の拡大により、経済的な負担軽減のほか、伴走型相談支援など様々な支援がバランスよく実現されれば、子育てしやすいという意識につながるものと考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。

この間、高校生の無償化に至るまで、全国で署名とかも集められて、やっとここまで来たと思います。今度は、全国で、国の責任で、こども医療費が無料化になるための実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

全国的に国の責任で医療費の無料化というところでは、市はどういうふうを考えているのか、伺いたいと思います。

○東出信幸子育て支援課参事 細かな分析は行っておりませんが、受診件数は増加傾向にありますので、対象者の拡大により医療機関へも受診しやすくなり、無償化により家庭への経済的な負担も軽減されているのであれば、様々な取組を行っている子育て支援の一つになっているのではないかと考えております。

○村椿敏章委員 そういう効果はあると思います。それが全国に広がって、どこのまちでもそのようになっていけばいいのだなと思っております。

次の質問に移ります。

児童館運営事業についてです。児童館の利用人数について、この間の推移などを伺いたいと思います。

○東出信幸子育て支援課参事 児童館の利用人数ですが、放課後児童クラブの登録人数といたしまして、令和2年度が3万2,397名、令和3年度が3万5,867名、令和4年度が3万1,393名、令和5年度2月末で2万9,587名となっております。

○村椿敏章委員 若干この間減ってきているのですね。そういう部分でいいますと、児童館に受け入れる子供たち、利用しやすいような形をぜひ取っていただきたいと思っております。

少し聞いたところでは、預かっている子供たちの年齢で遊び時間を分けたり、または男子と女子の遊ぶ時間を分けるとか、そんなことがあるというのですが、それはどうしてそういうふうに分かれていっているのか。異年齢の子供たち同士でお付き合いするというか、遊んだりするというのが児童館のいいところなのかなと思うのですが、そういう制限をつけているというのはどうい

う理由なのか、伺います。

○東出信幸子育て支援課参事 施設ごとのある程度の約束ごとにはなるのですが、利用する児童の中には、低学年でもボールを投げる球が強いとか、そういう児童もいらっしゃるの、その辺は児童館の職員が判断して、低学年ごとにするとか、男子と女子に分けてドッチボールなどをするようにしているところでございます。

○村椿敏章委員 そうなのですね。

ただ、やっぱり大きな子は利き手ではなくて、反対の手で投げなければいけないとか、そういうやり方もあると思いますので、学年が違う者同士の遊びも、ぜひどんどん取り入れていただけたらなと思います。

もう一つ、以前も言っていたと思うのですが、土曜日とかは朝8時から始まっています。また、夏休みや運動会の次の日も8時からということなのですが、少しでも早くしてもらえないかという声があるのですが、この間、利用者から声を聞いていると思うのですが、どういう状況か伺います。

○東出信幸子育て支援課参事 開館時間の延長につきましてですが、職員配置や勤務時間の変更などを伴うものであり、現状といたしましては難しいものと考えておりますが、要望等が多数ある場合には、改めて利用者に対しましてアンケート調査などを行い、その結果に基づき検討してまいりたいと考えております。

○村椿敏章委員 希望者が多数いる場合というところが問題なのですね。ただ、言えないでいる利用者の人たちもいるかもしれませんから、全員に一度聞いてみてもらってもいいのではないのかなと思います。その調査をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○東出信幸子育て支援課参事 現在通っている保護者の方に対するアンケート調査ですが、こちらに関しても、各館と協議しながら、調査を行う方向で検討してまいりたいと考えております。

○村椿敏章委員 よろしく願いいたします。

もう一つ、つくしの児童館の話若干聞いたのですが、おもちゃとか本とか、そういうものが古くて、遊べないというような話を聞きました。やはり子供が児童館に楽しく通えるという環境が必要だと思うのです。そういうところを変えていく計画とか、そういうのはないのでしょうか。

○東出信幸子育て支援課参事 特に計画とかはございませんが、遊具などにつきましては、各施設の職員が定期的に経年劣化や故障など、確認しながら随時修理、購入などをしております。

○村椿敏章委員 ぜひ、見直しなども、定期的に行っているということですが、さらに一つ踏み込んでいただけたらと思います。

また、建物のほうもかなり古くなっている児童館が多いですから、窓の断熱化とか、そういうことも今後考えていただけたらなと思います。

次の質問に移ります。

高齢者台帳事業について、この事業はどのような内容か伺います。

○小西正敏介護福祉課長 高齢者台帳等整備事業ですが、こちらは、市で行っている災害時要援護者制度というものがございまして、高齢者の方や身体・精神的に障がいのある方、要介護認定を受けている3以上の方とか、病弱で支援が必要な方、それらの方々が災害など突発的な事態が生じたときに支援が必要だということを、事前に登録いただいて、それを町内会とか民生委員の方々に台帳として提供して、日頃からの見守りを行っていただく事業でございます。

○村椿敏章委員 まさに見守りということで大事な事業だと思います。

この間、1月25日、26日の日も大雪で、出られないような高齢者がいたのではないかと私心配して、市役所のほうに行ったら、電話連絡とか、これからするよという話を聞いていたので、少し安心したのですが、この台帳に記載されている人数というのは何人ほどいらっしゃるのですか。

○小西正敏介護福祉課長 登録者数ですが、令和6年2月現在で176名でございます。

○村椿敏章委員 176名。独り暮らしの高齢者というのは、全体で何人いるのですか。要は、そのうちの何割ぐらいになるのかなと思ったものですから、全体の独り暮らしの高齢者の人数は何人ですか。

○小西正敏介護福祉課長 単身高齢者のお話ですが、市全体のお話で申し上げますと、住民基本台帳上の単身高齢者人口は、令和6年2月末時点で3,688世帯となっております。

ただし、住所が同一でも、世帯を分けて単身となっていられる御世帯もございますので、実

態としては多少乖離しているかと思えます。

実態としての国勢調査の数値でいきますと、直近でいくと、令和2年度の数字になりますが、2,383世帯となっております。登録していただいている176名のうち、単身の方はちょっと今手元に数字はございませんが、高齢者の単身世帯は多い状況かと認識しております。

○村椿敏章委員 わかりました。

2,383世帯というところの176世帯と。これも申請が必要だと思うのですが、見守りということであった場合、なかなか周知もされていない部分もあるのかなと思うのですが、周知はどのような形でしているのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 当事業の周知につきましては、毎年、台帳は最新のものに更新をしていきます。その中で、民生委員に、あなたの地区の登録はこういった方がおりますよとか、そういった人数、多い少ないとかを状況としてお知らせしておりますので、その際に、新規の申込みに関する申込書なども添付して、日頃の見守り活動の中でこういった制度があるのだよということをお知らせいただいているところでございます。

その他、町内会にもお知らせしたり、ホームページに掲載したりという形で、周知を図っております。

○村椿敏章委員 わかりました。1件1件尋ねてという部分なのだと思います。ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

次に、高齢者除雪サービス、石垣委員も話されていたと思うのですが、340世帯のうち、町内会除雪が80世帯ぐらいだったかと思うのですが、今回令和5年度、町内会に周知をしていたかと思うのです。それによって、取り組む町内会は増えましたか。どうですか。

○小西正敏介護福祉課長 町内会除雪の周知ですが、今年度におきましては、例年行っているようなPRに加えまして、まちづくりふれあい懇談会において、各地区に周知を行いました。希望する町内会には、集まりの場に出向きまして事業内容について御説明を行いまして、1町内会が新たに登録をしていただいたところでございます。

また、今年度の取組といたしまして、未受託の町内会に対しまして、現状把握のためのアンケートを行いました。その中で、受託に興味があるというふうに御回答いただいた7町内会にアプロー

チを取らせていただきました。その中で、結果的には受託には至りませんでした。お聞きした御意見としては、町内会の体制や助け合いの実態はあるものの、前にも申し上げました、義務的になってしまうところを懸念するという心理的負担というところなどの理由から、今の段階では整いませんでしたが、今後につきましても、引き続き検討していただけるように、現状の取組状況の受託を行っている町内会の情報などや手続や事務の流れ、サポートを含め情報を入れさせていただきます。無理のない範囲から受託していただけるように協議を続けていきたいと思っております。

○村椿敏章委員 今までにない取組をしていたかと思っております。本当に高齢者の除雪、大変だというのがアンケートでも出されていますので、ぜひ、できることから進めていただきたいと思っております。

事業者というか、町内会の中で全部完了しなくても、他の事業者に個人で依頼するとかかなり高いという声もアンケートに出てきているのです。その一部の補助にでもなればいいのかと思うのですが、そういった場合でも、この助成は使えるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 町内会受託に関しましては、町内会活動に対する保険加入の要件以外、特に条件や制限を設けていない状況です。

基本的には、その町内会にお住まいの方が助け合いの中でやっていただくというのが原則かと思っておりますが、例えば、知り合いにちょっとしたショベルを持っている方がいるとかといったケースも当然あるかと思っております。このような場合につきましても、町内会受託を適用することは、その町内会のやり方として柔軟に認めておりますので、そういったことも含めて御相談をいただければと思っております。

○村椿敏章委員 わかりました。

次に、介護人材確保事業。

今年26万2,000円から106万2,000円に増えております。この内容について伺います。また、この間、介護人材の人数の推移などがわかれば、伺います。

○小西正敏介護福祉課長 事業費の内容につきましては、先ほど申し上げましたが、周知啓発に関する部分、中高生向けの学校現場に向けてのPR

のほか、従来の研修助成に加え、奨学金の補助を拡充したという内容により事業費が106万2,000円となっているところでございます。

また、介護人材の人数の部分ですが、推移という情報では持ち合わせておりませんが、第9期の介護保険事業計画策定時のアンケートにおきまして、令和5年1月現在の職員数は正規・非正規合わせて769名となっており、法人として不足していると回答したのは、先ほど申し上げました73.7%という御回答を頂いております。

また、令和4年1月から12月の採用者、離職者につきまして、採用者84人に対しての離職者が91人で、マイナス7人という状況ということで、離職者の状況としては、1年未満の離職者が27名いらっしゃるということで、定着にも課題があるかという結果がわかるかと思っております。

○村椿敏章委員 先ほど答えていただいたのですね。失礼しました。

ただ、介護職員の賃金、これが他の職から見ると6万円も7万円も低いと、月当たりですね。そうした中で、厚労大臣が月6,000円増やすという話をされたときに、現場からは一桁足りないという声も上がっています。やはり介護報酬をアップすることが大事なのではないかなと思っております。

ただ、それをすると利用者の負担が増えてしまうというのが今の介護保険の中身ですから、そうならないように、やはり国の公費負担を増やすべきだと思いますが、見解があれば伺いたいと思っております。

○小西正敏介護福祉課長 介護保険制度でございますので、保険制度でございます。当然のことながら、給付費が上がると保険料が上がっていくと。そういったところでいくと、当然のごとく御負担というところが出てまいります。

市といたしましては、制度的なところは市長会を通じて要望をいたしますが、介護予防の取組を進めていきまして、そういったところも保険料が財源となっておりますので、そういったところで重度化しない取組を続けて、みんなが健康に過ごせるまちを目指していきたいと考えております。

○村椿敏章委員 そうですね、なかなか国の制度を変えるというのは難しいでしょうけれども、やはり地域から声を上げていくことが大事なのではないかなと思っております。

次の質問に移ります。

障がい者就労支援事業、6万4,000円が23万6,000円に増えています。障がい者の就労拡大に向けて、企業の理解を促す講習会を開くというところですが、その講習の内容などはどのような内容なのか伺います。

○清杉利明社会福祉課長 講習会の内容ですが、企業の皆さんに参加者数が少ないというような状況が続いておりましたので、まず今年度につきましては、企業の皆さんに障がい者の特性とかを理解をしていただくために、支援方法などを記載した冊子を配布することとしまして、その冊子を読んでいただいで理解を深めていただいた上で、次年度以降に開催する講習会への参加率を高めたいというふうにまずは考えております。

そのほか、関係機関と連携しました相談会とか、本年3月上旬に開催されました精神発達障がい者ごとサポーター養成講座を本年度開催しておりますが、そこら辺でも、企業の皆さんに理解を深めていただいた上で、来年度以降の講習会に多くの方に参加していただきたいというふうに考えております。

来年度の講習会の内容につきましては、まだ決まっておりませんが、引き続き障がい者の方の特性への理解とか、雇用いただく上での支援の方策などにつきまして、関係機関の協力も仰ぎながら開催をしていきたいというふうに考えております。

○村椿敏章委員 広くそういう資料を送って考えてもらうというふうに受け取ります。非常にいいのではないのかなと思います。

配布することによって、この金額が上がっているところなのかもしれませんが、対象となる企業は何人以上の企業とか、そういう要件とかで何社を想定しているのか、あれば伺いたいと思います。

○清杉利明社会福祉課長 講習会への参加数につきましては、特に上限を設けているわけではございませんので、希望する企業があれば、それに対応した規模で開催をしたいというふうに思います。

また、令和6年度の予算が増加している部分につきましては、講習会の開催費用のほか、新たな取組も始めたいというふうに考えておまして、今年度、障がい者福祉計画を策定しておりますが、そのときのアンケート調査の結果から、障が

いをお持ちの方が希望する職種で働くために必要な資格はというような問いを設けておりましたが、その多くの中で、パソコン関連の技能検定を受けたいとか、それに限らず、様々な職種の資格を取りたいというような回答がございましたので、その受講料、検定料につきまして費用の一部を助成する制度を創設したいというふうにご検討しております。また、受講料、検定料に要した費用の2分の1、上限額としては1万円で、5名分の予算を計上しております。

さらに、来年度につきましては、3年ごとに開催しておりますが、就労実態基礎調査を実施する予定でありまして、例年100社程度の企業に行っておりますが、それを倍の200社程度に増やしまして、障がいのある方が望む職種とか、また職員数が多い企業とか、そういうところを重点的に絞って調査を実施してまいりたいということで、その経費も計上しているところでございます。

○村椿敏章委員 なかなか一般企業に就労できている人数が少ないという状況ですから、もっともっと進めるべきだと思っておりましたが、来年度は、その辺かなり拡充してきているのだというふうに受け取ります。

私質問は以上で終わります。

○井戸達也委員長 ここで、暫時休憩といたします。再開は、午後2時10分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

質疑者、挙手を願います。

永本委員。

○永本浩子委員 それでは、質問させていただきます。

予算説明書の63ページ、先ほども質問があったところですが、高齢者緊急通報システム設置事業について伺います。

令和4年12月の質問で、最近では高齢者であっても携帯しか持たない方も増えているということで、携帯型機器の導入を提案させていただいたところですが、今回導入になるということで、大変嬉しく思っております。

携帯型ですけれども、自宅で持ち運びが可能に

なると、入浴時も脱衣所などに置いておけば、何かあってもすぐに通報できるので、非常に利便性が増すと思うところですが、固定型のときにもペンダントという形で通報できるものが配られていたかと思えますけれども、ペンダントと今回の携帯型との違いというのは、どういったところになるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 高齢者と緊急通報システムの携帯対応のお話ですが、まず、携帯端末と固定端末の違いについて御説明申し上げますと、固定端末は電話回線につながっていて、スピーカーを通じて消防とのやり取りが可能になるというものでございます。

携帯機につきましては、同じように端末なのですが、その中にSIMカードが入ってまして、それを通じて消防と通信をやり取りすると。端末の緊急ボタンを押しますと、消防から、スピーカー等は電話ではないので折り返しはできませんので、あらかじめ登録しておいた、その方の携帯電話に折り返しの着電があるという中身になります。当然のごとく、緊急時には、携帯電話をその方は取ることができないと思われますので、そういった場合には、出動して確認を行ってくれるという中身になります。

委員御指摘のとおり、端末なので持ち運び、携帯型とペンダントというものですが、あくまで端末なので基本的にはその端末を持ち運ぶイメージではありません。ただし、固定型と同じようにペンダントが使用できる予定と伺いましたので、こちらのペンダントを固定端末と同様に、例えばトイレとかに置いたり、浴室に入られるときにある程度の防滴仕様があるとお聞きしていますので、そういった緊急時のときに入浴時等に手元に置いて、万が一のときは同じように利用が可能と思われております。

○永本浩子委員 今の御説明ですと、例えばペンダントは入浴中も置いてあったとしても、押すことはできても、固定電話のところまでいけないと通話ができないけれども、例えば携帯型だと、自分の携帯電話もそこに同じところに置いておけば、そこで通話もできるという理解でよろしかったでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 委員御指摘のとおり、携帯電話に着電がありますので、その方が取れる取れないは別として、近くに置いておくことは可

能かと思えます。

○永本浩子委員 そういった意味では、少し利便性も増すかと思えます。

また、様々な自治体が携帯型を導入するようになってはいるのですが、自治体によって採用しているタイプがいろいろあるようで、自宅以外は使えないタイプと、外出時にも使えるタイプがあったり、中にはオプションをつけると、家族との通話やお帰り通知とか、バスに乗った場合の速度検知機能などが使えるタイプもあるようですが、当市が今回導入するのはどのようなタイプになるのか、お伺いいたします。

○小西正敏介護福祉課長 今回導入させていただく携帯端末につきましては、従来型のペンダントと同様に、当然ある程度の通信は効きますが、見通し100メートルぐらいの自宅の敷地程度の範囲であればペンダントは届くのではないかとされているスペックのものになります。

委員御指摘のとおり、いろいろなタイプの見守りの通報システムがございますが、一般的に外出時に使えるタイプというのは、簡易的な携帯電話の形を使用していることが多いものでありまして、こういった外出時に使えるタイプにつきましては、場所を選ばないというメリットがある一方で、通報したときにGPSの場所が不安定で、なかなかそこにたどり着けないというデメリットをお聞きしております。適正な搬送につながりにくいということもお聞きしておりますので、当市では採用せず、あくまで自宅の敷地内ということでの見守りというふうに捉えております。

○永本浩子委員 外出時のそういったデメリットもあるというお話も聞きまして、今回の導入で少しでもいい形になればと思います。

また、これから高齢者でも携帯しか持たない方が増えてくるかと思えますが、新年度、令和6年度は、携帯型の申請はどれくらいあると見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 令和6年度につきましては、10件程度を想定しております。

○永本浩子委員 10件程度ということで、今まで固定電話で、固定タイプで緊急システムを入れていた方も、例えば携帯型に変更することはできるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 当然のごとく、固定から機器を変えれば、携帯端末に利用は可能かと思

います。ただ、その場合、ボイスでやり取りするという、端末でという機能がなくなり、先ほどの持ち運べるというメリットは逆にあるかもしれませんが、その状況を含めて、基本的には固定電話がある方は固定電話でお使いいただいたほうがよろしいのかなとは、個人的に思っております。

時期的には、8月ぐらいにセンター装置の更新を予定していて、その時期に合わせまして、既存の方々、そしてこういった制度で携帯の方も使えるようになりましてという周知を行いたいと思います。

そういうことで、ニーズを今後も図っていきたいと思っております。

○永本浩子委員 8月に予定ということで、私もつい携帯となるといろいろなところに持っていけないのかなと、今想像もしてしまったわけなのですが、その使い方とか範囲とか、メリット、デメリットというものをわかりやすく周知させていただいて、一人でも多くの方が緊急通報システムを使えるようにしていただければと思います。

また、今後さらに携帯電話のみの高齢者が増えてくるかと思いますが、今後は、少し長期で見るとどのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 今後についてですが、固定電話がなく、携帯電話のみをお使いいただいている高齢者の方というのは、徐々に増えているという印象がございます。当然のごとく、今は固定電話回線のほうが高齢者の方は多い状況ではありますが、今後、携帯型に移行していくことも十分考えられますので、令和6年のまず申請状況等利用状況を見ていって、携帯端末のニーズ、状況を把握していきたいと考えております。

○永本浩子委員 明年は2025年で、団塊の世代の皆さんが全員75歳以上になるということで、そういった意味では、一気に後期高齢者も増えてくるかと思っておりますので、その辺のところもしっかり見ながらお願いしたいと思います。

次に、高齢者等見守り支援事業についてお伺いたします。

昨年からスタートしたI o Tを活用した通信機能を持つ電球を活用した見守り事業ですが、これまでの利用者数はどのようになっているのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 高齢者等見守り支援事

業ですが、令和5年5月から随時受付を開始いたしました。現在のところ、利用御世帯につきましては、一度利用していただいた方は84世帯で、ちょっと事情があり、おやめになられた方が4世帯おりまして、2月末現在でいきますと80世帯の方が御登録いただいているところでございます。

○永本浩子委員 80世帯ということで、まああの数なのかなと思いますが、私もこの事業、いろいろなところで少しお話をしているのですが、設置したいが、電球をつける場所がないかもしれないという、親の家のことを考えておっしゃる方もいたのですが、今までにそういったことはなかったでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 これまで御申請があった方につきましては、つける場所がなく、手続自体ができなかった方はおられません。

手続自体、設置はヤマト運輸が直接行ってお願いさせていただいているところなのですが、手続の御相談時に、電球の見本は当係にも備えてあります。それを見てもらいながら、住宅のつくりや生活の様子を伺いまして、基本的にはトイレにつけることが多いのですが、一般的な口金サイズなのですが、そこに合わないような、はめる場所がということであれば、そういった変換器具もございますので、こういったものを使えますよということ、その部分だけは御負担いただきますが、そういった御説明など、別な場所でもつけることができるよとか、そういったことを御助言させていただいたり、臨機応変に対応させていただいているところでございます。

○永本浩子委員 了解いたしました。

また、自分もこういったI o Tを活用した見守りを提案させていただいたこともあり、チラシを持っていろいろな人に話をしたりしているのですが、話を聞いてくれた方は、すごくいい取組だから、もっと広く周知したほうがいいのと言われるのですが、どのような形で周知してきたのか、お伺いたします。

○小西正敏介護福祉課長 周知についてですが、事業開始時からケアマネージャー、民生委員と見守り関係者への皆様へ御説明させていただいて周知を図ってまいりました。

また、まちづくりふれあい懇談会で全ての会場にて周知を図り、PRを行ってまいりました。あとSNSでの発信とか、各種機会、生活支援体制

整備事業における協議の場でのPRなど、様々な機会、媒体での周知を行ってまいりました。

当事業のなかなか難しいところとしては、見守られる方自体は、生活に何か大きな変化があるわけではございませんので、正直本人はあまり気になされない。ただし、遠方にお住まいの方、親族等の方に関しましては、興味がある事業だと思っています。

ただし、情報をいかに遠くにいる人にこの事業を知ってもらえるかというところがなかなか難しいところがございますので、そのため、年度末に、今回緊急通報システムとの併用のお話でしたが、利用されている方にお手紙をお送りしました。そうしたところ、年末年始に帰省された御親族の方が恐らく手紙を見られたのだと思うのですよね。その方からお申込みがあったのが20件程度ございまして、タイミングを図ったそういう周知が効果的であったと認識しているところでございます。

○永本浩子委員 それはすごくいい取組だと思います。

私も、どちらかという、高齢者もそうですが、見守る側の年代の人と接することも多くて、「これすごくいいね、同じ市内には住んでいるけれども、家が別だと自分の親がどういう状況になっているのか心配なときもあるから、ぜひこれをうちの親に教えたい」とおっしゃってくださる方も多かったもので、ぜひそういった形で、見守る側の世代の人にも手が届くような周知の仕方を、またお願いしたいと思います。

令和6年度、新年度の見込み数としてはどれぐらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 令和6年度の見込み数ですが、まずは、事業開始時に設定いたしました160世帯、ここを目標に進めたいと考えております。

○永本浩子委員 今後、さらに、また対象者は増えてくると思われませんが、今後の取組と、ヤマトとの連携の中で、何か課題等が見えてきていたら教えていただければと思います。

○小西正敏介護福祉課長 まず、この事業の対象者となられる方、見守りが必要な方はどんどん増えてくる現状にあるかと思います。こうした方の利用につなげるには、支援者、日頃見ていただいている近くの方からの声かけが重要だと考えてお

りまして、当然、御本人への周知に加えまして、民生委員の方とかケアマネージャーの方、あとは地域包括支援センター、そういった関係機関の方々にこの事業を、理解はしていただいているけれども、より理解していただいて、訪問時にこういったのがあるよという周知を図っていただくようなこととか、当然、対象者の方が不安に思っていることとか、先ほどのうまくはまるのだろうかみたいなのも含めて、声かけやサポート、助言をしていきたいと考えています。

先ほど申し上げたように、見守る側への周知がかなり大事だとわかりましたので、お盆の時期とか、正月の時期、そういったものにタイミングを見て利用が見込めるような方々へ御案内を申し上げることで、この事業をより推進していきたいと考えています。

○永本浩子委員 ぜひお願いいたします。

また、見守る側が親族ではなくても、友人でも大丈夫だと伝えると、それでもいいんだとちょっと安心される方もいらっしゃると思いますので、そういったところもぜひまた漏れのないようにお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者等除雪サービス事業についてお伺いいたします。

様々、皆さんが聞かれていましたので、私のほうからは、以前質問したときに、各町内会に出向いて行って、直接話をしながら交渉もしていきたいということでしたけれども、そういったところもやっつけていただいているのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○小西正敏介護福祉課長 町内会除雪についてですが、今年度、まちづくりふれあい懇談会などで、広くそういった制度がございますよと周知と御協力をお願いをさせていただいたところ。あとは、随時、我々のほうも単位町内会の皆様方に周知、お願い文書などをお送りさせていただいて、興味があつて、ちょっと聞いてみたいのだといったところには、お伺いして、実際にこういった制度なのですよという説明を随時させていただいたところ、今回は1町内会が新しく受けていただいたと。

また、先ほど申し上げたアンケートを初めてやってみましたので、そういったところで興味を示していただいたところ7町内会に、受託に至らなかったのですが、つながっていたということでは

ね。今後、契約してもらえるかもしれないということで、やっているところの状況など随時情報を提供して、少しでも増やしていくように努力をしていきたいと考えています。

○永本浩子委員 動いた分、ちょっと反応もあり、実際には一つの町内会がプラスになったというのは、素晴らしいことだと思います。

あと、この高齢者の除雪サービス事業を利用する側の世帯の推移と、今後の増え方というか、見通しはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 利用対象の方々ですが、今現在、登録されている方は、トータルで344世帯ということで、昨年度から比べますと5世帯減っていらっしゃる。これは恐らく、去年があまり大雪ではなかったというところ、令和3年度は、令和2年度ですかね、大雪だったときは、物すごい次の年に登録者が増えたという状況もありまして、その状況は続いていたのですが、少し落ち着いている状況かと思いません。

ただ、当然、高齢者人口が増えていくというところで、やはりこの事業はお問合せも多いですし、ニーズも多いと認識しておりますので、担い手の確保に努めていきたいと考えています。

○永本浩子委員 本当に大事な事業だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、71ページの郊外地区飲料水確保事業について、先ほども深津委員のほうからも質問があったところですが、現在、浄水器の設置に対しては、どのような補助が行われているのでしょうか。

○阿部昌和健康推進課参事 設置に対する補助についてであります。網走市飲料水対策事業助成金の交付対象としては、塩素滅菌機、家庭用浄水機、その他浄水機等の購入及び設置並びに浄水機器等の更新と定めているところであります。

助成費用につきましては、対象機器の購入及び設置に要する費用のうち、2分の1以内を限度とし、助成額は総額75万円を上限としております。

○永本浩子委員 上限額75万円、2分の1ということで、浄水機そのものは平均どれぐらいの金額で購入できるものなのでしょうか。

○阿部昌和健康推進課参事 浄水機等の細かな資料を今持ち合わせておりませんが、例として言わせていただくと、令和5年度の設置者で、助成金

額が13万9,000円、15万円前後になりますので、その場合で考えると30万円程度の費用がかかっているものと考えられます。

○永本浩子委員 上限、そうすると75万円という、かなりいいものまでできることになるのかなとは思っています。

そしてまた、フィルターに対しては消耗品なので、助成対象にはなっていないという、先ほどの答弁だったのですが、ちょっと私も郊外地区にお住まいの方から、子供がいるときは、やっぱり子供にはちゃんとしたお水を飲ませたいということで、まめにフィルターを交換もしたりとかしていたけれども、やはり子供が巣立ってしまうと、自分たちだけだとフィルター交換も高いし、しなくなってしまうというような話も聞いておりました。助成対象にしていただければ、そういったところも人生100年時代で、子育ての後の人生も長くなっておりますので、ぜひ調査研究していただいて、検討していただければと思います。

続きまして、特定保健指導事業についてお伺ひいたします。

先ほども答弁いただいたところでしたけれども、先ほどの答弁ですと、持ち運びも可能なので、保健相談等にも活用したいし、また、新庁舎にも置いて活用もしたいということで、そういうふうになると大変市民の皆さんにも喜ばれるかなと思ったところなのですが、今回約72万円で更新になった体組成計というのは、1台が72万円なのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 1台がその値段となっております。

○永本浩子委員 もし、新庁舎にも置き、そういう訪問のときとか保健センターにもというふうになると、1台ではちょっと足りないかと思うのですが、現在、何台更新したのも含めて、何台あることになるのですか。

○今野多賀子健康推進課参事 更新は今後になりますが、現在使用しているものが1台あります。今後購入予定のものよりは情報が若干少なめで、型もやや古いものとなりますが、まだ使えるうちは使いたいと考えておりますので、活用してまいります。

○永本浩子委員 ということは、合計2台になるので、新庁舎に置くことも十分可能になるかと思えます。

そして、1台72万円で、うちにもちよつとしたのはありますが、全然金額が違いますが、どんな内容が測れるようになるのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 大体の体組成計に入れる情報は似たような感じかなと思うのですが、身長や年齢や性別などを入力していただきまして、体重計のようなところに乗りまして、このタイプは足だけではなくて、手で握るところもありますので、そちらをつかんで測定することになります。

わかることは、体脂肪率はもちろん、筋肉量や筋肉のバランス、あと内臓脂肪レベル、推定骨量などとなっております。

ちなみになのですが、脂肪の量と筋肉量から、例えばですが、痩せ型であるとか、小太り型であるとか、あと隠れ肥満型などの体型判定などの機能もついているそうです。

○永本浩子委員 さすが72万円というすばらしい内容のものになるうかと思しますので、ぜひ新庁舎での活用も現実のものとして検討していただければ、市民の皆さんにも喜んでいただけるかと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、同じく71ページの女性の健康講演会開催事業についてお伺いいたします。

一般質問でも代表質問でも聞かせていただきましたが、新規事業ということで、令和6年度にやっていただけということで、開催時期や講師等がもし決まっていれば、教えていただければと思います。

○今野多賀子健康推進課参事 具体的な予定についてですが、医師などに講師を依頼し、5月頃をめどに、女性特有のホルモンや月経、また疾患、更年期障害などについてと、あとHPVワクチン、子宮頸がんワクチンにつきましてはの二部制で講演会を開催したいと考えております。

○永本浩子委員 かなり具体的に内容が、5月ということはもう本当にすぐなので、決まってきているのだなと確認させていただきました。

また、昨年12月の質問で、子宮頸がんワクチンの接種対象者や保護者などを含めた、女性向けに開催したいという答弁がありましたけれども、今お聞きすると、更年期とかそういったところも広く取り扱うようですので、改めて対象はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 講演会の参加対象

についてですが、以前申し上げましたワクチンの対象者、保護者含めて、年代問わず広く女性市民の方に御参加いただきたいと考えておりますが、希望がございましたら、男性の参加も可能となっております。

○永本浩子委員 その辺の周知の仕方が大切になってくるとは思いますけれども、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 周知方法についてですが、春頃に送付予定であります子宮頸がんワクチンの定期接種やキャッチアップ接種の案内に同封し、情報を提供する予定でございます。

また、広く一般市民の方へということで、報道機関への発信、ホームページ、SNS等も活用し、周知を図ってまいりたいと思います。

○永本浩子委員 ぜひ大成功するように、その辺お願いしたいと思います。

また、質問のときには、自宅でも視聴できるようにしてはということや、開催後も市のホームページや子宮頸がんワクチンの個別通知にQRコード等を使って視聴できるようにしていただきたいということを言わせていただきました。

講演される方の許可も必要ということでしたが、その辺のところはどうなっているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○今野多賀子健康推進課参事 オンラインやアーカイブ配信等につきましては、やはりたくさんの方に聞いていただくことが効果があるかなと考えておりますので、講師側と調整してまいりたいと考えております。

○永本浩子委員 ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。

続きまして、73ページの健康診査事業についてお伺いいたします。

昨年723万3,000円から520万3,000円と200万円の減額になっておりますが、その理由についてお伺いいたします。

○今野多賀子健康推進課参事 減額の理由についてですが、健康管理システムの端末リースが終了したことと、令和7年度から始まります健康管理システム標準化に向けたフィット・アンド・ギャップ作業が終了したことによる減額となっております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

健康診査事業なのですが、健康推進課とともに

戸籍保険課でも、国保の特定健診のナッジ理論を活用した受診勧奨を行っているわけなのですが、ここを連携して取り組めないのかと思っております。

昨年、視察した淡路市では、特定健診もがん検診も、また保険の国保も社保も全部合わせて、AIとナッジ理論を活用してある程度成果を出していたところですので、網走もこういった形で連携して取り組めるといいのではないかと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 ナッジ理論を使用している特定健診の個別受診勧奨につきましては、戸籍保険課と連携して取り組んでおります。

その他受診勧奨といたしまして、戸籍保険課では主に特定健診、後期高齢者健診について送付や配付を行っていきまして、健康推進課のほうでは主にがん検診、いわゆるミニドック検診なのですが、そちらのほうについて周知しています。

戸籍保険課の配付物の中にがん検診も入れていただき、健康推進課の配付物の中に特定健診、後期高齢者健診なども入れていくことで、互いに連携して取り組んでいるところであります。

今後も、引き続き連携して受診勧奨を行いつつ、どちらの健診も受診者数の増加を目指してまいります。

○永本浩子委員 わかりました。もう既に連携して取り組んでくださっているということで、少しでもまた成果が出るようお願いしたいと思っております。

続きまして、あばしり健康マイレージ事業についてお伺いいたします。

95万3,000円から101万1,000円に、若干ですが増額した理由をお伺いいたします。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 予算額の増額理由としましては、報償費の増額であり、令和6年度は交換ポイントを、これまで20ポイントに達成しないと野菜クーポン券3,000円分と交換できませんでしたが、10ポイントで1,000円分、15ポイントで1,500円分に交換できることに変更し、それに伴い達成者の増が見込まれるため、増額となっております。

内訳としましては、使用見込みとなりますが、野菜直売所では、20ポイント達成者使用分を220名分、新規の1,500円の達成者分を20名分、1,000円の達成者使用分を80名分、体育館及び市民健康

プールの使用分を各5名分とし、計330名分の使用を見込んでおります。

○永本浩子委員 今度いよいよ10ポイント、20ポイントということもやっていただけるということで、大変嬉しく思います。

それで、今までの達成者の推移、毎回聞いておりますが、推移を保険別、男女別、年代別で教えていただければと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 達成者数の内訳ですが、令和4年度の実績については、達成者は248名となっております。男女別では男性87名、女性161名、年代別では30代が3名、40代9名、50代20名、60代44名、70代以上が172名となっております。保険別では国保が116名、後期高齢者医療が100名、その他の社会保険が32名となっております。

また、令和5年度の実績は、途中ですが、令和6年2月末の時点としましては、達成者は231名、男性77名、女性154名、年齢別では30歳代が7名、40歳代が10名、50歳代が18名、60歳代が30名、70歳以上が166名となっております。保険別では国保が95名、後期高齢者医療が104名、その他の社会保険が32名となっております。

○永本浩子委員 なかなか高齢者のほうが、関心が高く、30代ファスト健診等もやっておりますが、若い年代がもうちょっと伸びてもらえればというところかと思っておりますけれども、毎年毎年いろいろな工夫をしていただいておりますが、令和5年にやっていただいた工夫点としてはどういったところがあるのでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 令和5年度の新規としましては、带状疱疹ワクチン接種、歯科国画ポスター展、観光課で実施したテクテク網走めぐりで健康マイレージ編として、てんとらんど内のチェックポイントを回った回数によってポイントを付与いたしました。また、引換え商品のうち、健康増進に寄与する観点から、体育館と市民健康プールの利用券枚数を見直し、体育館利用券を2回分増やして18回分、市民健康プールを1回増やして6回分としております。

また、これまで保健センターのミニドック検診を受診し、その場で20ポイントに達成した場合でも、商品との交換は後日市役所で行っていましたが、その場でクーポン券と交換できるように変更したところ、達成者からは便利になったという

声も頂いております。

○永本浩子委員 年々進化しているなということで、少しずつまた浸透もしてきているのではないかと思います。

今までの野菜券に加えて、昨年からですかね、総合体育館の利用券と市民プール券が増えたわけですが、その辺の二つ増えたところの利用人数と割合、反響等はどのようなふうになっているのでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 ポイントに達成した場合、交換商品は野菜クーポン券のみでしたが、令和4年6月から、総合体育館と市民健康プールでの利用券も交換可能といたしました。

内訳としましては、令和4年度達成者数248件のうち、野菜クーポンが244件、全体の98%、総合体育館利用券が2件、全体の1%、市民健康プールが2件、全体の1%となっており、今年度、令和6年2月時点では、達成者数231件のうち、野菜クーポンが220件で95%、総合体育館利用券が9件で4%、市民健康プールが2件で1%となっております。

また、総合体育館利用券及びプールの利用券は、40歳代から50歳代の方の交換が多くなっております。

○永本浩子委員 数字的にもまだまだというところかなとは思いますが、総合体育館のほうが増えてきているということで、やはり周知が大事になってくるかと思いますが、今後の周知に関しては、どのような工夫を考えていらっしゃるのでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 これまでも周知としましては、市内のコミセンやスーパー、医療機関にポスターを貼ったり、社会保険加入者向けに、網走商工会議所会報に周知記事を掲載していただいております。

また、らくらく健康トレーニングなど、対象事業への参加者には、ポイントの引換券のついたチラシを配布し、事業の周知を行っております。

引き続き、それらの周知を行いつつ、今後はLINEなどのSNSの活用も考えていきたいと考えております。

○永本浩子委員 それぞれ、また新しい取組で、今回の場合は、ポイントが10ポイント、20ポイントということもできますので、いい機会だと思いますので、ぜひ周知のほうに力を入れて、参加者

を増やしていただければと思います。

続きまして、5歳児健康相談についてお伺いいたします。

57万3,000円から18万4,000円とかなり減額になりましたけれども、その理由をお伺いいたします。

○今野多賀子健康推進課参事 5歳児健康相談事業の開始当初より、美幌療育病院からの作業療法士による支援を受けておりましたが、ふわりなども含め、市の職員での相談体制が整ったことから、相談当日の派遣は令和5年度で終了となりまして、令和6年度からはケース検討や講演のみの派遣となります。このことによる作業療法士の派遣回数の減少により、昨年度と比べて委託料が減額となっております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

そして、これまでの相談件数と、その中で発達障がいと思われると思われた件数はどのようになっているのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課参事 相談件数は、令和3年度が21人、令和4年度が28人、令和5年度が35人となっており、徐々に増加しております。

要指導、要観察とされたお子さんは、令和3年度が13人、令和4年度が15人、令和5年度が13人となっております。こちらの数につきましては、今年度は3月の実施分につきましては、結果がまだ出ていないため、結果のカウントには含んでおりません。

また、対応についてですが、要指導、要観察となった場合は、お子さんの状況に合わせて、場面指導や発達相談センターふわりの相談実施を行ったり、通所の紹介を行っております。

また、小学校や教育委員会とも連携しまして、そのお子さんが就学をスムーズに迎えられるよう、保護者了解の下、情報を共有し、就学時における指導体制や学校での個別の支援計画作成に活用されております。

相談を受けた保護者からは、お子さんが苦手としている部分などがわかり、対応のヒントが得られた、どこに相談したらよいかわかったなどの声をいただいております。

○永本浩子委員 きちんと、その辺のところの効果も出ていることを確認させていただきました。また、新しい事業も今後入ってくるので、こういう発達障がいのお子さんをお持ちの保護者の方

も、いろいろな意味で助かる取組ではないかなと思います。

それでは、次に、75ページの蜂の巣駆除事業について。

先ほど質問もありましたけれども、市内では1社だけでした。蜂に刺されますと、特に2回目に刺されたときには、アナフィラキシーショックを起こしやすいとなっております。市内で蜂に刺されたことによるアナフィラキシーショックというのは、これまでにあったのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 スズメバチに刺されたことによるアナフィラキシーショックについてですが、市内の市民の方の状況というのは、私どももちょっと把握していないのですが、蜂の巣駆除に関わる委託業者に確認したところ、作業員についてはきちんと防護服を着て作業するため、そういった刺されてけがをしたとか、アナフィラキシーショックもないという報告を受けております。

○永本浩子委員 防護服をきちんと着ているということで安心いたしました。

また、今までにはそういうことはないということですが、アナフィラキシーショックを一時的に和らげるためのエピペン注射液というのがあるのですが、結構、駆除ではなくても山に入られる仕事の方等は、処方してもらって、毎回持っていくということをされております。使用期限も非常に短いものなので、毎年替える必要があるわけですが、そういったところの周知も必要なのではないかなと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 こちらも委託業者のほうに確認したところ、作業に当たる方については、アレルギーの検査をしておられまして、それでスズメバチに反応をしないような方に従事をお願いしているというお話は伺っておりました。

なお、こういったエピペン注射薬というのがあるということで、そういったものの携帯については委託事業者と協議をしたいと思っておりますし、そういったものは使用期限が短いことがあることも伝えながら、委託事業者とは協議をしたいと考えております。

○永本浩子委員 ぜひ、件数も非常に多いようですので、万が一のことも考えて、ぜひそういったところも周知していただければと思います。

続きまして、同じく75ページの不法投棄対策事業についてお伺いいたします。

こちらは、20万1,000円から31万1,000円に、10万円の増額になっておりますが、この増額に関しては、看板の設置等による増額ということでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 不法投棄対策事業の増額ですが、看板作成5枚分と、あと看板を立てるための支柱などの資材が必要なので、その分を計上して10万円ほど増額したところです。

○永本浩子委員 了解いたしました。そして、看板ですが、この5枚を新年度、新たにプラスすることになるかと思いますが、全部で何か所設置してあるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 現時点では、市内に84か所設置をしています。

○永本浩子委員 84か所ということで、かなり看板が設置されているのだと思いますが、不法投棄の実態というのは、今どのようになっているのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 不法投棄の実態、件数ですが、過去3年で、令和3年が19件、4年度が23件、5年度は26件把握し、対応しております。大規模な、よくテレビでやるような事案はないのですが、家庭ごみの不法投棄が、量の多いポイ捨てといえますか、そういったものが多い状況にあります。

○永本浩子委員 大規模なものはないけれども、家庭ごみということは、看板もそうですが、例えば防犯カメラみたいな、そういうもうちょっと効果的な方法というのは、されているのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 現在行っている取組としましては、不法投棄が続いてしまう箇所には、課で持っている監視カメラを設置しまして抑制を図っております。

なお、なかなかこのカメラでも見つかることは少なく、直近では平成30年度に行為者が判明した事例がありまして、そこを片づけていただいたことがございました。

○永本浩子委員 結構26件、23件とある中で、判明したのはほぼ1件になるのかと思いますが、例えば、私有地に不法投棄された場合の処理費用というのは、誰が出すようになるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 不法投棄の処理費用です

が、行為者が判明した場合、これは行為者が行う、それが基本です。それから、行為者が不明な場合は、結果的には土地の所有者の負担となってしまうことが実態となっておりますので、土地の所有者に対しては、もしそういうことがあった場合は、柵で囲っていただくとか、入り口にチェーンを張っていただくとか、そういった予防柵をしていただくようお願いはしているところです。

○永本浩子委員 私もちよっと相談を受けたことがあるのですが、監視カメラをつけたらとアドバイスはしましたが、つけたらつけたで、見られたくない日常生活とか、そういったものがどこかに漏れる可能性とか、そういうのを近所の方も含めての話になるので、なかなか監視カメラの設置までいかないところもあるかと思うのですが、こうしたところの対策としては、何か今後考えていらっしゃる箇所はあるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 生活環境課のほうでのカメラにつきましては、一応設置要項をつくっております。基本的に設置したときに、人の生活が見えるところが映らないというのを条件としております。

また、そういったものが映るという場合には、きちんとそこの方の許可を取る、同意を取った上で置くこととなりますので、いろいろな方がいらっしゃる中、なかなか設置場所にも皆さんの理解を得ながらつける必要がありますので、そこはその地域と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。なかなか難しい問題だと思いますが、しっかりまた取り組んでいただければと思います。

続きまして、ごみ処理解促進事業についてお伺いいたします。

320万9,000円から146万1,000円に減額になりましたけれども、その理由をお伺いいたします。

○近藤賢生活環境課長 ごみ処理解促進事業の減額の関係ですが、ごみ通信を令和5年度は月ごとに発行し、隔月にしていったところですが、令和6年度につきましては、ごみ通信の回数を年4回として計上させていただきました。

また、令和5年度につきましては、ごみ処理解の資料を作るための動画を作成するための機材購入費20万円も計上しておりましたので、そちらについては令和6年度からは省いて、その機械を

使う関係で減額になっております。

○永本浩子委員 了解いたしました。ごみ通信もちよっと落ち着いてきたということで、年4回ということかと思えます。

あと、Eモニターによる市民からの意見収集が書かれてあったのですけれども、これはどういう内容なのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 ごみ事情のEモニター登録制のアンケートの実施ですが、まずこちら、希望される市民の方にインターネット、スマートフォンを通じて登録していただく。そして登録していただいた方には、ごみ出しの状況、それからごみに関する意見などについて、アンケート調査をさせていただく内容です。

令和5年度につきましては、9月から募集をし、10月まで募集をしたところ、100名を超える126名の応募がございました。令和5年度は11月から3月までに、月1回の調査を実施しております。

来年度、令和6年度も同じようにモニターを募集して、インターネットを通じた形になりますが、そういった中でモニターアンケートを実施していく予定です。

なお、登録していただいた方、インターネットを使った形なのですけれども、10代から80代、80代の方は2名ぐらいなのですが、それでも10代から80代まで幅広くモニターが集まったので、年齢構成もそれなりに若い方から高齢の方まで参加していただいたということで、また続けてやっていきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 結構集まっているのだなということ、年代の幅が広いので、ちょっと今驚きましたけれども、こういった意見収集を具体的にはどんな形で生かしているのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 今年度の事業については、今これから取りまとめるところなので、こうしたモニターの御意見を頂きながら、次のごみ処理解啓発資料、ポスターとか、ごみガイドブックなどの作成、それから今後の分別の仕方、周知の仕方、それからステーションの在り方、そういったものの検討する際の参考にさせていただきたいと考えております。

○永本浩子委員 わかりました。

あと、昨年からコロナが5類に移行しまして、うちの町内会もそうですけれども、久しぶりに皆

さんで集まることもできました。

こうした会合も開催されるところが増えている状況かと思いますが、私もスマホ公式LINEを使って、ごみの分別とかを時々見たりもするのですけれども、迷ったときはどっちに入るのだろうということがいまだにある場合があるので、ごみの分別とか、広域処理の状況なども含めて、また前にやっていただいていた出前講座等にも力を入れてやり取りができるような場面をつくっていただけないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 ごみ処理のごみの分別についての啓発資料については、当課のほうで用意しておりますので、出向いて、出前講座などやっていくべきものと考えております。

また、市のほうで宅配トークという制度がありますので、そういったもので、申し込んでいただけるような周知も図っていきたいと考えております。

○永本浩子委員 よろしくお願ひいたします。

続きまして、ごみ処分場遮水シート補修事業について、先ほど質問がありまして、上のシートのほうに反応があったということで、今回掘り起こしになったかと思っておりますけれども、これまでもこういった補修はやったことがあるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 先ほど午前中に石垣委員からも、遮水シートに関する御質問があったところですが、遮水シートの構造について、改めてもう一回説明をさせていただきます。

現在の処分場ですが、ゴムのシートが二層になっております。そして、その下にベントナイト層というのがありまして、ベントナイトというのは水に濡れると固まって、外に水分がすぐに流れていかないという性質のものがありますので、今の処分場としてはシートが2枚とベントナイトの3段階で外に出ない形になっているということを申し添えます。

なお、これまでのシートの補修の関係は、今の処分場が供用してから2回ございまして、令和2年と令和4年に反応が出て確認をしたところがございます。

その際の1回目については、鋭利なものが刺さって3センチほどの小さな亀裂ができていたと、そこはすぐ直しました。

また、2回目につきましても、シートの圧着部分、シートとシートをつなぐところが溶接みたいな感じで溶着という処理をするのですが、そのところに亀裂が入っていたので、そこも反応が出たところを掘り返すと発見できたので、すぐに直したという状況でございます。

○永本浩子委員 今までに2回あったということで、それでも大きな傷ではなく済んでいることを確認させていただきまして、安心いたしました。

今回の補修規模と実施時期はいつぐらいになるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 実施の時期につきましては、雪が解けてからすぐを開始したいと思っております。工期については、おおむね2か月ぐらいでできるというふうに伺っておりますので、早めに掘り返して、まずは調査をさせていただきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

最後に、ごみ拾い促進事業についてお伺ひいたします。

新規事業でありますけれども、アプリでの促進とはどのようにするのか、お伺ひいたします。

○近藤賢生活環境課長 ごみ拾い促進のアプリですが、現在検討しているのは、アプリケーション「ピリカ」というものを導入し、ごみ拾いのマップをアプリで公開して、SNSの機能になりますので、そこで登録した方々同士が相互に交流できるなど、ごみ拾い活動を促進するためのアプリでございます。

このアプリに登録していただくことで、清掃活動の見える化ができるようになります。現在はそれぞれボランティア団体、各種団体がごみ拾いを行っている状況ですが、そういった形でアプリで見える化を図り、まずは地域美化協定といたしまして保険とかに入っただくことで締結している団体をお願いしたいと考えています。

目標としては、初年度ですので、1年間で300名程度参加していただけたらというふうに今考えております。

○永本浩子委員 見える化で交流もできるという、新しい取組で大変期待するところです。

また、違う角度の取組として、スポコミということで「ごみ拾いはスポーツだ」を合言葉にチーム対抗の競技として、ごみ拾いを楽しむイベントなども行われております。

環境美化とスポーツを融合させ、気軽に楽しみながら参加できる社会貢献として、日本のみならず世界にも広がりつつありますので、一度網走でも開催してみてもいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 近年、スポゴミの取組、楽しんで社会貢献をすることは、大変すばらしい事業であるというふうに感じております。

当市としても、まずはこのアプリを導入して、このごみ拾いの見える化を図り、周知が広まっていくことで「ポイ捨てをしない、させないまち」に変えていきたいと思っております。

なお、地域でも取り組まれています、市内でも取り組まれていますような、様々な取組や御提案については、研究して参考にさせていただきたいと考えております。

○永本浩子委員 ぜひ、いろいろな角度でやっていただければと思います。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。

○井戸達也委員長 ここで、暫時休憩といたします。再開は、午後3時20分とします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質問者、挙手願います。

松浦委員。

○松浦敏司委員 できるだけ簡潔に伺いたいと思います。

まず、歳入の関係で衛生費負担金、これは先ほど里見委員も質問したわけですが、若干かぶるかもしれませんが、16ページの2目衛生費分担金3,838万5,000円と、前年より大幅に増えております。3節のところでは、広域廃棄物中間処理の関係がありますので、多分そういう関係かなというふうに思うのですが、この分担金の内容について伺います。

○田中正幸生活環境課参事 広域廃棄物中間処理施設整備調査事業の負担金の内容についてですが、こちら国の交付金を活用しました各種調査等を実施するに当たりまして、事業費から国の交付金を差し引いた残りの額を各市町で負担するものとなっております。

その分担金の内訳についてですが、斜里町が

894万円、小清水町248万3,000円、大空町が248万3,000円、それから美幌町が1,390万7,000円となっております。

各市町の負担割合についてですが、令和11年度を供用開始の目標とした、その時点での可燃ごみの推計値から割合を算出しております。また清里町の加入が正式に表明されましたけれども、これは予算要求時に間に合わなかったということで、1市4町での負担割合を算出しております。こちらは改めて負担割合を算出しまして、各市町の負担割合を決め、それぞれ負担は若干下がるという見込みとなっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、2節の中で濤沸湖環境保全活用ビジョン改訂事業負担金として15万1,000円とあるのですが、これは多分予算説明書を見ると、衛生費負担金の3,838万円から周産期医療の負担金925万5,000円というのを差し引いた結果としてこの金額になるわけですが、昨年より若干5万8,000円ほど減額となっておりますが、この辺について伺いたいと思います。

○梅津義則市民環境部参事 濤沸湖環境保全活用ビジョン改訂事業負担金の減額についてですが、こちら事業費の236万4,000円から道補助金の地域づくり総合交付金110万円が交付される見込みとなっております。それを差し引いた126万4,000円のうち、人口案分いたしまして12%を小清水町の負担金としていただいております。

昨年度、事業費自体が344万5,000円ということで、コンサルの委託事業なものですから、委託料が大きいところなのですが、委託内容が令和4、5、6と3か年なのなのですが、今年中間年で、来年が最終の年度になるのですが、その分で委託料がかなり減額になるということで、この分の金額が減額となっているといったようなところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

では、次に移ります。

軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業についてであります。

この事業は、身体障がい者手帳の交付基準に該当しない難聴者に対して、補聴器購入に要する費用の一部を助成するというふうになっているようです。

制度ができてちょうど1年になるわけですが、

この間の申請数や実績について、改めて伺いたいと思います。

また、制度を受ける上で、補聴器の金額によって助成額も違うというふうに思うのですが、制度の内容についても伺います。

○清杉利明社会福祉課長 この補聴器購入費の助成件数の状況ですが、本年度より事業は開始しております、本年の2月末現在で31件、助成額としましては103万9,512円を助成しているところでございます。

補助制度の内容ですが、基本的には、障害者総合支援法に基づく購入費の支給基準額があるのですが、その3分の2の額、または5万円のいずれか少ないほうの額を助成対象額としまして、所得が高い方については1割を負担していただき、所得が少ない方はその基準額、全額を助成しているところです。

○松浦敏司委員 わかりました。

実績という点では、金額的に当初100万円だったのが、結果としては上回っているわけですが、これはどんなふうにして処理しているのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 他の事業で不用額が見込まれる事業から予算を流用させていただきまして対応しております。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。内部でやっているということでもあります。

それで、間もなく1年なのですが、そういう中で、当初予算より上回るだけの利用があるということは、やはりそれだけ待ち望まれていた制度なのだというふうに、私も実感するところであります。

今、原課として、約1年間の申請数や実績についてどんな評価をしているのか、伺います。

○清杉利明社会福祉課長 特に高齢者の方の場合につきましては、それにより認知症のリスクを高める可能性があるとも言われていることから、介護予防事業としても重要であるというふうに考えておりますので、引き続きこの事業につきましては継続して対応してまいりたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

まだ1年しかたっていないというのもあるのですが、わからない人もいますのですよね。私も電話で問合せを受けました。

そうすると、どうやって助成を受けるのかというのがわからないということで、取りあえず耳鼻咽喉科の専門の先生のところに行ったほうがいいのではないですかというような話をしたのですが、その辺の流れといいますか、制度上どんな手続があって、いわゆる助成を受けることができるのか、その辺の流れについて伺いたいと思います。

○清杉利明社会福祉課長 事業の内容につきましては、開始前に市内の耳鼻咽喉科の先生のほうには御説明しているのと、あと、市内で補聴器の販売をしているようなところには周知をしているところです。

受診をしていただいたときに、こちらの事業の対象になるという場合には、医療機関のほうからこういうのがあるよと周知をいただいているところですが、医師のほうでこれに該当するかどうかの文書を添付していただきまして、申請をしていただくというような流れになっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、網走の場合、耳鼻咽喉科というのは、私の知っている限りでは、まちなかのクリニックと、あと厚生病院にはあるのかな、というぐらいなのですが、その辺どんなふうになっているのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 市内には、専門にしているところが1か所と、あと耳鼻科も対応しているところが市内には2か所あるかと思っております。

○松浦敏司委員 いずれにしても、耳鼻科の先生たちに事前に周知しているということですから、そこに行けば、高齢者の方は何らかの形でそういう制度があるということがわかるということでもありますので、その辺は理解しました。

実は、難聴者の多くは、どうしても高齢者が多いと思います。中には若い人もいますが、多くは高齢者が多いというふうに思います。そうすると、収入は、ほとんどの人は年金だけであって、そういう中で補聴器といってもピンからキリまであって、安くてもその人の耳に合う人もいれば、安いのでは全然役に立たないのでやっぱり一定の金額の補聴器ではないと合わないという人もいます。それでも慣れるまでには相当時間はかかるというふうに言われていますが。

そういう中で、今定例会においても、年金者組

合という団体から助成額の増額を求める請願が市のほうにも出されておりました。国に対しては、国として制度をつくるようにという請願、これは通りましたけれども、そういう中で、やっぱり増額を求める声というのも切実だというふうに思います。

先ほど言ったように、限られた年金の中から、高いものは両耳合わせると30万円前後もしますから、そうすると、そう簡単に手が出ないということになりますので、先ほどの答弁からいうと、支給額を3分の2で、あるいは限度額5万円ですから、高いものだと5万円を市から頂いても、25万円前後のお金を払わないと買えないです。

市のほうもそうそうお金があるわけではありませんから、状況はわからないわけではありませんが、先ほど課長が言ったように、この補聴器によって認知症を一定程度防げると、これはよく言われていることです。

そういう意味では、今の高齢者がよくまちに出て人と交流ができると、それはやはり耳が聞こえるのと聞こえないとは大違い。そういう点からすると、やはり増額をしてほしいという声に応える必要があるのではないかというふうに思うのですが、原課のお考えを伺います。

○清杉利明社会福祉課長 助成額の増額との御意見ですが、法に基づく補装具のほうの支給基準額を超えるようなことはできないというふうには考えておりますし、そことの差を設けるという意味でも、3分の2の基準額にしているという点で、現在のところは増額をする考えはございません。

○松浦敏司委員 現在のところはということで、わかりました。まだ1年ですからね。

今年も予算額を見ると、昨年同様100万円という増額になっています。これはやってみなければわかりませんが、途中で100万円を超える場合があるというようなことになった場合、当然補正を組んでも対応しなければならぬというふうに思うのですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

○清杉利明社会福祉課長 要望が多い場合につきましては、何らかの方法では対応していきたいというふうには考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。ぜひそういった状況の場合は、積極的な対応をしていただきたいと思います。

次に移ります。

健康診査事業についてであります。これは、予算説明書の73ページにありますが、予算資料でいえば6ページです。

健診の事業ですが、前年より予算が減額になっている事業というのが4事業、それから増えているのが4事業、前年と同額というのが4事業と、偶然にも4事業ずつ分かれているわけですが、この健診の状況について、原課としてはどのように評価をしているのか伺います。

○今野多賀子健康推進課参事 健康診査事業につきましてですが、受診者の推移については、新型コロナウイルスの流行により、令和2年度に受診者数が減少していました。令和3年度、4年度は若干の回復傾向が見られています。また、令和5年度につきましては、特に胃がん、肺がん、大腸がん等で、再び大きく受診者数の減少が見られております。

○松浦敏司委員 そういう凸凹があるのだというふうに思いますが、今言われたのは減額になった部分だというふうに思うのですが、増額になった部分も4事業ほどあるのですが、この辺についても伺いたいと思います。

○今野多賀子健康推進課参事 毎年行っています健診の実績により、そのときにより増減がございます。

○松浦敏司委員 ということかという点では、そういう意味では、よくわからない、たまたまこういうふうになっているということですね。それは理解しました。

それで、今の健診の状況というのがあるのですが、なかなか健診を受けるのが思うように増えないという状況が以前から指摘もされたり、答弁の中でもあるのですが、今の状況というのとはどんなふうになっていますか。

○今野多賀子健康推進課参事 先ほどお伝えしました中で、例えば肺がん検診の受診者数でしたら、昨年度、CT検診車の故障などがございまして、年度途中からヘリカルCT肺がん検診が中止となってしまったことなどが受診者数の減少の大きな要因だったかなと考えております。

胃がんや大腸がんなども、同日に実施できるものですから、CT検診が受けられないのだったら受けないかな、別な機会にしようかなというあたりもあったかと思えます。

市としましては、代替としまして、市内の医療機関で個別に肺がんCT検診が受けられるように体制を整えまして、12月から開始している状況があります。

その他の要因につきましては、今後分析をしてまいります。受診率向上の取組といたしまして、令和5年秋の健診より、ウェブでの申込みとか、通話料無料のコールセンターでの健診申込みの受付を開始するなどの取組をしております。

また、そのときそのときで、どうにも今回申込みが少ないなというときとか、そういうときには、通常の周知のほか、戸籍保険課と連携しながら、瓦版を入れるなど、そのときそのときで工夫して、受診率向上の取組をしているところでございます。

○松浦敏司委員 CTが壊れてしまったとか、これは致命的ですよ。それはすぐ直るような機械でもないですから一定期間、そういう意味では、予期せぬ事態が起きてしまったということで、全体としては、肺がんの検診を受けられないならほかも受けないかというふうになり得るというのはわかります。取りあえずわかりました。

今年は、新年度においては、そういうことが多分ないということを想定して、早期発見、早期治療というのが何よりですから、そういう意味ではしっかりと健診事業を進めてほしいし、全国レベルまで健診が伸びるようにしてほしいというふうに思います。

原課のほうでも、日頃から努力はしているのだろうと思うのですが、いわゆる新年度に当たってどのような取組をしようとしているのか、改めて伺います。

○今野多賀子健康推進課参事 先ほどのCTの関連となりますが、12月から始めました個別肺がんCT検診は急遽でしたので、1医療機関のほうで実施しているところですが、春からは実施していただけるところを増やして、希望する医療機関のほうで受けていただくような体制を取る予定であります。

また、先ほども申し上げましたが、引き続き24時間受付のウェブでの申込みとか、無料のコールセンターでの受付を、まだ浸透していない部分もあるかと思っておりますので、引き続き周知に努めてまいります。

○松浦敏司委員 近年はがんで亡くなる方という

のは、2人に1人はがんにかかって、そして亡くなっていく方が多いというわけですから、そういう意味でも、この事業は大事な重要な事業だというふうに思いますので、今後とも努力して行ってほしいと思います。

次に、ごみ拾いの推進事業ということで、先ほど、永本委員がしっかり聞いていただきました。ただ、私は古い頭なものですから、アプリという言葉を聞いただけで拒否反応を起こすような年代なので、そういう意味では、拒否反応しないようにしたいと思うのですが、そういうアプリを導入して、多くの市民にごみ拾いの精神を広げていくようですが、1点確認したいのは、集めたごみは、一般的に町内会などはボランティア袋に入れて処理するというふうにあるのですが、それはどのようになるのでしょうか。その辺確認したいと思います。

○近藤賢生活環境課長 こちら、ごみ拾い促進事業で集めたごみになります。基本的にはボランティアごみ袋を使っていただく形になりますので、ボランティアごみ袋を申し込まれたときに、どのように集めるのか、例えばその場所に置いていく、それとも市の処分場に運ばれる、その辺は確認して、同じような取扱いで進めていきます。

○松浦敏司委員 今ちらっと耳に入ったのが、ボランティア袋は買うのですか。無料で市から頂くものだと思っていたのですが。無料ですよ。何か買うというような話も今聞こえたのですが。その辺確認したいと思います。無料ということでいいですね。

○近藤賢生活環境課長 すみません。ボランティア袋は無料で配布しております。

○松浦敏司委員 それで、やっぱりこういうごみ拾いというのは非常に大事だと思います。

実は一昨年でしたかね、行政視察で、文教民生委員会で松山市に行きました。松山市というのは、長い間、もう二十数年前から年に一度、市民がこぞってごみ拾いをしようというのをやっていると、それがずっと続いていると。今も続いているということで、そういう中でやっぱりごみに対する意識が非常に高い。学校の授業の中でもパッカー車が来たり、ごみ収集車が来て実演するというようなこともやっていると、当然意識が高いということで、1人当たりのごみの排出量も非常に低いこともあって、やっぱりそういう意味では一つ

一つの積み重ねがごみを出さない、そういう暮らしにつながっていくのだというふうに思いますので、ぜひ頑張って取り組んでいってほしいと思います。

次に移ります。

介護従事者の復職支援補助金についてです。

これも里見委員が先ほど質問しましたけれども、ちょっと伺いたいのは、介護職という仕事というのは、実は一番離職率の高い、そういう職種だと思っています。そういう中で、離職するというのはそれなりの理由があって離職すると思うのですが、離職する理由について、原課としての認識について伺います。

○小西正敏介護福祉課長 介護従事者の離職ですが、先ほども申しあげました離職される方が、1年間に90名ぐらい令和4年はいらっしやったと。離職する勤続年数につきましても1年未満の方が27名いらっしやっただという事で、定着という意味がなかなか難しい。

そこに対しても、事業所の環境に慣れていただくこと、いろいろ人間関係とか仕事の環境、様々な事情からお辞めになられるケースとかもあるかと思っています。

我々もそういうふうにならないように、新人のスタッフ研修会とか、ケアマネージャー連絡協議会と協働して開催したり、そういったところを促進して、定着に結びつけたいと考えております。

○松浦敏司委員 介護の仕事に関わろうとする人たちは、何とか暮らしに不自由な高齢者の人たちの手助けをして、そして喜ばれる、そのことが喜びとなっているのだけれども、しかし仕事は3Kですよ。3Kと言われる職業の一つになります。プラス、賃金が安いのですよ。そういう意味で、介護に携わる職員、特に男性は、家族を持ったら家族を食べさせていけないということで、結構離職せざるを得ない。仕事としてやりたいけれども、子供ができて家族を食べさせることができないということで、辞めていく人が私の知り合いでも何人もいました。

そういう意味で非常に重要な仕事であり、だからこそ、今回の事業も非常に大事だと思います。大事だと思うのですが、相当ハードルが高いのではないかなというふうに私は思っているのです。つまり、前段で言ったように、そういうなかなか厳しい状況で、賃金も安いというようなこともあ

る中で、それを経験した人が復職ですからね、ということになると、相当ハードルが高いというふうに思うのですが、どのような認識でいらっしやいますか。

○小西正敏介護福祉課長 委員御指摘のとおり、過去の3Kという印象の問題、あとは賃金の問題。賃金に関しましては、介護報酬の改定で処遇改善加算がされて、国のほうでもある程度は見えてきているところですが、全産業から比べるとという御意見はあるかと思っています。

我々、この事業、5万円の事業ですが、創設したところは、秋口にLINEのアンケートを行いました。介護職に過去勤められていて、今勤めていない方。そうすると30名の方から回答がございまして、働いていない期間が1年以上ある方はおよそ75%程度ございまして、就職希望という意味では、すぐに働きたい、近いうちに働きたい、いずれ働きたいを合わせますと、約4割の方が現場に戻りたいという一応意向は、アンケート上取れたのです。

そういったことも含めまして、潜在的なニーズはあるのではないかと、復職の。そこに一つ環境の問題はあるかもしれないですが、背中を押す意味合いも込めて、こういう事業を取り組ませていただこうかなと思っています。

○松浦敏司委員 よくわかりました。そういう思いがぜひ伝わって、そういう人たちが復職することを私も陰ながら応援したいというふうに思います。

一番いいのは、世間並みの賃金が払われると。一番きつい仕事なのに、賃金がほかより相当、1万円や2万円の金額ではなくて、7万円とか8万円という金額が低いわけですから、そういう意味では、何とかこれは国に改善させる以外はないのですけれども、そういう中でも、ぜひ、課長大変でしょうけれども、この補助金の制度というのは大いに利用して、役に立つような形にしていきたいというふうに思います。

次に移ります。これは最後になります。

生活保護の関係についてです。

全国の2023年10月の生活保護申請件数というのは、前年同月比でいうと6.1%の増の2万9,000件で、10か月連続で前年同月比を上回ったというふうに報道があります。

新型コロナや物価高騰の影響が長期化している

という中でのことだというふうに思うのですが、そこで、当市の直近の生活保護の申請数、あるいは受給者数、わかる範囲でお示しいただきたいと思えます。

○清杉利明社会福祉課長 今年度、令和6年2月末現在の状況ですが、保護を開始した件数につきましては61件となっており、令和4年度が54件で7件の増となっております。

一方で、保護の廃止件数は、同じく令和6年2月末現在で60件となっており、令和4年度が78件でしたので、こちらは18件の減となっている状況でございます。

その上で、今年2月1日現在におきます保護世帯数につきましては472世帯、人数で554人となっております。令和4年度の月平均との比較では、世帯数で2世帯の減、人員で3人の減となっている状況でございます。

○松浦敏司委員 そういう意味では、全国とは若干違う状況にあるというふうに思えます。

そこで伺います。生活保護世帯が市営住宅に入居している場合、風呂がリースになっているというふうに聞いておまして、リース代というのを毎月払っているわけですが、課は違うと思うのですが、どのぐらいのリース料か、もし把握していればお答えください。

○清杉利明社会福祉課長 資料は持ち合わせていないのですが、基本的には、その機器の耐用年数を月単位で割って、費用等を加算したのが月のリース料になっているかと思えます。

○松浦敏司委員 一応私なりに調べたら、大体安いところで2,500円、つくし辺りだと3,000円ということのようです。

それで、リースですから、私の認識はリースというのは大体5年で、5年たつと一定の金額で買い取ることが一般的なのですが、どうやら市営住宅の風呂のリースというのは、違うみたいなのですが、現実にはどんなふうになっているかわかりますか。

○清杉利明社会福祉課長 リース料の取扱いについてはちょっと把握しておりませんので、すみません。

○松浦敏司委員 ずっと払い続けているみたいです。そういう意味では、普通の我々の感覚でいう5年でリースを買い取るとかということではなくて、この金額を、住宅の古い新しいに関係するか

ら若干違いは出てくると思うのですが、払い続けているというような状況があるようです。

それで、実は生活保護費が2013年から15年にかけて、安倍内閣の時代に、扶助費を3年間かけて6.5%引き下げたという状況があります。今裁判をやって、それは間違いだという裁判の判例が多く出されてきておりましたが、そういう中で、実は生活保護世帯の人たちが、市営住宅に入っている場合、リース料を生活費の中から月々払っているというのが現実で、私もこれ最近知ったばかりで、これは何とかしなければならぬというふうに思っています。

これは、保護費の中でやりくりしている地方もあるみたいですが。北海道はどこか、私はわかりませんが、本州のほうでは結構あるというふうに聞いていますが、その辺どのようにお考えでしょう。

○清杉利明社会福祉課長 公営住宅におきます入浴設備関係をはじめとします各種リース料の取扱いにつきましては、あらかじめ支給をされている生活扶助費の中で賄うべきものというふうに基準で取扱われておまして、各種リース料を別途扶助していない状況でございます。

なお、公営住宅の中には、入浴設備を備えつけられていないケースがありますが、その際には、住宅維持費等の範囲内で、入浴設備購入費を補助していたというケースはございます。

○松浦敏司委員 そういう例は、ついていなかった場合については、そういう制度がありますからね、わかりました。

東京のほうでは、リース代は修繕費という形で出しているというふうにも聞いていますし、京都では一時扶助ということで負担しているというふうな情報も私なりに入っています。

ただ、オホーツク振興局では、先ほど課長が言ったように、リースというのが基本なので、他のことについては認めないというふうに言っているのだそうですが、ただ、道庁の本庁の担当の方は、生活保護の風呂などのリース代は、令和5年の段階では12万8,000円を道が払うというふうなことも言っているというふうに聞いていますが、その辺についてどちらがどうなのかよくわかりませんが、原課として、もしお答えできればお答えいただきたいと思えます。

○清杉利明社会福祉課長 その点につきまして

は、先ほども御説明させていただきましたが、公営住宅にあらかじめ備えつけられていないケースの限度額が12万8,000円というふうに認識しております。

○松浦敏司委員 わかりました。

とはいえ、いずれにしても、生活保護を受けている方が市営住宅に入った場合、別にリース代を払い続けなければならないという点は、なかなか私は理解できないので、とはいっても、今すぐどうこうというふうにはなかなか難しい点もありますので、引き続き私も勉強しながら、今後、活動の中に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○井戸達也委員長 ここで、暫時休憩いたします。再開は、午後4時10分といたします。

午後4時03分 休憩

午後4時10分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

立崎委員。

○立崎聡一委員 上げていた項目が重複していますので、1点だけ確認したいなというふうに思います。

予算書の71ページ、中間辺りにあります、患者送迎車運行事業について。

事業内容なんかは、ずっと例年と同じだと思のですが、予算額がちょっと大幅に上がっているというのは、多分想像はつくのですが、説明願います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回の予算額の増額につきまして、委託先の網走バスから人材確保及び働き方改革ということで、内容の見直しの提案がありまして、そちらのために約200万円程度上昇しているような形になっております。

○立崎聡一委員 やはり物価高騰というのは、燃油高騰、それから人件費の増額というのは、大きいのだなというふうに感じました。

それで、今日質問する原課とは直接は関係ないのですが、今後この事業が引き続き継続されていくのかどうかというのがすごく心配で、というのは、明日の質問になってしまうのですが、郊外地区の実証実験タクシー事業があるのですけれど

も、その辺との絡みというのでしょうか、整合性というのでしょうか、その辺はどんなふうに考えているのか、お聞かせ願います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 商工労働課で新年度から予定しております乗り合いバスについては、実証実験でありますので、患者送迎車については、令和6年度につきましてもこれまでどおり運行ということで考えております。

○立崎聡一委員 今年度は例年どおりやるということ、それから実証実験が今年ありますので、非常に期待しております。明日の担当課の課長のほうにも頑張れよと言ってありますので、かなりいい結果が出るのかなという。

今年は、そんな結果はすぐ見えないと思うのですが、2年、3年、これが5年、10年たちますと、やはり田舎のほうも、郊外地区のほうも高齢化は今でも進んでいますが、後継者とかのいろいろな諸問題ありますので、それを含めた中で考えていかなければならないなというふうに思いまして、取りあえず、今年の患者輸送送迎は例年どおり行う、実証実験も行う、両方やればより手厚い政策ができるのではないかという、事業ができるのではないかという期待を込めまして、確認だけさせていただきました。

以上です。

○井戸達也委員長 それでは、質疑者、挙手願います。

金兵委員。

○金兵智則委員 まずは、人材確保事業、いろいろな委員の方がいろいろな方向から質問をされましたので、僕も全てが全てきちんと理解できなかったもので、整理しながら、かぶるところもあるかもしれないですが、それは御了承いただければというふうに思います。

介護人材確保事業なのですが、介護フェア事業がなくなったので、金額的には小さく見えるのだけれども、ただ、人材確保といった面で全庁的という、さっき説明もあったので、力を入れていくというふうに捉えていいのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○小西正敏介護福祉課長 介護人材確保事業の事業費の増減の部分ですが、委員の御指摘のとおり、介護フェア事業、昨年度の事業費予算額が170万円、こちらのほうなくなったので、計上は事業費89万円、介護事業全体としては減少した

形になります。

ですが、申し上げましたように、いろいろな周知、啓発の方法を現場に出向いて行うという趣旨に切り替えることを目的としておりまして、それ以外につきましては、奨学金の増額等を図っておりまして、事業費として、我々は先ほどの復職支援の補助金も合わせまして強化をしている認識でございます。

○金兵智則委員 わかりました。強化をしていく方向だということで、いろいろ細分化されたのかなというふうに思うのですが、介護フェア事業がなくなったということで、令和6年度の予算はもちろんです。現場に直接出向いていくという方向に切り替えたからという理由なのかなというふうに思うのですが、一応令和5年度は開催されていると思うので、その前の年でしたかね、1名就労に就いたということで、今後、積極的に頑張っていきますみたいな去年は答弁だったのですが、1年たったらもう終わってしまうので、その辺どうなのか御説明いただければと思います。

○小西正敏介護福祉課長 介護フェア事業につきましてですが、令和4年度、令和5年度と2か年実施してまいりました。

今年度につきましては10月に実施いたしまして、今年が目玉といたしまして、介護業界に関係した著名人をお招きして講演会を行っていただく。あとは、健康まつりと同時開催で、祝日の開催ということで、中高生を中心に呼び込みを図りたいと、そこで介護のことを知ってもらおうという趣旨で行いました。

我々としましても、小中高生、PRということで校長会に説明をさせていただいた上で、学校にチラシを配布して、そこを配っていただいて、周知を図ったと。あとは、高校にも出向いてお伺いして説明をして、例えば桂陽高校のボランティア部の子とか、実際に来ていただいた子もいらっしゃるのですけれども、そういった形でいろいろ取組を行ったのですが、現実的には全体的な来場者が200名いたのですが、中高生は講演会と個別相談のブースを合わせまして17名の御参加ということで、ターゲットとしていた中高生の集客にはなかなかつながらなかったという現実がございました。

ということで、なかなかイベントを行っても、やはり興味を持ってもらうことは本当にハードル

が高いということで、我々もやはり現場に出向かなければ駄目だろうなというところ、その考え方を切り替えて、令和6年度は中高生に向けて、学校現場へ向けて行ってきたいと。

具体的には、市の商工労働課と、あと商工会議所などと連携しまして、高校生の合同企業説明会のほうに参加して、介護の業界に興味を持ってもらえるようなことをやってみたいと考えております。

○金兵智則委員 大々的に、たしか超ビッグな著名人が来ていただいていたというふうに思うのですが、あまり思ったより参加者がなかったと。令和4年度に比べれば、随分増えたのですが、それでもターゲットとしているところの数としては足りないので、切り替えていこうということで、今、商工会議所と協力をしてというお話もありましたけれども、1点、北海道の事業に、オホーツクジョブ体験受入企業リストというのがあるのですよね。これは、オホーツク総合振興局の事業なのですが、網走では商工会議所が窓口になって学校への出前授業、見学や職場体験の受入れ、インターンシップの受入れなどを行っている企業を取りまとめたものなのですが、介護事業者や障がい福祉事業者にも、こうした登録を促した上で、教育委員会や高校に情報を提供しながら、学生が就職として選ぶように促していくことも併せてやっていていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 商工会議所、登録事業者による学校のPRというのもまずございまして、事業所によっては、商工会議所に登録して、これらの取組に参加している事業所もあるとお聞きしております。

また、委員が今お話しございました道の事業でございますね、このような取組もありますことから、こういった取組を事業所とも情報共有、協議を行いまして、よりよい学生に向けたPRができるように努めていきたいと考えております。

○金兵智則委員 わかりました。行っていただきたいというふうに思います。

それで、介護人材については、障がい者福祉、高齢者福祉の両分野に必要となる人材なのですが、研修のほうもアップされていたというふうに思うのですが、研修の助成に対しては両分野に対応しているというふうに理解してよろしいのかど

うか、伺いたいというふうに思います。

○小西正敏介護福祉課長 研修助成ですが、令和5年度までは、介護事業所に就業する方のみに対応ということでございましたが、令和6年度におきましては、障がい福祉側で、障がい福祉従業者確保対策事業補助金ということで、新たに対応ができる形となっております。

○金兵智則委員 わかりました。令和6年度からは対応できるということですね。

ちょっと伺いたいのですが、障がい福祉従事者復職支援補助金、介護従事者復職支援事業というのがありますが、これ、同じですものね、条件もろもろ全て一緒ということで理解して大丈夫ですね。改めて確認だけ。

○小西正敏介護福祉課長 障がい分野、介護分野、条件は一緒でございます。

○金兵智則委員 それでちょっとつかぬことを伺いたいのですが、介護従事者復職支援のほうで、予算説明書だけ事業になっているのですが、ほか全部、ことしのまちづくりも何から見ても全部補助金になっているのですが、何かこれというのはありますか。

○小西正敏介護福祉課長 事業名ですが、我々のほうは補助金とついて、事業ということで、ほかの研修助成とかも合わさって事業になっている場合もございますが、そこに大きな違い、意図はございません。

○金兵智則委員 そしたら、予算説明書にある介護従事者復職支援事業というのと、もちろんことしのまちづくりや予算資料にある補助金というのは同じもので、どちらも正解という理解でいいのでしょうか。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午後4時22分 休憩

午後4時32分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

財政課長。

○古田孝仁財政課長 ただいま御質問ございました予算説明書と、あとことしのまちづくりに記載されている事業の名称が違っているということですが、こちらのほうにつきましては、ことしのまちづくりのほうの8ページの一番上に書いていま

す介護従事者復職支援補助金とありましたが、こちらが誤って補助金という記載になってしまいまして、本来であれば介護従事者復職支援事業というところを誤った記載になっております。

○秋葉孝博企画総務部長 失礼しました。

事業名称についてですが、当市で事業名称をつける場合のルールとして、一般的に補助金しかないような事業につきましては、〇〇事業補助金、あるいは運営に対する補助金ですと、〇〇運営補助金というような統一した事業名称を用いることとしております。

今お話をいただいたのは、補助金がついているのと事業となっている二つの事業について、違いは何かあるかということで、事業内容については、違いはございません。

本来ですと、介護のほうの事業の後に補助金をつけるべきだったという、名称にすべきだったということですね。

これにつきましては、かなり事業がありますので、チェックしながら、来年以降も名称変更をするとか、統一を図ってまいりたいと思います。

○金兵智則委員 何かすみません、お騒がせをいたしまして。

スキームも一緒に、金額も同じで、やることも一緒であるなら、やっぱり補助金で統一したほうがわかりいいのではないかなというふうに思っていたのですが、事業という名前についている理由があるのか、ないのか、わからなかったもので、ちょっと聞いてみました。

補助金ということで、全く同じスキームだということで理解をしたいというふうに思います。

先ほどの答弁で、40歳以上で、40歳以下については明日と。明日の商工のほうで管轄する若者ほにやららという事業がたしかあった、のほうに言っていたのですが、明日聞けばいいのかなとも思うのですが、その若者のほうであっても、以前従事していた方とかという条件はあたりするのか、それはもう全く関係なく、年齢でそこについていない人はどんな方でもいいよということなのか、復職ということは、そこは40歳以上からだけという意味なのか、ちょっとわかれば伺いたいと思います。

○小西正敏介護福祉課長 40歳以上ということですが、40歳以下につきましては、前にも申し上げました商工労働課の奨励金で対応させていただく

ということで、我々、40歳以上の復職支援を介護側で、その部分に関しては、復職支援で商工にはない40歳以上の区分を設けて対応させていただくという捉えでございます。

○秋葉孝博企画総務部長 統一を図った事業ですので、私のほうからお話をさせていただきます。

復職で今回介護、それから障がい、看護師という形で上げさせていただいたのですが、ここは、一旦働いていた方が出産とか子育て、そうしたことで離れた方、そうした方をターゲットにしようということで、40歳以上とさせていただきました。

一方、商工労働課は、あくまでも初めて就職する方を対象にして、既に1人当たり5万円を支給しているのですが、ただ、年齢が30代まで入れたいということで、今回40歳未満という仕切りをしたということで、新しく就職される方と復職というのは、そこは別に捉えております。

若い方でも一旦辞めて、復職する方いらっしゃるのですが、ただ、事業所を変える、単に就職先が変わるということではなくて、まずは40歳以上を対象として、そうした方をターゲットに職に就いていただくというのが全体的な目標になっておりますので、単に職場を移ったりとかというのを対象にして考えておりませんので、そうした線引きになっております。

○金兵智則委員 であるならば、例えば子育てだ、結婚だ、一段落ついたからまた働き出そうという35歳とか36歳、37歳とか、40歳にいかない人は、どこにも該当せず、普通に再就職してほしいということで、特にそこは拾わないよという意味だということですね。

ごめんなさい、ちょっとやり取りを続けてしまっただけで申し訳ないのですけれども。明日やるのがよければ、明日に。

○結城慎二健康福祉部長 商工労働課のほうでやっている奨励金の詳細については、ぜひ、明日の委員会の中でお問合せをいただきたいと思いますと思いますが、今回、介護、看護、障がいの分野での復職支援を設けた理由の趣旨というのは、先ほど企画総務部長からお答えしたとおりということになっております。

○金兵智則委員 では、明日、これを追加しておいてもらえばいいかなと、ちょっと思うのですが。

そうしたら、年齢制限、さっきの答弁だと40歳以上にした理由はそういう理由で、その下は商工のほうでといっても、商工のほうはまた内容は違うのですよね。復職ではないので、結局そこでは拾わないということですね、早い話がね。

であれば、ちょっと違わないですか。そうしたら40歳以上というのにしたのが、ちょっと違ってくるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午後4時39分 休憩

午後4時53分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

健康福祉部長。

○結城慎二健康福祉部長 先ほどの金兵委員の質問に対する答弁ですが、まず1点、私ども健康福祉部のほうで、商工労働課が行っている就労定着奨励金の制度の内容の理解にそがございました。このため、令和6年度より実施しようとしております看護、障がい、介護の復職支援金の支給に当たって、この間、ことしのまちづくり等で記載をしておりますが、年齢40歳以上としていたところを、その年齢の制限についてはなくすということにさせていただきたいと思っております。

ただし、そのほか、看護、介護、障がいの分野でいうと、離職してから1年間という制限がつきます。また、看護でいうと、その期間を少し短くして6か月という制限をつけておりますが、それらの制限についてはそのまま残しますが、40歳以上という年齢については、なくすということにさせていただきたいというふうに思います。

予算につきましては、今計上しております予算の中で柔軟に対応させていただきたいと思っておりますし、この変更の内容につきましては、丁寧な市民周知も図ってまいりたいというふうに考えております。

大変申し訳ございませんでした。

○金兵智則委員 柔軟に対応していただけたのかなというふうに思いますが、全庁的な施策がこんな結果になるというのは、そもそもどうかなと思いますので、トップの皆さん、全庁的な事業が隣の部の事業の理解を誤りました。これはちょっと

あり得ないと僕自身は思います。

今後こういうことのないようにだけ、しっかりしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○後藤利博副市長 これまで介護人材、障がい、看護を含めた人材確保ということで、様々議論をさせていただきました。商工労働課の分野につきましては明日ですが、御指摘ありましたとおり、政策を立ち上げる、また予算を積み上げていくという段階におきまして、似たような事業とか、既存の事業などとの整合性も図りながら、本来であれば精査をして予算を積み上げていくということですが、この部分に関しましては、既存の事業との年齢の上昇した部分と、新たに立ち上げる部分と、そこら辺がうまく調整ができなかったということで大変反省をしております。

今後こういうことのないような形で、予算策定に向けて進んでまいりたいと思います。

○金兵智則委員 わかりました。

先ほど、明日の質問、項目1個を上げてくださーいと言ったのは取り消してください。明日はやりません。

もう1点、障がい福祉サービスにおける児童発達支援や放課後デイサービスでは、保育士の有資格者も必要になると認識しております。保育士については、対象には含まれないのかもしれないですけれども、そういったことも併せて考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 児童発達支援等の保育士が対象になるのかという御質問ですが、児童通所施設に勤務されていた方が、同じく児童通所施設に復職する場合につきましては、要件に該当するものと考えておりまして、対象となる予定でございます。

○金兵智則委員 そこも対象に含まれると。広くいろいろな分野から対象になったのかなというふうに思います。しっかりとお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

子育て世帯訪問支援事業、前の委員も質問されていましたが、全体像の説明、こども家庭庁でしたかね、が案を出している、実施要綱を出していると思いますが、その説明はいただいたのかなというふうに思うのですが、どうにもこうにもイ

メージが湧かないというような状況です。

取りあえず、来年度予算773万3,000円、これの詳細、内訳などなど説明いただければと思います。

○岩本純一子育て支援課長 予算額773万3,000円の詳細でございます。

こちらの事業につきましては、本年4月から施行されます改正児童福祉法に位置づけられている事業となりますが、国の交付要綱で示されている単価がございますので、この単価に基づき積算された金額で委託料として計上させていただいております。

具体的な委託料算出の回数等になりますが、サービスが大きく分けて二つございまして、一つが家事に対する家事支援、こちらについては、週2回の1回当たり2時間ということで、5世帯を今想定しているところでございます。

また、育児に関する支援、こちらにつきましては、週3回の1回当たり2時間で、世帯数が3世帯を想定して算出しているところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

ということは、委託料ということで、先ほどたしか、答弁の中にも事業者という言葉もあったので、どこかこの事業をやってもらえる事業者へ委託した上でやってもらうという事業なのですね、わかりました。

訪問支援員とかという説明があったので、どちらかという、子育てサポート事業のイメージを持っていたのですけれども、それよりはもっと事業者が行う事業なのだということが今わかったのですが。

週2回、2時間、5世帯というので、訪問支援員という方は研修を受けることになっていると思うのですが、事業者がこれから受けるということになるのですかね。対応される方はどれぐらいになるものなのか、お伺いしたいと思います。

○岩本純一子育て支援課長 今、委員おっしゃられたとおり、訪問支援員につきましては、特段国のほうで資格要件等は示されていないところになります。資格要件はないのですが、こちらのほうは、市が実施する研修を受けていただくというようなことで考えております。

また、研修につきましては、事業者はこれから決まってくるかと思うのですが、事業者で訪問支援員になられる方、そういった方に対しまして、

事業実施前に市のほうで研修を実施しまして、それを受けた上でサービスを提供していただくということで考えております。

研修の回数につきましては、事業実施前に1回と、あと、毎年更新研修といいますか、質の向上を目指して、毎年研修を受けていただくような、そういったところで今考えているところでございます。

○金兵智則委員 何となくわかったような、わからないようなという感じの事業かなというふうに思うのですが。

先ほど委託料で、家事のほうで週2回、2時間、5世帯。育児のほうで週3回、2時間、5世帯分で算出された金額だというふうになっていたのですが、例えば先ほど相談を受けてサポートプランをつくってというふうにあったのですが、例えば制限とか、回数何回までしか使えないよとか、その際、事業を受ける側に費用負担があるかというところをちょっと説明いただいてもいいですか。

○岩本純一子育て支援課長 回数の制限ですが、自己負担についての御質問ですが、費用につきましては、国のほうでは一部自己負担というところで示されているところもあるのですが、こちらのほうで新規事業を検討した際に、制度の趣旨からいいまして、自己負担を導入するとなかなか活用できないというか、こちらが目指すような支援ができないというようなそういった支障にもなりかねないということもありますので、自己負担については、今のところ発生しないような形で考えております。

ただ、一部送迎のサービス等もございまして、そういったところについては、実費負担ということで考えているところはございます。

また、回数の制限ですが、具体的に何回というような制限を今持ち合わせていないのですが、ある程度の上限はつくっていかうかなとは思っておりますが、ただ、サービスの内容によって柔軟に対応できるような、そういった制限を設けたいというように考えております。

○金兵智則委員 わかりました。

課題のクリアに向けてサポートプランをつくっていったって、回数の制限は今のところあるかないかわからないけれども、費用はなしで対応していかうということまではわかりました。

情報を皆さんで共有するという会議体というものもつくっていかうという話も、さっき何かあったのかなという気もするので、ケア会議でしたか、とかを開いていかうという答弁もあったのですが、課題がクリアされたのかどうか、結構難しい課題がいっぱいありますよね。

それをクリア、課題解決に近づいていますよとか、課題が解決しましたよという判断というのは、どこで誰がやって、この事業が打ち切られるのか、そういった想定というのはどんな感じなのですかね。

○岩本純一子育て支援課長 こちらのサポートプランの検証になります。サポートプランは、まず基本的にプランをつくる際には、支援する側とされる側が相談を受けた中で共通の達成目標に向けてつくるような形になると思うのですが、そこにこのサービスを入れ込んでいった中で、定期的に、おおむね2か月から3か月置きで今検討しています。必要によっては、もうちょっと短期間になります。そういった期間の中でサポートプランの検証を行いたいというふうに思っております。

また、その検証に当たっては、今ケア会議というのを設けておりますので、母子保健とか児童福祉の担当、そういったところが集まって、さらに事業者ですね、そういった実際にサービスを提供していただいている方も入っていただきながら、その改善が図られているかどうかを随時確認していったって、またそれで改善が見られない場合については、サポートプランの見直し等も含めてやっていきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 なかなか難しい事業だなというふうに思っていました。

やられている方からすれば、取りあえず走り出してみれば、なかなかいけるところもあるのかなというふうに思いますが、さきにも言いましたけれども、やっぱり子育てサポート事業にちょっと似ているなというところもあるのですが、例えば最初、物すごい状況が悪くて、この事業を使いました。ただ、だんだん改善傾向になり、解決とっていいのかわからないのですが、ある程度のところに入った場合に、サポート事業のほうで受け持ってもらおうという言い方が、これはいろいろとあると思うので、そういったそっちの方向に持っていくという方向性を持っているのか、そ

の辺との関係性といえいいか、何か考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○岩本純一子育て支援課長 子育てサポート事業への引き継ぎという形になるかと思うのですが、子育てサポート事業というところになりますと、どうしても自己負担が今度発生してくるような事業になります。その際、先ほどお話しさせていただいたサポートプランの検証も含めまして、そういったところで課題がクリアされてきたという場合には、関係機関の中でも協議しますが、そういったところで、このサービスについては子育てサポート事業への移行というところが可能ではないかと、そういったところの検証も含めて、サポートプランにおいて検討させていただくようなそういった形で考えております。

○金兵智則委員 わかりました。

取りあえず、今後の動向を見守っていききたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。最後の質問です。

産後ケア事業についてお伺いいたします。

来年度、さらなる拡充が行われるということでしたが、順調に使われている状況であるからこそその拡充なのかなというふうに思いますけれども、これまでの実績についてお伺いしたいというふうに思います。

○今野多賀子健康推進課参事 本事業は、令和元年度に開始しておりますが、最近の利用実績は、実人数及び当該年度の出生数に対する利用率で、令和2年度、73人、40.6%、令和3年度、108人、60.3%、令和4年度、152人、87.9%の実績となっております。

○金兵智則委員 わかりました。かなり多くの方が使われているのだなど。1回以上使われている方という捉え方でいいですね。中には、マックス使われている方もいれば、1回で終わっている方もいるけれども、実人数が使われた方はこの割合だよと。わかりました。かなり使われているのだなというふうに思いました。

現在、7回までというふうになっているはずなのですが、大体この利用された方々、平均で何回ぐらい使われるものなのですか。

○今野多賀子健康推進課参事 今年度は、4月から12月生まれまでの対象では109名の利用となっております。年度途中であることから、平均回数算出は難しいかと思いますが、令和4年度の数

字となりますが、利用者1人当たり2.2回となっております。

○金兵智則委員 わかりました。

本当に順調に使われているように見える事業だなというふうに思うのですが、それらを踏まえてなのかどうなのか、4時間、6時間の来所コースを新設する、拡充だよということなのですが、これらを新設した理由についてお伺いしたいというふうに思います。

○今野多賀子健康推進課参事 4時間コース、6時間コースの新設につきましては、以前実施しましたアンケートとか、保健師が行う家庭訪問の中で、保護者からの「種類を増やしてほしいです」とか、「睡眠を取るためのケアを受けたい」などの声があったこと、また、市内委託機関での対応が可能となったことが主な理由でございます。

○金兵智則委員 種類を増やしてほしい、睡眠に関する。睡眠だから長いものなのかなということなのですよ、多分。ではないのかなと思うのですけれども、いいですか、その理解で。

○今野多賀子健康推進課参事 声として睡眠ということは今挙げましたが、睡眠に限らず、お母さんが赤ちゃんを見てもらう中で、休養できるというところを目的としております。

○金兵智則委員 わかります、それはわかります。とてもよくわかります。

ただ、他市町村では、ロングコースと呼ばれる長いコースが、ニーズが少ないためにあまりやられていないのだという話も伺っているのですが、アンケートにあったということなのですが、実際やってみたらありませんでしたというようなことはないというふうに理解していいのか、お伺いしたいというふうに思います。

○今野多賀子健康推進課参事 4時間、6時間コースのニーズの把握につきましては、先ほどお伝えしたとおり、そのように把握を行っておりますが、令和6年度から、現在行っております訪問型、来所型、あと宿泊型のコースを利用者負担無料にすることで、そちらの利用回数も増えるのではないかと見込んでおります。併せて、新しいコースを新設することで、短いコースも使いますが、長いコースも使っていただければ、自分に合ったコースを選んでいただけるのではないかと考えております。

○**金兵智則委員** お母さん方の自分の状況に合ったコースを選べるという選択肢を増やすといった意味もあるのだよという答弁だったのかなというふうに理解したいというふうに思いますが、さっきロングコースの中で睡眠とか、お母さん方を休ませるといような話もありましたけれども、その他ケア内容というもので何か想定されているものというのはあるのですか。

○**今野多賀子健康推進課参事** お母さんが休養できること以外でいきますと、現在の訪問や来所によるケアとしての産後の心や体の相談、乳房のケアや助言、授乳方法などの相談、赤ちゃんの体重測定、あと、きょうだいへの関わり方とか、いろいろ相談ということを想定しております。

○**金兵智則委員** 様々な課題を時間かけてゆっくとじっくりとといったようなイメージなのかなというふうに思いますけれども。

ところで、お母さん方の中には多くの方が使われているというところもあったのですが、子供が1歳を迎えてしまった後にこれを知って「使ってみなかったわ」と言われている方もいるそうです。周知されているからこそ、これだけ使われているのかなというふうに思うのですが、これまでそのような状況を聞いたことがあるのかと。88%もあって、周知方法を考えるというのもちょっと失礼な話かもしれないですけども、声があったというの踏まえて、何かもし考えがあればお願いいたします。

○**今野多賀子健康推進課参事** 現在のところ、期限を過ぎてから知ったという声は聞いてはおりませんが、現在、利用券をお渡しするのも妊娠届出時なのですが、妊娠届出時の説明や母親学級、両親学級に参加された方への説明、あと、新生児訪問時とか、3から5か月時健診などで、あらゆる保健事業の際に周知を行っております。

今後につきましても、利用料無料となるケアも多いことから、具体的な使用方法がわからない方とかもいらっしゃるかもしれませんので、具体的な使用方法など、説明を心がけまして積極的な利用を呼びかけてまいりたいと考えます。

○**金兵智則委員** わかりました。

あともう1点、利用期間の要望というの、何か届いているものはないのか。

近隣の美幌町では2歳までということで、たしか市町村で決められるのですよね。市町村の判断

でというようなことも、たしかガイドラインには書いてあったと思うので、それで今1歳までになっているのだと思うのですが、近隣の美幌町では2歳までで、1歳を超えてから回数が3回プラスされるといったようなこともあるみたいなのですが、利用期間延長に関する担当課としての考えがもしあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○**今野多賀子健康推進課参事** 利用期間につきましては、一部子供が1歳を過ぎても利用できればとの声があります。厚生労働省の産後ケアガイドラインに基づいて、現在のところ1歳未満としているところですが、令和3年度から1歳未満への延長をしまして、回数も7回へ増やしていることから、様子を見まして、今後も利用状況、利用者の声を参考に、事業の評価をしてまいりたいと考えます。

○**金兵智則委員** 今後も利用者の声を聞きながらというように答弁もありましたけれども、従事している方々の声も聞いて、よりよい事業に進めていっていただきたいというふうに思いますが、最後に決意の一端を述べていただければというふうに思います。お願いいたします。

○**今野多賀子健康推進課参事** 今後も利用者の声を伺いながら、関係機関との情報交換も図りながら、安心して子育てができるよう進めてまいりたいと思います。

○**金兵智則委員** 終わります。

○**井戸達也委員長** 次、質疑者。

小田部委員。

○**小田部照委員** 私のほうからも、ほとんどかぶってしまったので、簡単に何点か確認だけさせていただきます。

先ほど来お話しありました看護師復職支援事業等ですが、これは私も数年前から、看護師、地域の医療機関、看護師不足で本当に相当御苦労していると。担当課もいろいろな病院の現場のほうでお話を伺って状況をよくわかっていて、こういった支援、復職支援制度を事業化されたということで、私も一定程度評価しているところでありますが、先ほど来、他の委員から質疑あったように、予定しているのは5名程度なのかな、全部、看護師、介護、障がい福祉従事者、5名程度で5万円の支援金となっているのですが、これの積算根拠は一体何なのですかね。

商工労働課で持っている若者定着支援金というのは、これ1人頭5万円なのだけれども、100人程度見越しているのですよね。そういう意味では5万円でも、予算的な問題であれなのですが、なかなかこの5万円という金額、僕はもう少し上げるべきだと思います。

今いろいろ介護従事者の賃金の問題だとか、全然改善されないで現場のほうは困っているというようなお話もよく聞きますので、この辺どういう積算で5万円としたのでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 看護師復職支援事業ですが、まず事業の内容としましては、看護師不足を解消し、安全な医療の提供を図るため、職業紹介、再就職支援研修、再就職支援金の支給を行うものであります。

先ほどの支援金なのですが、条件ですが、直近6か月間に看護師として市内で就労していないで、市内の医療機関に復職し、週15時間以上の勤務される方に対し支援金として5万円を支給するという事業であります。

この復職支援金の額5万円とした理由の一つですが、先ほどから出ているように、商工労働課が実施している若者就業定着推進奨励金との整合性を図るため、同一金額としております。

○小田部照委員 若者定着支援金と整合性を図る必要は全くないのだと思います。

医療現場、介護現場の本当人手不足、地域医療の崩壊に至るのではというレベルの一部事業所では、網走では大手ということが本当に喫緊、すごい数の看護師が辞めてしまったのですね。担当課はわかっていると思うのだけれども。

そういう意味で急遽、令和6年度、新規事業として地域医療を支える、介護現場を支える、支援するという意味で、立ち上げた事業なのだから、全く若者定着支援金と整合性を図る必要はないですよ、これ。全然意味が違う。

そして、5名程度、5万円で、果たして来るのでしょうかね。これ、全然安過ぎますよ。せめて10万円ぐらい出しても、全然問題ない。10万円出しても5人、50万円ではないですか。こういうところにはしっかり出さなくてはいけないですよ。無駄なものは省いて。

これ、40歳以上というのは、先ほど撤回されましたけれども、当然のことですよ。これ、6か月という縛り、今答弁ありましたけれども、ある程

度の基準というのはもちろん必要なのですが、例えば、辞めてしまった3か月の人がいた。そしたら、もう3か月待てば5万円支給されるのだよと。そしたら我慢しよう。復職するの3か月我慢しようと、出てきても普通ですよ。もう少しで、あと1か月で。

でも、現場にしたら、すぐにでも働いてほしい。それぐらい困っているのです、今。これ、どうですか。もう少しちょっと柔軟に緩和したほうがいいのではないですか、これ。

○結城慎二健康福祉部長 御指摘の、まず金額の問題ですが、先ほど来申し上げております商工労働課で行っております就業定着推進奨励金も、人材確保の意味もありまして実施している事業でございます。

我々、健康福祉部の立場からいうと、介護、障がい、看護の分野、まさに人材不足が進んでおりまして、深刻な状況であるという認識の下に今回この事業をつくっておりますが、そのほかの業態においても、やはり人材不足というのは深刻な状況にあるということもございます。

その中で、市全体で人材不足に係る事業を行う中で、5万円という金額に一度整合性を保った上でこの事業をスタートしたいというのが我々の考えでございます。

支援金の目的は、復職をすることに対して、インセンティブを持たせることと併せまして、復職に当たり必要となる一定所要の経済的負担を軽減するというような意味合いも込めております。

金額に対する評価、当然もちろん個人の考えによりそのお考えは異なるものもあろうかと思いますが、まずは、この金額で開始して、先ほども申し上げました6か月の問題もあります。その6か月の期間を設けるというのは、やはり市内の中で人材の取り合いをするというのは本来の目的ではないですので、一定の期間を設けさせていただいているという意味合いです。

このような形で、一度制度をスタートして、状態を見た上で、今後の検証の中で見直しが必要であれば見直していきますが、まずは、他の人材確保の施策と整合性を取った上でスタートしていきたいというのが我々の考えでございます。

○小田部照委員 担当課の言っている御答弁の内容も理解できないわけではありませんが、言っているとおり、各分野で人材不足、網走は特に人口

減少が進んでいますので、どこの部署でも、どこの業態でも健在化しているのが現状であります。

でも、あくまで新規の就労、若者の就労支援に関しては、30歳まで、40歳までの間に拡大したということは、それは一定程度評価することではあります。今、そこに整合性と、他の分野もあるから整合性というけれども、ここはあくまで40歳までなのです。若者の定着なのです。でも若者ではなくたって各分野、バスの運転手、公共交通の人材確保の補助とかいろいろやっていますが、網走市の、今御答弁があったように、介護、福祉、障がい就労支援という意味でも、この分野に、まず令和6年は重点的に人材確保しなければならないと行政の皆さんが判断し、新規事業として立ち上げたのです。だって、各分野は本当に人材不足で、そういうものが欲しいですよ。漁業のほうも、農業のほうも、建築現場のほうも、どこのあるもそうですから。これ必要だと思いますよ。

そして先ほど来、看護師は半年、さっきちらっと、どこか1年とかというお話もあったと思うのだけれども、これどうして違いがあるのか。

そして看護師は免許を持っていて、その書類、証明、いつから離職していたなんて、変な話、何年も働いていなくてわかりませんという人もいるだろうし、どうやって証明するのですか、そういう基準。もう1回整理して教えてもらっていいですか。介護のほうと、障がい者のほうと、看護師のほうと、復職の基準が全くさっきの答弁では違うのですけれども、それはなぜなのか。

○結城慎二健康福祉部長 介護・障がい分野と看護分野での復職支援金の、まず違いの部分の御説明をさせていただきます。

介護・障がい分野につきましては、先ほどお話が少し出ましたが、再就職する前のお仕事を休んでいる期間を、市内の事業所を一度辞めてから、また市内の事業所に勤務するまでの間を1年ということで設定しております。

看護については、その1年という期間を1年ではなく、6か月と設定しております。これはなぜかということ、実は介護分野というのが、看護分野に比べて市内での転籍というのが頻回に発生しているという認識にあります。このため、少し期間を長めに、なぜ期間を設けるかというのは、先ほど申し上げたとおりです。市内での人材の奪い合

いにならないようにという意味合いを込めて、休んでいる期間の制限をつくっているわけですが、そうしたことが起こらないように、介護のほうは少し長めに設定をしているということでございます。

もう1点は、就職後の勤務時間に違いがございます。就職後の勤務時間は、介護・障がい分野は、雇用保険に加入している方というのを対象としております。つまりは週20時間以上の勤務時間になります。これは、さきに行った潜在有資格者のアンケートの結果、再就職に当たって勤務日は週5日、あるいはこだわらないという方の回答が約7割に達していた。また、勤務時間についてはフルタイム、あるいはこだわらないという方が75%となっていたということなので、短時間勤務を希望しない割合が高いというふうに判断しますので雇用保険に入る、つまりは週20時間というのを設定しました。

一方、看護のほうは、週15時間に設定しております。これはなぜかということ、同様に行った潜在看護師のアンケートでは、勤務日、勤務日数でいうと週3から4という回答が一番多くて約50%。また、1日の勤務時間は3から4時間が約70%となって、短時間勤務を希望する割合が高いというふうに判断をしましたので、少しでも就職の機会を設けたいという意味合いから、ここの勤務日数については差を設けさせていただいているという状況になっております。

○小田部照委員 看護師、介護の分野、それぞれアンケートも取って、状況が違うから差をつけたというような御答弁でしたが、あんまりこれ、変な基準、あまり設けないほうが。

何せ目的は、現場に復職してもらって働くことですから、変な何かあんまり、6か月空いてないからあげませんよとか、1年たたないと駄目なのですよとか。これ、どうせ、1回しかもらえないのだから、若者定着支援金もそうだけれども。あんまりそういう厳しいといたら変ですが、基準もう少し緩和して、柔軟に対応してあげないと。戻ってきてくれる人を1人でも多く、早急に。早急に欲しいのですから、現場は。そういう対応してほしいのですが、どうですか。

そして、その基準、証明というのはどうやってするのですか。

○結城慎二健康福祉部長 基準に関するお考え、

委員おっしゃるとおりのお考えもあろうかと思いますが、まずは、先ほど来申し上げているとおり、市内での人材の取り合いにならないように一定の制限を設けた上でスタートさせていただきたいというふうに考えます。

その上で事業を行って、先ほどの金額のこともそうですが、一定期間を経た後に、事後検証を行って、見直しが必要であれば、そのときには見直しを行うこともあろうかと思いますが、制度の目的は、委員おっしゃるとおりです。一日でも早く人材を確保していきたいという思いは同じですが、その中で、市内での人材の取り合いにならないようにという思いで、この制限を設けているということは御理解いただきたいと思います。

また、前職の証明の関係ですが、これは申請をいただくときに、前の職場から離職した月日の証明を取っていただいて、それをもって判断をさせていただくということにしております。

○小田部照委員 だから、さっきも言ったけれども、何年も離職してたっていて、いろいろなケースがあると思うのですよね。だから、その証明なかったら駄目だよとか、変な基準、要らないですよ。だって働いてくれる人いたら、そのための目的の事業ですから。どうですか、その辺もうちよっと柔軟に対応すべきだと思います。

そして、さっきちょっと、潜在看護師20名にアンケートを調査したというのだけれども、どこで、働いていないけれども看護師の免許を持っている人20名、見つけたのですか。

○結城慎二健康福祉部長 まず、先ほど申し上げました離職の証明の関係ですが、委員御指摘のような、例えば長期間、間が空いていて取れないとかは、そこは柔軟に対応させていただきたいというふうに思っております。

また、今御指摘のありましたアンケート、これは、介護職も看護師もそうだったのですが、LINEを使ったアンケートで、グーグルフォームを使って回答を頂いたというアンケートの調査方法です。

○小田部照委員 すみません、LINEを使って、「看護師免許を持っている人で働いていない人はいますか」と探したのか。どういうこと。

○結城慎二健康福祉部長 LINEだとかホームページに、「潜在の有資格者の方のアンケートをやっています。御協力いただける方は、このウエ

ブに入ってアンケートにお答えください」ということで、グーグルフォームのほうに入っていて、アンケートでお答えをいただくという方法です。

○小田部照委員 そのアンケート、現役の看護師なのか、ちょっとわからないのだね、要は。そういうことだよな。

そういう募集はかけたのだけれども、LINEの向こうでアンケートに答えてくれた人が20人いたと。市のホームページとかLINE上で、ということですよな。

何が言いたいかというか、なかなか僕の周りにも一定程度看護師の免許は持っているのだけれども、子育てで忙しくて辞めてしまったとか、いろいろな人間関係で辞めてしまって違う仕事をしていたり、何もしていなかったりと一定程度いるのだけれども、そういう人たちを探し出して、お願いして、周知するという作業が、すごく大変だと思うのですよね。

この事業も、そういう看護師や免許を持って復職したい人にわかってもらわないと生きてこない事業なので、周知の仕方、先ほどありましたけれども、もう一度、どんな方法、ありとあらゆる手段を尽くさなくてはいけないと思うのですが。

○結城慎二健康福祉部長 まず、アンケートの先の方のお話ですが、確かに、お答えいただいている方が本当に潜在の有資格者なのかというものはわかり得ませんが、設問の中に「あなたのお持ちの資格」という設問を設けて、看護師、准看護師、助産師、保健師というお答えもいただいておりますので、そこはもう信頼するしかないかなというふうには思っております。

制度の周知というの、当然大切になろうかと思えます。先ほど来お答えしているとおりに、市民に広く様々な媒体、様々な機会を使ってお知らせをするとともに、関係する医療機関なり、介護事業所等々にも周知をして、とにかく様々な機会、そして様々、先ほど里見委員からも御指摘頂きました、様々な表現方法を用いながら、周知の方法をこれから考えていきたいというふうに思っております。

○小田部照委員 中々、新規事業ですので、先ほど金額の面もいろいろ御答弁があったけれども、一度立ち上げたもので支出して、1年たって5万円を10万円にしますなどといったら、5万円も

らった人が、何で今さらだよと。なかなか変えられるものではないと思います、これね。

若者定着事業もそうだけれども、一度決めたら、もう少しこれは柔軟に、僕は支援してあげるべき業態だと、特に介護の人材なんてね、本当に大変な、なかなか賃金が上がらなくて。

先日、ちょっと男子、若者の方からいろいろ相談を受けて、結局その人、介護の世界ではなかなか稼げないから船に乗りますと。今年の春からホタテ漁船に乗ることに決まりましたけれども。

それはホタテ船としてはありがたいですけれども、さっき言ったような、人材の取り合いではないですけれども、網走には、もう決まった人数、人口、そしてどんどん減っていつているのだから、取り合いというよりは、決まったところで働いてもらうしかないのだけれども、外部から入れたりだとか。

そういう意味では、もう少し金額も、いろいろ本当、もう少し柔軟に考えていって、この地域医療、介護のほうのさらなる維持、構築にしっかり努めていっていただきたいと思います。

担当課、現場のほうにもしっかり足を運んで、よく話を聞いているというのも聞いていますので、そういう意味ではあれなのですが、もう少し柔軟性を持って対応していただきたいと思います。

次に、これも毎年聞いております、障がい者就労支援事業、これもいろいろ様々な施策をしながら、なかなか障がい者の就労につながらない、障がい者就労率も上がってこないというのが実態であります。

また、これには、まず網走市独自の実態の調査が必要だよと、今まで何度も質問して御答弁も頂いておりますが、令和6年度、障がい者就労支援に当たって、そういった実態調査も含め、どのように取り組んでいかれるおつもりなのか、伺います。

○清杉利明社会福祉課長 令和6年度につきましては、3年ごとに実施しております就労実態基礎調査を実施する予定となっております、今年度策定しております障がい福祉計画策定時に行ったアンケート調査結果に基づきまして、障がいのある方が就労を望む業種や人材不足の業種を重点的に対象としまして、また、従業員数の多い企業などにも調査をお送りしまして、例年の100社から

200社へ増やして調査を実施する予定としております。

○小田部照委員 100社から200社に増やして調査を実施すると。要するに、網走市で障がい者の就労実態はどうなっているのか、しっかり調査して、現状を把握しないと、この様々な施策、やっぱり実態を把握して施策を打っていかないといけない。なかなかハローワーク管内ではないとわからないとか、今まで御答弁いただいていたので、法定雇用率の関係でいえば、何十人以上の雇用している会社と決まっていますので、網走はそんなに何百社とあるわけではないので、これちゃんと現場で話を聞いて、満たしているのかどうかも確認して、現状、障がい者の方が何人いて、どういう就労に就きたいと思っている人が何人いて、そして実際就労に就けていないのか、そういう実態の調査が必要で、そういう調査をしていかないと、実態を把握しないままいろいろな事業を一生懸命やっているのだけれども、なかなか実のある事業になっていかないというのが実態ですよ。就労率も全然上がっていかないのだから。

これ全部、昨日の話もそうですが、日体大、せっかく誘致して、支援して、何とか網走に定着する学校になってほしいと、みんな頑張っているのに、この網走自体全体が、障がい者に優しい明るいまちとなっていくと、親御さんも安心して預けられませんか。全部つながってきますよ、これ。

もう少し実のある事業にするためにも、障がい者就労支援率が上がっていくためにも、網走市独自の実態調査、もう少し本気出してやってほしいと思いますが、いかがですか。

○清杉利明社会福祉課長 全数の実態調査というのは難しいというふうには考えておりますが、今年度実施しました、先ほども申し上げた障がい者福祉計画でのアンケートの中でも調査をしております、「就労していない」、もしくは「未回答」と回答がありました132名のうち、57名、43%の方が、「働きたいけれども働けない」というふうに回答を頂いております。

また、「働きたいが働けない」と回答した57名のうち「障がい重い、病弱のため働けない」と回答した方が32名、28%おりますので、「働ける状態ではあるが働けない」方というのは25名、19%となっております、傾向としてはこのような傾向

で、全体としての傾向としてはつかまえている状況でございます。

○小田部照委員 今御答弁いただきました25名、働きたいけれども、重度の障がい、体調が悪いから、働けないというのは、ちょっとやむを得ないというか、なかなか今は対応し切れない部分もあるのかもしれませんが、健康で働ける状態なのに働けない方25名、これ何百人いるわけではないのだから、一人一人当たって、どういう就労先があるのか、企業も含めて、企業もいろいろ雇用してくれるようお願いして回らなくてはいけないのしょうから、現場に足運んで、そういう取組がないと全然進んでいかないですよ、これ。

いろいろな講習会を開いて、僕も何度か足運んで現場見ていますけれども、いろいろな会社に案内は出してるのはわかってはいますけれども、大体毎年、来てくれるところは決まったような事業所何社かで、これしようがないですよ。これ、何回講習会開いても、多分一緒だと思います。お願いしに歩いても。

でも一つ一つ、だからその現場の実態調査をして、会社の雇用状況も見ながら、そして働きたい障がいのある方々のお話もよく聞きながら、しっかりマッチングさせて、障がいのある方も、ない方も、しっかりと共存していける網走になっていけるように努めていっていただきたいと思えます。

ちなみに、去年、市役所自体が法定雇用率を満たしていないというような事態がありました。現状、これから春、人事で市長部局、教育部局、それぞれ法定雇用率が違いますが、現状満たしていないままなのか、改善されているのか、ちょっと確認させてください。そして、令和6年はどういう見通しなのか、伺います。

○清杉利明社会福祉課長 令和5年6月1日現在については、公表されておりますので、こちらのほうで押さえていますけれども、令和6年度以降の採用についてのことは、当課では答弁できないという状況でございます。

○小田部照委員 令和5年、満たしていなかったでしょう。

○清杉利明社会福祉課長 昨年度ですね。令和5年6月1日の状況でいきますと、網走市が2.85%、網走市教育委員会が3.09%となっております。昨年度の決算委員会か何かでお答えしたの

は、令和4年6月1日の状況しかわからなかったもので、それで御答弁させていただいたと思います。そのときには、網走市が3.23%、網走市教育委員会が2.49%ということで、教育委員会のほうは満たしていなかったということでございます。

○小田部照委員 法定雇用率も年々上がって引き上げになっているのですよね、今現状。今、要するに、市は改善されてしっかり満たしていると。当然のことなのですが。という理解でいいですね。

○清杉利明社会福祉課長 令和5年6月1日では満たしてはいます、法定雇用率ということでは、どちらも2.6%と今現在となっておりますが、当然それを満たしていくことは努力していかなければいけないことだとは思いますが。

○小田部照委員 努力するのは当然のことです。市役所が先頭になってね、今、民間企業、網走市が障がい者の就労を広げようとお願している側なのだから、当たり前のことですよ、これ。

これから春、人事あるけれども、先日、昨年の決算委員会で副市長も御答弁していたけれども、人事の関係でみたいな、人を動かしたからちょっとずれてしまったのですみたいな言い訳していたけれども、そういう問題ではないのだよ。

法定雇用率、市役所、満たしていないのであれば、市民の理解と協力にはつながらないのだから、そんなもの当然のことであって、しっかり障がい者の雇用も先頭になって、推進して、対応して、雇用も進めていっていただきたいと思えます。

いずれにせよ、いろいろ諸課題、障がい者就労についても、令和6年、いろいろあると思えますが、しっかりと実のある事業になるために、今まで以上により一層の工夫と努力を重ねて、努めていっていただきたいと思えます。

終わります。

○井戸達也委員長 それでは、次の質疑者、挙手願います。

古都委員。

○古都宣裕委員 もう大分いろいろ質疑させていただいているので、端的に私から質疑させていただきます。

まず、21ページ、指定ごみ袋収集手数料、ごみ処分手数料について伺います。

これは前年度よりも下がっているのですが、下

がるとした根拠は何でしょうか。人口減なのでしょうか、お示してください。

○近藤賢生活環境課長 衛生手数料のごみ処分手数料と指定ごみ袋手数料が減額している理由ですが、ごみ処分手数料は、令和5年度の搬入実績から計算しておりまして、事業系ごみが減少している見込みから減額すると見込んでおります。前年度の予算時より250トン少なくなるだろうということと計算をしております。

また、家庭ごみの持ち込みについても、減少傾向があることから、合わせて予算上は305万円減額しております。

また、指定ごみ袋手数料ですが、去年は令和4年度に指定ごみ袋が不足した次の年であったため反動で指定ごみ袋の交付枚数が増加したところですが、令和6年度については、令和4年度並みの推移になると令和5年度の様子を見ると見込んでおりまして、減額して計上させていただいたところでございます。

○古都宣裕委員 理解しました。

次、25ページ、児童福祉費補助金なのですが、これは児童虐待DV対策総合支援事業補助金として、これがアップしているのですよね。

どういう理由でアップしたのか、網走でこういう事例が多いからアップしたのかどうかというのがちょっとよくわからなかったので、アップした理由を教えてください。

○東出信幸子育て支援課参事 歳入予算が増額となっている理由につきましては、補助金の対象経費となっております家庭児童相談員の会計年度任用職員、賃金改定による報酬の増や勤勉手当新設による増があり、それにより補助金が増額となっております。

○古都宣裕委員 理解いたしました。

次に、61ページ、障がい者理解促進啓発事業、これ、ずっと以前、私が今回当選の前の議員のときからずっとあるやつなので、多分同じ内容かなと思うのですが、確認なのですが、これはたしかポスター等を作って理解促進を図るような事業だったように記憶しているのですが間違いないでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 障がい者理解促進啓発事業についてですが、こちらにつきましては、令和5年度の内容としましては、周知を図ることのほか、道の駅の福祉直売所フククルと言いまし

て、道の駅流水街道網走で営業しております野菜直売所をやっておりますが、そこを活用しまして、平日の火曜、木曜日に、障がい福祉団体が製作しました製品などの販売を実施しております。

また、コロナ禍におきましては、開催を自粛しておりましたが、令和5年度につきましては、「にじいろ音楽祭2023」としまして、令和5年の12月に日体大附属高等支援学校とか、福祉施設の方、また手話サークルの皆さんを含めまして音楽祭のほうを開催しております。障がい者の方への理解を深める事業としまして実施しております。

また、ここでは、ヘルプカードを発行したり、ヘルプマークを配布したりする事業も、併せて実施しているところでございます。

○古都宣裕委員 本年度も、道の駅の部分はたしかなくなるはずですが、似たようなことをされるのかなと思うのです。

ただ、これですね、その下のほうにジョブコーチ養成研修事業とあるのですが、14万円はずっと変わらないので、多分2名分だというふうにならずと理解しているのですが、以前質問したことあるのですが、なかなか養成補助をしているのですけれども企業側がされないというふうなことがあって、そんなときは網走の市役所職員が受けられてはいかがですかと言ったら、研究するという答えだったのですが、今回もしそういったときがあった場合、職員がジョブコーチを受講して、いろいろアドバイスできるようなスペシャリストを職員内につくるという考えはありますでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 ジョブコーチの研修の関係ですが、市の職員が行くというよりも、もし必要があるのであれば、例えば相談支援事業所で福祉に長く関わっている方が行くというのは少し意味があるかと思いますが、今の段階で、例えば市の職員が行くと、市の職員は異動があるものですから、なかなかちょっとそこは難しいかなと思います。

ただ、我々の目的としては、市内の企業なり就労支援する事業所の方がジョブコーチの研修を受けて、その資格を有して活動していただきたいという思いを込めてこの事業ですから、その目的は崩さないでいきたいと思っておりますし、障がい者の就労支援事業所ではない民間の事業所のほうにも広く声をかけていきたいと考えております。

○古都宣裕委員 もちろん、まず一般の事業所か

ら受けるのが一番いいのかなと思いますが、なかなか埋まらないけれども、毎年一応継続しているという現実があるのだと思います。

そんなとき別に網走の職員が受けれる人がいるのであれば、受けた上で異動してもその異動先で、別にいろいろな職業の方と関わるので、そうした部分で障がい者の理解促進につながるので、全く意味がないことではないと思うのですが、いかがでしょう。

○結城慎二健康福祉部長 広い意味では確かにそうかもしれませんが、我々異動した先では異動した先での仕事も当然ございますので、そこを例えば障がいの仕事と兼務というのはなかなか難しいこともあります。

ただ、広い意味で市全体が例えば障がいのある方の就労支援していくのだよという方向性の中で、業務に関わるというのはあろうかと思えますけれども、それを兼務のような形でやるというのはなかなか難しいかなと思いますので、市の職員というよりは、やはり関係する事業者、あるいは障がいのある方の就労を支援しようとする民間事業者の方への研修参加を働きかけていきたいと思えます。

○古都宣裕委員 まず第一は、そこが埋まることが一番だと当然思うのですが、そういった部分も考えていく必要があるのではないのかなと思います。

次に、軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業ということで、先ほど松浦委員からも質問されていたのですが、補聴器が物すごい高いというのは、私も本当にそう思います。であるならば、これ聞くと、10万円に対して3万円、4万円くらいで、やはり手出しが5万円とか、それぐらいにはなってしまうのではないかなと思うのですが、それが今、年金で暮らしている方とかに対しては、いきなり5万円だの6万円だの出してくれと言われてもそれは厳しいと。

それを考えたなら、例えば不要になった方、残念ながら亡くなったりだとか、程度が重くなって中度・軽度のものが要らなくなった方に安く譲ってもらったりしてリユースもしくは市で何台か買ってリースなどの形を考えていったほうが、ただで貸すのではなくて、低額でももらった上でやって回していくような形にしたほうが、なかなか手が出ないではなくて、そういった方々に利用

してもらえるようにしていくべきなのではないかなと思うのですが、そういった考えはお持ちでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 今、補聴器の中古品のお話なのかなと思うのですが、御承知かと思いますが、補聴器については個人個人にフィッティングを行うことになります。個人の聞こえ方に対して、補聴器の性能を合わせていくという作業で、それがほかの人の聞こえ方に合っている補聴器を使うと、余計聞きづらくなったり、体に不調を来すことになりますので、なかなか他の人が使っていた補聴器を下取りするような支援というのは、市としてはなかなか考えづらいかなと思います。

○古都宣裕委員 フィッティングができるのだったら、別にリフィッティングとって、もう一回フィッティングし直すことが可能だと思うのですが、それは不可能なもの類いなのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 調査したことはないですけれども、あまりそうしたことをやっているというの聞いたことがないですし、行政がほかの人が使っていたもののリユースを仲介するという事業を行うこと自体が、いかがかなという所感は持っております。

○古都宣裕委員 口に入れるようなものでもないし、衛生的にもそこまで問題はないのかなとは思いますが、困っている方、やっぱり経済的に一番困るのに高額なものが必要だということところがやっぱり一番のネックなのではないかなと思います。

それを考えたときに、いかに利用してもらうか。今、補助金をつくっていただきましたけれども、それでもやっぱり高いものは高い。なかなか手が出ないなというところもあります。だからそういった部分もいろいろな方向性を考えて、これは無理だろうではなくて、まず調べてみるというのが私は大事ではないかなと思います。

次に、第7期障がい者福祉計画というのを先日発表されていたのですが、その中で、令和6年度、地域生活支援拠点を整備するとあったのですが、これがちょっと事業項目の中に見当たらずで、どこにどのような形で整備して、項目としてはどこに入っていたのかなというのがわからなかったのですが、お示しください。

○清杉利明社会福祉課長 地域生活支援拠点につ

いてですが、地域生活支援拠点につきましては、障がいがある方の高齢化、重度化や親なき後を見据えた住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような、様々な支援を切れ目なく提供するための仕組みでございまして、第7次網走市障がい者福祉計画では、令和6年度において整備することを目指しております。

この地域生活支援拠点では、斜里町、清里町、小清水町、大空町と共同設置をしております障がい者基幹相談支援センターを総合窓口としまして、この地域の既存の地域資源を活用することで、現在、1市4町において協議を進めておりますが、その業務につきましては、基幹相談支援センターへの委託業務に含まれ、新たな財政負担を生じない見込みでございます。

今後も設置に向けまして、1市4町での協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 理解しました。今あるところの中で、その中の業務の幅が広がるというような理解で合っているのかなと思います。

次に、様々な復職支援の補助金に対してお話があったので、1点だけ確認したいのが、どういう形でお支払いになるのかなというのが気になりまして、事業所に渡して、本人にどういう形で渡すのか、それとも、本人に渡してくださいという形でいくのか。事業所がその中から給与みたいな形で支払うのか、どういった形になっているのか、それとも事業者任せになっているのか、その辺を教えてください。

○結城慎二健康福祉部長 この支援金は、本人の申請に基づいて本人に対してお支払いするものです。

○古都宣裕委員 では、本人がわからなくて申請していなかった場合というのは支払われないということなのですか。

○結城慎二健康福祉部長 今想定しているのは、就職後1年以内であれば、遡って申請できるようにしようと考えております。

○古都宣裕委員 本人の申請であるならば、網走市内の事業所に周知するのが手っ取り早いのかなというふうには思うのですが、その辺の周知というのはどういう形になるのですか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほども複数の委員にもお答えをさせていただきましたけれども、当然市民周知を図ると同時に、関係する医療機関、事

業所に対しても周知を行ってまいります。

○古都宣裕委員 理解いたしました。

次に、71ページ、移動型医療サービス推進事業について伺います。

これは、M a a Sの整備だと思っておりますけれども、昨年4,851万5,000円で整備されて、これはもちろん車両代等が入っていると思うんですが、令和5年、もちろん車両が整備されたので、今年度は2,500万円ほどになっていますけれども、まず令和5年度の内訳、どのようになっていたのか教えてください。

○本橋洋樹健康推進課長 移動型医療サービスの推進事業の事業経費につきましてですが、令和5年度、現在もまだ進行中になっていますけれども、予算ベースで車両の購入費で約1,650万円、医療機器との購入費で約51万7,000円、事業等の推進に当たるコンサルタント等のプロジェクト推進費としまして1,400万円、その他、システムの構築、初期費用で361万円、その他、体制整備や実務化研修、連絡調整に係る費用としまして341万円、運行委託費用といたしまして244万円、システム利用料としまして137万円、合計金額ですが約4,650万円。これに関しましては、受託事業者に当たる業務委託料として支出する予定となっております。

○古都宣裕委員 昨年11月末整備で12月から稼働したのかなと思いますが、その後、そうしたら4か月分の委託の中で動いて、今年度は1年分という計算になっているのだと思います。それで理解いたします。

次に、75ページ……。

○井戸達也委員長 古都委員の質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後6時20分とします。

午後6時10分 休憩

午後6時19分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

古都委員。

○古都宣裕委員 次に75ページ、食育推進事業について伺います。

食育推進事業、昨年は推進事業に9万4,000円、講演会に84万5,000円ということだったので

すけれども、本年は、講演会はどのような形で行うのか。また、今回推進計画というのがあるのですけれども、どのような進捗を予定していますでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 まず、食育講演会開催事業についてであります。食育活動を継続し、より一層効果的に食育の推進を図るため、第3次網走市食育推進計画に基づき、食育展等のイベントや網走市食生活改善協議会と連携した料理教室等を通じて、市民への啓発活動や周知活動に取り組んでいるところであります。

令和5年度より、改めて食への理解や関心を高める機会として、毎年6月の食育月間に著名講師を招聘し、食育に関する講演会を開催しており、令和6年度は講演会を開催するとともに、令和5年度開催時のアンケート結果に基づき、市民参加型の料理教室も開催し、体験型の食に触れ合う機会の創出を図ろうとするものです。

実施時期は6月、食育月間に開催を予定しております。内容としましては、食育普及に関する講演と、北海道の農畜産物、食文化に関する料理教室、講師については現在調整中でございます。

続きまして、食育推進計画の策定事業についてであります。策定のスケジュール感といたしましては、現在、令和6年第1回網走市食育推進会議を本年1月24日に開催し、以降、庁内の会議を都度開催し、計画素案を整理するところであります。

来年度上期に第2回の食育推進会議を開催し、素案について議論をする予定でございます。その後、パブリックコメント等の実施を含め、細かな修正を行いながら、令和6年度末に第4次計画を策定予定でございます。

○古都宣裕委員 食育推進計画、食育推進委員というのを選んで、コロナもあって、令和5年に5類になったけれども開催されずに、やっと動き出した感があるのですけれども、これ何回ほど開催して、この計画策定に至る、今のところ、場合によっては回数も多くなるかもしれないし、減るかもしれないと思うのですけれども、どれぐらいのスパンでやっていく計画なのでしょう。

○阿部昌和健康推進課参事 先ほどスケジュール感をお伝えさせていただきましたが、先ほどお伝えしました1月24日に第1回の網走市食育推進会議を開催したところであります。その後、推進

会議の開催といたしましては、次回が令和6年度上期に第2回の食育推進会議を開催し、令和6年度下期に第3回の食育推進会議を開催する予定でございます。

○古都宣裕委員 令和6年の中で3回ほど会議を予定して、それで計画を策定するという理解なのでしょう。

ということは、次、集まったときには、もうほとんど素案ができて、3回目にコンクリートするような、結構集まる回数にしては相当ハイピッチでやらなければいけないのかなという気がするのですけれども、その理解で間違いなかったですか。

○阿部昌和健康推進課参事 現在そのようなスケジュール感で進めているところでございます。

○古都宣裕委員 かなり1回1回が濃密な会議になるのだろうなというふうに考えますけれども、令和5年が5類のときに進まなかった理由等については、決算のときに伺いたいと思うので、次に入ります。

次、先ほど来、澤谷委員からも質疑があった動物愛護理解促進事業について、ちょっとだけ触れたいと思うのですけれども、地域猫等に対することでありますけれども、地域猫に対して、市として推進していく予定なのかどうかというのを伺いたくて、餌やりをやると将来的に地域のトラブルに発展する可能性をはらんでいると思います。

餌やりをすることで猫が寄ってきて、普段来なかったところに来てしまったりした場合は、なかなか車に傷がついたりだとか、トラブルにつながりかねないと私はちょっと危惧するのですけれども、そうなったときに、まちが推進している場合、まちにも少なからず責任がちょっと生まれかねないのかなという部分をちょっと危惧しているので、その辺の理解についてはどのようになっているかお示してください。

○近藤賢生活環境課長 地域猫の関係ですが、今のところ、一部の町内会のエリアで猫がさまよい歩いていて、面倒を見ている方がいらっしゃるのか、それで捕まえようと思っても捕まえることもできないとか、そういった問題もあります。

そういったことで、猫がもうほぼ野生化してしまっていて、人慣れしていなくて、常にいるのだけれども捕まえることができないというような地区もございまして、まずそういった猫をどのように

対処するのか、地域で課題になっている地区があるので、そこは、市全体で餌やりを推奨するとかそういうことではなくて、困っている地域において猫の対応をどうするかということを勉強したいという活動で考えておまして、まずは先進してやっている地域猫の講師の方を呼んで、どのような活動をして対応をしているのかということを行政も地域も含めて勉強をしていきたいというふうに考えているところです。

○古都宣裕委員 理解しました。

事業的に動物愛護しながら、ちょっと下に行くという、野犬は掃討するというのはちょっと気持的には微妙な感じがするのですが、その下の蜂の巣駆除事業、これも何度かあったのですが、4月、5月がたしか女王蜂とかが一番移動する時期なのでありますが、北海道だとかよく雪が解けてきてという時期に、そうした女王蜂を今ハチトラップになるものがある、そういったものをまちなかに仕掛けると、それは当然蜂が寄ってきて危ないので、市有林だとか、そういった部分に委託業者に大きく仕掛けてもらうことによって、そもそもの女王蜂の数を減らすことによって、市民の危険を減らすことが私は大事ではないのかなと思うのですが、お考えとしてはいかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 蜂の巣駆除事業ですが、現在は市民の方から巣が見つかったときに取ってほしいということで対応しております。

ただいま委員から御指摘のありました女王蜂を何とかして捕まえるというやり方で、トラップを設置して女王蜂を何とか駆除するというやり方については、今のところ私どもとしては持っていなかったところなので、そこはうまく方法を研究してまいりたいと考えます。

○古都宣裕委員 市民が危険にさらされる前に何とかするのが大事かなと思うので、その辺はよくお願いいたします。

次にその下、ごみ処理解促進事業について伺います。

これ内容、先ほど聞いたのでわかったのですが、ごみの減容化を考えたときに、ここは減らしていくことが本当によかったのか。

私はちょっと疑問なのですが、網走市としては今減容化を推進している中で、ごみ通信の回数を減らすことによって、そうした理解の促進

が遅れて、せっかく減容化を目指している中に、本当にごみ通信を減らしてよかったのでしょうか、どうなのでしょう。

○近藤賢生活環境課長 ごみ処理解促進事業についてですが、令和5年度より予算額を減らしております。

なお、令和5年度については、先ほども説明しましたが、動画を作成するための機材購入費を計上していた分20万円をつけておりましたので、平成6年度は減らしております。

ごみ通信ですが、令和4年8月からは、毎月出して皆さんに理解を求めておりました。令和5年は二月置きに年6回、令和6年は回数を年4回の季節刊としたところですが、特にお知らせしたい内容を掲載して配布するとともに、動画を作ってネット上の情報も充実させていくことを考えております。

また、市の広報あばしりでも、ごみのコラムについて掲載することを検討しておまして、予算額は減らしておりますが、啓発は引き続き、この理解促進事業で進めてまいります。

○古都宣裕委員 これは、全体的に見たら小さな額で、去年同様のごみ通信の料とかだと、きっと300万円くらいだったのが半分に、回数が減ったので単純計算で半分になったのかなと思うのですが、そうではなくて、違う方向で理解促進を図ろうとか、今LINEとかもありますし、そういう通信の中で、普段届いていない人にどうやって届けるかというのを考えていくべき事業なのに減らしたというのは、ちょっと私は減容化促進と頑張っている中で、ここを減らしてしまう意味がちょっとわからなかったのですが、それを減らした中でどうそれを補うようにやっていくかという、今のお話だとちょっと足りないのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○近藤賢生活環境課長 市のほうで構築しているLINEとか、市のホームページなども使っていて、情報を充実させていきますので、その分については、こちらの予算には入っていない状況になります。

○古都宣裕委員 様々なツール使ってしっかりとPRした上で、減容化も含めた上でしっかりと理解の促進というのは大事な部分であると思います。しっかりお願いいたします。

次に、77ページですね。先ほど来、埋立処理事業の内容についてあったのですけれども、二軸破碎機、八坂の電気事業等の更新とかあったのですけれども、それぞれの中に入っている予算額というのは、大体どれぐらいになっていますか。

○近藤賢生活環境課長 令和6年度予算の埋立処理事業では、まずは最終処分場の維持管理業務がございまして、こちらが6,500万円、それから、八坂の埋立処理施設の污水管の清掃口の取付け業務委託が238万7,000円、八坂の高圧受電装置の改修工事739万円、それから光熱水費につきましては、こちら177万円と電気代が増えております。それから、自走式破碎機を動かすようになりますので、定期的な整備点検に35万円、そのほか、処分場の残余測量業務もございまして、こちらが、年に4回測量することで172万7,000円というふうに計上したところでございます。

○古都宣裕委員 計算合わなくないですか。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午後6時35分 休憩

午後6時37分 再開

○井戸達也委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。
生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 すみません、埋立処理事業の内訳について、改めて説明させていただきます。

まず、大分類で説明しますが、浸出水処理施設の薬品の購入費が176万1,000円、消耗品が28万9,000円、光熱費が1,112万6,000円、修繕料が65万円、委託料関係が7,649万円、別のその他の委託料が742万7,000円、賃借料が33万円、工事請負費が先ほどの受電設備で739万円、原材料費が37万円で、1億583万3,000円です。

委託料の内訳ですが、施設の委託料は、埋立処理場の維持管理が6,500万円、浸出水処理施設の委託が1,089万円、電気工作物の点検委託が17万6,000円、八坂の施設の除雪費用が42万4,000円で7,649万円です。

そして、その他の委託料というのが、遮水シートの点検と修繕は定期的にやっているもので260万7,000円、海洋モニタリング調査、これ下の明治地区の下流のオホーツク海のモニタリング調査をしているのが30万円、それから最終処分場のガ

スが出てきますので、そこのガスの調査が19万2,000円、残余容量測量が172万7,000円、現在使用している最終処分場の圧送管、これ污水が流れる管ですが、その清掃が21万4,000円、そして旧処分場、八坂の排水口の清掃が238万7,000円で、こちらが742万7,000円という内訳の中身です。

以上です。

○古都宣裕委員 細かくありがとうございます。

次に、廃棄物広域化推進協議会負担金というのがあるのですけれども、負担金で調査もその下にあるのですけれども、この調査費負担金というのが、以前、委員会で話したところ、網走市の生ごみ処理がうまくいかなかったときだから網走の負担金が高くなっていますよというお話でした。翌年度になるとそれは改善されるのですよねという話をしていたら、そのとおりですという答弁だったと記憶しているのですけれども。

となると、これは全体が幾らで、前回が何割だったのか、網走はどれくらい負担が減ったのかな。広域化の調査費についても7,551万円と大きいので、これは全体が幾らで、そのうち網走が負担している分がこの7,500万円ですよというのが、同じ負担割合なのだと思うのですけれども、その内容と全額がどんなものなのかというのを示してください。

○田中正幸生活環境課参事 まず、廃棄物処理広域化推進協議会負担金のところで、1市4町の負担割合についてですが、令和5年度につきましては、中間処理施設の供用開始を令和10年とした可燃ごみ量の推計値を出してございまして、網走市が42%、斜里町19%、小清水町5%、それから大空町5%、美幌町29%となっております。

それから令和6年度につきましては、施設の供用開始を令和11年度の可燃ごみ量の推計値を出してございまして、網走市が44%、斜里町19%、小清水町5%、大空町5%、美幌町28%となっております。

それで、令和5年度については、網走市の燃えるごみの量というのは、堆肥化処理を継続して、堆肥化残渣を焼却するという想定で算出しておりますが、中間処理の方式については、現在、焼却またはメタンコンバインドという二つの方式で検討しておりますので、令和6年度については、燃えるごみの量に生ごみ全量を含めて割合を算出しております。

それから廃棄物処理広域化推進協議会の負担金になりますが、網走市の負担金額の合計が2,603万4,000円となっております、これは協議会のほうで実施する各種の調査業務等の合計に網走市の負担割合、令和6年度の44%を掛けた金額となっております。

○**古都宣裕委員** 網走市44%、斜里町19%、小清水町5%、大空町5%、美幌町28%と2回目のときにおっしゃっていたと思うのですけれども、それ101%になりませんか。どこか違うのではないかなと思うのですけれども。

○**田中正幸生活環境課参事** すみません、先ほどの説明に誤りがありました。

斜里町19%というふうに御説明しましたが、18%の間違いでした。申し訳ありませんでした。

○**古都宣裕委員** 令和6年度になったら負担金は減るのだろうなと思っていたら、逆に増やされるというので、ちょっと驚きなののですけれども。

あと、先ほど広域中間処理施設整備調査事業で、網走市が7,551万9,000円負担しているのですけれども、全体がどれぐらいで、網走市が7,500万円なのですか。

○**田中正幸生活環境課参事** 広域廃棄物中間処理施設整備調査事業についてですが、こちらの事業は、国の交付金を受けて行う事業となっております、協議会では交付金の事業主体になれないということで、網走市が代表になって行うものとなります。

事業費が7,551万9,000円となっておりますけれども、このうち国の交付金を除いた額の事業費に各市町の負担割合を掛けまして、それぞれのまちが負担するというので、網走以外の4町から負担金を受けるという形になっておりまして、これ全額を網走市が負担するというものではございません。うち、網走市の負担分が2,781万3,000円となっております。

○**古都宣裕委員** 7,551万9,000円というのが、全体調査に関わる事業費なのだというふうな説明だったと思います。そのうち2,781万7,000円が網走市の持ち出しでやる分ですと。ほかは国の補助金なり、ほかの町村の負担分なので、数字上としては窓口として網走市が書いてあるだけであって、実質負担額は違いますという説明だったというので、理解させていただきます。

次に、美化活動推進事業というので、先ほど来

も質問あったのですけれども、これアプリをわざわざ、金額的には37万4,000円と小さいのですけれども、確かに企業がごみ拾いした後に町内会が拾ったりという部分もままあったのは理解しているのですけれども、ごみ拾いの袋を取りに来るわけだから、窓口が、どこやる予定ですか、いつ頃やる予定ですかというのを押さえておいて伝えてあげれば、わざわざしなくても大丈夫だったのではないかなと単純に思うのですけれども、いかがですか。

○**近藤賢生活環境課長** これは、ごみ拾いの見える化をするためにアプリを導入するというのですが、委員をおっしゃられたように、ボランティア袋を取りに来られる際に、こういったところでごみ拾いをしているという形でお知らせすることはしているのですが、このアプリを使って皆さんで活動していただく、また、こういったアプリをやった様々な方がごみ拾いをしていることで、ごみ拾いをしていない方にもごみを捨てない、捨てられないまちづくりを目指していくという気持ちを持っていただきたいということで、まずはアプリを使って、さらなる啓発を進めたいというふうに考えたところです。

○**古都宣裕委員** であるならばですよ、先ほど答弁もありましたけれども、プッシュ型通信で、LINEとか、フェイスブックとか、市役所もページをお持ちですよ。

そういった方たちに、どここの企業がどこどこを清掃していただきましたとか、プッシュしてあげたら、それ別に周知になると思うのですよ。関係ない人たちもそれを見るわけですよ、来るのですから。そういうので十分だったのではないかなと。

わざわざお金をかけて、ここをやって、さらにその人たちも登録しないと見るか見ないかわからない。これ、本当に果たしてやる意味はあるのですか。それだったら、減容化のほう、先ほど削っていましたが、そっちのほうの方がよっぽど大事でないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○**近藤賢生活環境課長** アプリの関係ですが、このアプリを使って、グーグルマップ上での機能もございまして、とても見やすくできるような形になっておりますので、人数については、先ほど年間300名を目標としているとしたところですが、

地域美化協定を締結している団体をお願いして運用をしてみたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 これ予算を載せてしまっ、もうやる気満々だからあれですけども、それだったら、しっかりとLINEとかも使って、社会貢献でしっかりごみ拾いしているところ何社もあるではないですか。そういったところもプッシュ型で、やっていただきましたよ、こういうところやってくれましたよ、町内会もやってくれましたよ、ちゃんと周知してあげるのは大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 今活動していただいている団体の方とお話をして、そういった広報に活用してよろしいか伺って、そういった周知も広めていきたいというふうに考えます。

○古都宣裕委員 別に悪いことをしているわけではないので、そこまで拒否される方もなかなかないのかなと思うのですけれども、しっかりとそういったやってもらっている部分に対しては、やってあげてほしいと思います。

次に、下段、地球温暖化対策事業について伺います。

これも、ほかの方から質疑があつて、環境展などをやるとかというので、ちょっと減額されていたと思うのですけれども、これ私、不思議なのが、令和5年度網走市はゼロカーボン宣言をしたわけですよね。地球温暖化、どんぴしゃのところにもかかわらず、ここがちょっと削られるという。いろいろな対策を講じているというのも承知していますけれども、むしろここから、みんなで取り組めるところをもっと考えていこうということできしっかりとやるべきところなのではないかなと思うのですけれども、それを縮小してしまったのはどうしてしまったのかなと思ったのですけれども、どういった考えなのか。

○近藤賢生活環境課長 地球温暖化対策事業の予算額ですが、二つの事業を統合して若干予算額は減額しています。

これは、事務用消耗品コピーなどを見直して減額をしたところなんです。ゼロカーボン宣言もしたこともありますので、市民事業所の日常における環境に配慮した行動の普及啓発を行っていく事業です。

併せて、この中で保険料もあるのですが、市の職員が使う公用自転車の利用の費用も入っており

ます。また、環境展などで掲示できるような地球温暖化対策を開示するパネルなども作成します。そういったパネルについては環境展で展示をする内容となります。

また、地球温暖化ゼロカーボンに向けては、令和6年度にいろいろな施策を取りまとめて、市がやっていく方向を、生活環境課だけでなく、全体でみていく、また事業者のほうにもお願いをしていくことがありますので、そこは道のゼロカーボンの部局や北海道の環境省の環境事務所などの情報を集めまして、そういったところはホームページ等を使って広く周知を進めていく活動をしてまいります。

○古都宣裕委員 さもやっていますという形でやるのも大事だとは思っているのですけれども、例えばですよ、幼稚園、小学校、中学校の子たちができることというのは大体大人もできることだと思うのですよ。みんなで取り組める何かを一緒に考えませんかみたいな形で持って行って、やっていって、全市的に巻き込んでやっていくことが私はゼロカーボン宣言とか、こういった地球温暖化防止につながっていくのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○近藤賢生活環境課長 市のほうもゼロカーボン宣言をする以前から、「事業所でできる10の取り組み」とか「家庭でできる10の取り組み」、それを1人だけでなく市民全体、全世帯がやることで大きな効果があるという周知を進めてきましたので、そういった内容につきましても、今学校のほうでも啓発するというお話がありましたので、そういった資料づくりも進めてまいりたいというふうに考えています。

○古都宣裕委員 幼少期から教育することが大変、大人になってからもつながっていくのかなと思うので、そうした全市的取組というのは、一番子供たちを巻き込むことによって、10年後、20年後花開くことだと思いますので、しっかりと考えて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○井戸達也委員長 次、質疑者、挙手願います。
栗田委員。

○栗田政男委員 重複すればやめようと思ったのですが、重複していなかったの、ちょっとだけやらせていただきます。

質問も何か流れで最後のほうに私がやるみたい

な、決してこれが決まっているわけではないので、たまに明日あたりは早めにやりたいなと思っています。

まずは、開業医誘致推進事業、次年度、令和6年度も5,000万円がついています。この事業、大変評価が高いものなので、予定とか、原課のほうでもし押さえているというか、予定があって1件分の予算を計上しているのかどうかというのを教えていただければと思います。

○本橋洋樹健康推進課長 開業医誘致推進事業がありますが、令和5年度に関しましては、開業医誘致の相談はありませんでした。令和6年度についても、現在はない予定であります。

○栗田政男委員 問合せというか、なかったのでしょうかけれども、成功事例として4件ですか、もう出来上がっていますよね。それで担当課もいろいろとの中で協議しながら進められてきて、開業に至っているということなのですからけれども。

どうでしょうか、開業をされるお医者さん、5,000万円という補助金に対して、当然原課のほうでは検証して、妥当かどうか、もうちょっと必要なのか、もうちょっと減額するのかということも検証しながら進められていると思うのですが、私素人なのでこの辺はよくわかりませんので、5,000万円という金額が、本当に開業の背中を押しているという感触というのはお持ちなのかどうか、その辺についての所感をお伺いしたいと思います。

○本橋洋樹健康推進課長 これまで、開業医誘致制度で、四つの診療所が開設されております。5,000万円という金額が高いか安いという話になりますけれども、開業された皆様にしてみれば貴重なお金になっているかというふうに私たちは考えております。

○栗田政男委員 聞いたかったのは、その原資が非常にありがたくて、では開業してみようかというモチベーションにつながったかという意味なのですが、そこは多分わからないのだろうね。感覚としては、でも助かるという感謝の気持ちをいただいているということだというふうに理解します。

この件で言いたかったのは、これは一般質問で私は言ったと思うのですが、たまたま私の自宅の駒場のほうにできたクリニックは、業者が網走以外から来て建設されたので残念だなというお話をしたと思います。

常日頃、この案件だけではなくて、やはり網走ファストで、できるだけ網走の業者に建設をしていただきたいし、ただ、あのかのときの答弁では、全体の中に、建設費に補助しているわけではないよと。そういうことを十分理解した上で、交渉の中ではぜひとも、できるならば地元の業者を使っていただいて、雇用もできるならば網走の人たちを雇用して、地域内で経済を循環してほしいということをやっぱりお願い、これはお願いしかできないですよ、強制というのはなかなか難しいので、そのような手法は取れるでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 地元の企業の活用であります。開業した4件のうち2件が市内の企業を活用しております。要綱に条件などはありませんが、今後、開業医誘致などの相談があった際には、地元企業の情報などについて提供を行っていきたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 この事業、本当にこの管内でも評判がよくて、めったに僕、水谷市長を褒めないのですけれども、すごくいい事業だと、評価が高いです。現実として、お隣の美幌町が同じ事業を始めました。金額も全く同じです。いいことはまねてくれればいいのですよ。

今まであそこも、やっぱり開業医というのは高齢化で、個人病院はどんどん減っているんで、大きな病院1個で対応みたいな感じだったのですが、それが今、上げたばかりですから成果が出るか出ないかは別ですが、成功事例がしっかりあるということは、必ずいい道につながるというふうに思っています。

本当にいい事業ですし、もう1点最後に聞きたいのですが、今後ある程度の上限というか、数というのはあると思うので、今後もずっとこれやって増やし続けるということではないと思うので、大体どの程度が必要なのかなということをお聞きしたいと思います。

○本橋洋樹健康推進課長 今後も、開業医なども含めましてクリニックなども高齢化なども進んでおります。どのくらいの数が必要かというのも、今後、審査委員会において、現に必要な数というのを常に把握しながら決めていきたいというふうに思います。

○栗田政男委員 大変今の段階で難しいですし、まだ必要かと言われれば必要でしょうし、クリニックがいっぱいできたことによって、どうい

ことが今市内で起きているかという、かなり厚生病院の患者数の緩和がされています。今まで一日かかって、当然厚生病院という地域性があるので、近隣の町の方もいっぱいいらっしゃると思います。そういう中で、完全にはそこで解消になっていませんが、かなりの部分で軽度というか、クリニックで間に合う方というのをそちらに行っている。そのせいか、かなり混雑もしていますし、僕の目の前ですからよく見えていますけれども、非常にいい傾向ではないかなというふうに思います。

本当にこれは成功事例ですし、ぜひとも健康都市を目指している網走市としては、この医療。医療を充実させることはやはり将来につながる大切な部分でありますから、ぜひとも頑張ってもらっていただきたいなというふうに思います。

この部分についてはお願いをして終わりにしたいと思います。

もう1点、先ほど移動型医療サービスのほうは、質問で内訳については聞いたのですが、まだ実験段階なのでこれから進むのでしょうかけれども、もう納車されてから実験はしていると思うのですね。その実験した結果というのが、原課のほうでどういうふうに押さえているか、いろいろなことをやっていて、今のところ実験ですから全部言えとは言いませんので、どんな考えとか、それを活用した方はどんな要望があったのかというのを教えていただければと思います。

○本橋洋樹健康推進課長 移動型医療サービスですけれども、令和5年度、実証事業という形で1医療機関で行っております。利用されている方の患者も限定されておりますが、利用者からなどは高い評価をいただいている状況であります。

今後なのですけれども、協議会などでこれらのアンケートなども踏まえまして評価していきたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 昨年、5,000万円弱で予算計上されたときに、これは私、勝手にイメージしてしまって、その中で治療までできるような、結構大型のマイクロバスみたいのが納車されるのかなという勝手な想像をしていたときに、現物を見たときに、キャンピングカーかなというような意識が正直ありました。その内容云々については、実証ですから、これから詰めなくてはいけないのですが、やはりそういうふうに取り組んだ以上はしっ

かり成功させてほしいのです。無駄にならないが非常に大切なことなので、非常にこれ難しいと思います。

どういう関係でどういうふうに進んでいくかというのは、いろいろなことが絡み合ってきますし、費用の面もいろいろあるので大変な作業になると思いますが、買った以上はしっかりやってください。それを生かして、それが道内に波及するぐらいの、あちこち、いいから、私たちの地域でもやるというぐらいのものでないと、この投資は無駄になってしまうというふうに思います。だから、しっかりとこの実証実験、初めてやるわけですから、やっぱりそれだけの責任がありますし。

何にしても、やっぱり大きなチャレンジだと思うのですね。チャレンジすることは、僕は無駄ではないと思うので、検証をしっかりやって、必ず使い道もあるでしょうし、いろいろなことが出てくるでしょうから、それを原課のほうも本当にしっかりと取り組んでほしいなというふうに要望をして、今後の活用方法について検証をして、私もしっかり見守っていききたいなというふうに思っています。

以上でございます

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部審査を終了しました。

本日はこれにて散会とします。

再会は、明日午前10時としますから参集願います。

お疲れさまでした。

午後7時07分 散会